

第4次 宝塚市環境基本計画

令和8年(2026年)8月
宝塚市



環 境 都 市 宣 言

私たちの地球は、バランスのとれた生き物のようなもので、人類のみならず、すべてのいのちの源であり、地球の未来は、その恵みによって生きている人間の知恵と行動に大きくゆだねられています。

私たちのまち宝塚は、六甲、北摂の山なみ、武庫川の流れに象徴される豊かな自然や歴史的、文化的な資源に恵まれた美しいまちです。私たちは、このすばらしい環境を、将来の世代に引き継いでいかなければなりません。

私たちは、宝塚を訪れる人たちとともに、このかけがえのない環境を大切にしながら、今までの暮らしや、いとなみを見直し、一人ひとりの小さな行動を積み重ね、健全で恵み豊かな環境をともにはぐくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とすることを、ここに宣言します。

- 一、私たちは、水と緑きらめく、魅力あふれるまちをつくります。
- 一、私たちは、人と自然や生き物がともに生きていくまちをつくります。
- 一、私たちは、ものを大切にし、ごみの減量やエネルギーなどの節約、リサイクルの推進に努めます。

平成八年九月十日

宝 塚 市



宝塚市気候非常事態宣言

近年、世界各地で、地球温暖化の影響による熱波、森林火災、洪水、干ばつなどの自然災害が多発し、国内においても巨大化する台風や局地的集中豪雨、記録的猛暑などに見舞われ、甚大な被害が発生しています。このまま地球温暖化の進行を放置すれば、近い将来、生態系や社会がさらに過酷な気候変動の影響を受けることになります。

2018年に発表されたIPCC（気候変動に関する政府間パネル）の「1.5℃特別報告書」では、多くの気候変動による影響を回避するためには気温上昇を産業革命以前に比べて1.5℃に抑制することを目標に、温室効果ガス排出量を2030年にはほぼ半減、2050年頃には実質ゼロにする必要があると言われており、国は温室効果ガス排出量を2030年には46%削減、2050年までに実質ゼロの実現を目指しています。

この目標を達成するためには、私たちは、この危機的な状況を認識し、責任ある世界市民の一員及び地方公共団体として、災害対策に取り組みつつ、地球温暖化を防止し気候変動を緩和するための行動を起こし、国内外に連携の輪を広げていく必要があります。

こうした背景を受け、私たちは、環境都市宣言のもと培ってきた豊かな環境の将来世代への継承と持続可能な社会の実現に向けて、ここに気候非常事態を宣言し、市民・事業者・行政が連携・協力し、行動していきます。

- 1 気候変動が危機的な状況にあることを共に深く認識するとともに、市民・事業者・市の間でこれらに関する情報を広く共有します。
- 2 温室効果ガス排出量を2030年にほぼ半減、2050年までに実質ゼロとすることを目指し、地球温暖化防止に全力で取り組みます。
- 3 大人はもとより、次代を担う子どもたちに地球温暖化を考える学習・教育機会を十分に設け、温暖化防止への理解と実践につなげます。

以上のことに取り組みながら、他の地方公共団体との「気候非常事態宣言」についての連携の輪を広げ、行動を呼びかけます。

令和3年（2021年）12月22日

宝 塚 市

はじめに

宝塚市は、平成8年（1996年）に環境基本計画を策定して以来、時代の変化に応じて計画を改定しながら、環境施策を総合的かつ計画的に推進してまいりました。第3次計画のもとでは、地球温暖化対策の推進、生物多様性の保全、環境学習の充実などに取り組み、市民・事業者の皆様との協働により着実に成果を積み重ねてきました。



しかしながら、気候変動の深刻化や自然環境の劣化、資源制約の顕在化など、私たちを取り巻く環境は大きく変化しています。これらの課題は、地球規模の問題であると同時に、私たちの暮らしや地域社会にも深く関わる課題となっています。

本市は、六甲山系の豊かな緑や武庫川の清らかな水辺、美しい住宅地景観など、先人から受け継いできたかけがえのない地域資源に恵まれています。これらの自然や環境を未来へと引き継ぎ、誰もが安心して快適に暮らし続けられる持続可能なまちを築いていくことは、私たちの大切な責務です。

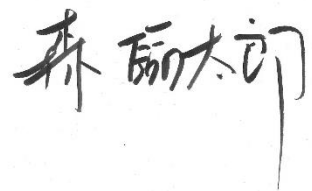
このたび策定した第4次宝塚市環境基本計画は、これまでの取組の成果と課題を踏まえるとともに、脱炭素社会の実現、循環型社会の構築、自然との共生、良好な生活環境や景観の保全、環境学習の推進など、本市が目指す環境施策の方向性を示すものです。

本計画の推進には、市民の皆様の日々の暮らしにおける環境に配慮した行動、事業者の皆様による環境に優しい活動、そして地域や行政との連携が不可欠です。一人ひとりの取組が未来の宝塚を形づくる力となることを願い、市民・事業者・行政が力を合わせて、豊かな自然と美しいまちなみを次世代へ引き継ぐ「持続可能な宝塚」の実現に向けて取り組んでまいります。

結びに、本計画の策定にあたり、御尽力を賜りました宝塚市環境審議会の委員の皆さまをはじめ、多くの関係者の皆さま方に心より感謝申し上げます。

令和8年（2026年）8月

宝塚市長



目 次

第1章 環境基本計画の基本的事項	1
第1節 計画策定の背景	1
第2節 計画の役割と位置づけ	3
1 計画の目的・役割	3
2 計画の位置づけ	3
3 計画の期間	4
第3節 計画の対象	5
1 対象地域	5
2 対象とする環境要素	5
3 対象とする人々、団体	5
第4節 計画の推進主体	6
第2章 宝塚市の地域概況	7
第1節 自然的条件	7
1 位置・地勢	7
2 気候	8
第2節 社会的条件	9
1 人口など	9
(1) 人口・世帯の推移	9
(2) 将来推計	10
2 産業	11
(1) 農家数	11
(2) 森林面積	11
(3) 工業	12
(4) 商業	12
3 土地利用	13
4 都市公園	13
5 交通	15
(1) 公共交通	15
(2) 自動車など保有台数	16
第3章 宝塚市の環境の現状	17
第1節 地球温暖化	17
1 温室効果ガス排出量	17
2 エネルギー消費	18
3 再生可能エネルギーの導入状況	19
第2節 循環型社会	20
1 ごみ処理	20
(1) ごみ排出量	20
(2) リサイクル率	20
第3節 自然環境	21
1 地形・地質	21

2 河川・ため池.....	22
3 植物・植生.....	22
4 動物.....	23
5 生態系.....	24
6 自然環境の保全に係る区域などの指定状況.....	26
第4節 大気環境.....	27
1 硫黄酸化物（SO ₂ ）.....	28
2 窒素酸化物（二酸化窒素）.....	29
3 光化学オキシダント（Ox）.....	30
4 浮遊粒子状物質（SPM）.....	31
5 一酸化炭素（CO）.....	32
6 微小粒子状物質（PM _{2.5} ）.....	33
第5節 水環境.....	34
1 公共用水域（河川・湖沼・海域）.....	34
（1）健康項目.....	34
（2）生活環境項目.....	34
（3）要監視項目.....	35
2 地下水.....	36
（1）環境基準項目.....	36
（2）要監視項目.....	36
3 水資源.....	37
第6節 騒音・振動.....	38
第7節 公害に係る苦情の現状.....	39
第8節 快適環境.....	40
1 景観.....	40
2 文化財など.....	41
第9節 環境特性.....	42
第4章 まちづくりの方向性.....	43
第1節 本市の目指す環境都市像.....	43
第2節 施策推進の基本的な視点.....	44
第3節 施策の体系.....	45
I ゼロカーボンの実現を目指すまちづくり.....	46
1 省エネルギーの促進.....	46
（1）脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換.....	47
2 再生可能エネルギーの推進.....	48
（1）再生可能エネルギーの利活用の推進.....	50
II 循環型社会の構築.....	51
1 ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）.....	51
（1）家庭や事業所におけるごみ排出量の削減.....	51
（2）食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進.....	52
2 分別の徹底とリサイクルの促進.....	53
（1）燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進.....	53

(2) 分別徹底に向けた指導強化.....	54
III 自然共生社会の実現.....	55
1 生物多様性の保全・再生.....	55
(1) 生態系の保全と再生.....	56
(2) 侵略的外来種の防除・野生鳥獣の適正管理.....	57
2 持続可能な資源利用と生物多様性理解の促進.....	58
(1) 自然資源の持続的な利活用.....	59
(2) 生物多様性の理解の促進.....	60
IV 健康に暮らせるまちづくり.....	61
1 大気環境の保全.....	61
(1) 自動車排気ガスの低減.....	61
(2) 大気汚染物質の監視と市民への情報発信.....	62
2 水環境の保全.....	63
(1) 水質汚濁及び土壌汚染の防止・対策.....	64
(2) 水循環の保全・監視・汚染対策.....	65
(3) 水環境（河川・ため池・水路）の保全・美化と活用.....	66
3 騒音・振動・悪臭及び有害化学物質対策.....	67
(1) 騒音・振動対策.....	67
(2) 悪臭及び有害化学物対策.....	68
V 安全で快適な環境のまちづくり.....	69
1 景観の保全.....	69
(1) 景観の保全.....	70
(2) 美化活動の行き届いたまちづくり.....	70
2 みんなにやさしいまちづくり.....	71
(1) 誰もが安心して生活できる移動空間の確保.....	71
(2) マナーやモラル向上の啓発.....	72
VI みんなで取り組む環境づくり.....	73
1 環境学習・教育の推進.....	73
(1) 環境学習・教育の推進.....	74
(2) 自然体験と交流の推進.....	75
2 環境保全活動の支援.....	76
(1) 市民の環境保全活動の交流の場づくり.....	76
第5章 計画の推進.....	77
第1節 推進体制.....	77
第2節 進行管理及び評価.....	78
1 進行管理.....	78
2 点検・評価.....	78

第1章 環境基本計画の基本的事項

第1節 計画策定の背景

本市の環境基本計画（以下、本章において「計画」という。）は、平成8年度（1996年度）を初年度として策定し、これまでに第1次から第3次までの計画を通じて、本市の環境施策を体系的に推進してきました。

第3次計画を策定した平成27年度（2015年度）からの10年間で、気候変動の進行や海洋プラスチック問題など、環境課題は一層深刻化し、地球規模での取組が求められる状況となっています。国においては令和2年（2020年）に「温室効果ガス2050年排出実質ゼロ」を表明し、令和3年（2021年）には令和12年度（2030年度）の温室効果ガス¹排出削減目標を平成25年度（2013年度）比26%から46%に大きく引き上げました。

こうした動きを受け、本市においても、令和3年（2021年）には「ゼロカーボンシティ」を表明し、「気候非常事態宣言」を発出するなど、脱炭素社会の実現に向けた姿勢を明確にしました。さらに、「第2次宝塚エネルギー2050ビジョン」及び「第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画」の策定（令和4年度（2022年度）改定）を通じて、再生可能エネルギー²の導入促進やエネルギーの地産地消³、生物多様性⁴への配慮などの取組を進めています。

循環型社会⁵の形成に向けては、令和7年度（2025年度）に「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」を改定し、2R（リデュース⁶・リユース⁷）の徹底や適正なごみ処理、新ごみ処理施設の整備などを進めています。

また、生物多様性の分野では、令和4年（2022年）に、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させて、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」という新たな世界目標が示されました。これを受け、国の「生物多様性国家戦略2023-2030」や、県の「生物多様性ひょうご戦略」の改定が行われました。

本市では、令和8年度（2026年度）に「第2次生物多様性たからづか戦略」を策定し、市民・事業者・行政の協働による保全・再生・持続可能な活用を進めることとしていますが、自然共生社会の実現に向け、生物多様性を社会全体に主流化する取組の一層の推進が求められています。

この間、「宝塚を美しくする市民運動⁸」や、「宝塚市ばい捨て及び路上喫煙の防止に関する条例」に基づく啓発活動など、市民参加による環境美化活動も継続的に展開してきました。

¹ 温室効果ガス：大気中には太陽から地球へ降り注ぐ光のエネルギーを通し、地面から放射される赤外線熱を吸収するガスがある。こうした性質をもつガスは地球の平均気温を温室のように一定に保つ役割を果たしており「温室効果ガス」と呼ばれる。主な温室効果ガスには、二酸化炭素、一酸化二窒素、メタン、フロン類などがある。人間の活動によって大量の温室効果ガスが大気中に放出され、地球温暖化の原因となっている。

² 再生可能エネルギー：太陽光や太陽熱、水力、風力、バイオマス、地熱など、一度利用しても比較的短期間に再生が可能であり、資源が枯渇しないエネルギー。

³ 地産地消：地域で生産された農林水産物などを、地域内またはできる限り近い地域で消費すること。

⁴ 生物多様性：地球上の生物は、生命の誕生以来、さまざまな環境のもとで絶滅と進化をくり返し、未知のものを含めると3,000万種ともいわれる多様な生物が存在している。生物多様性とは、ひとつひとつに個性がある生命が、網の目のようにさまざまな関係でつながっていることをいう。生物の多様性に関する条約（平成5年（1993年）12月発効）では、生物多様性を「すべての生物に違いがあること」と定義しており、「生態系の多様性」、「種の多様性」、「遺伝子の多様性」の3つのレベルがあるとしている。宝塚市では、平成25年（2014年）6月に市内の生物多様性を象徴する生物として、ミヤマアカネ（トンボ）、ツメレンゲ（植物）をシンボル生物として選定した。

⁵ 循環型社会：限りある資源を効率的に活用し、廃棄物を減らしながら、持続可能な形で資源を循環させることで、天然資源の消費を抑制し、環境への負荷をできる限り減らす社会のこと。

⁶ リデュース：切り詰める、縮小する、減らすという意味で、ごみの発生を抑制し、過剰な消費をやめて適正な購入を行うこと。

⁷ リユース：循環資源を製品としてそのまま、あるいは修理を行って使用すること。製品のの一部を他の製品に使用する場合もリユースに含む。

⁸ 宝塚を美しくする市民運動：毎年春と秋の2回、各11日間実施する市民運動。市民が道路や公園などの公共の場所の散乱ごみを回収し、側溝の泥上げなどを行う一斉清掃のほか、不法看板や放置自転車などの撤去、啓発活動も実施する。

近年、国・県の環境基本計画では、環境負荷の低減や保全にとどまらず、環境施策を通じて市民一人ひとりの生活の質の向上を図ること（Well-Being⁹）、環境と市場・経済との新たな関係づくりや共創、自然資本¹⁰・環境価値の創出・向上といった視点が重視されています。

社会経済状況の変化や新たな環境課題を踏まえ、令和 8 年度（2026 年度）からの 10 年間を見据えた「第 4 次宝塚市環境基本計画」（以下、本章において「本計画」という。）を策定します。

⁹ Well-Being（ウェルビーイング）：世界保健機関（WHO）の憲章で提唱された、心身ともに満たされた良い状態を指す言葉。厚生労働省によって「個人の権利や自己実現が保障され、身体的、精神的、社会的に良好な状態にあることを意味する概念」と定義されている。

¹⁰ 自然資本：森林、土壌、水、大気、生物資源など、人間社会に恩恵をもたらす自然の資産。これらを「資本」と捉えることで、使い尽くすのではなく、適切に管理・投資して持続的に活用すべきだという考え方。

第2節 計画の役割と位置づけ

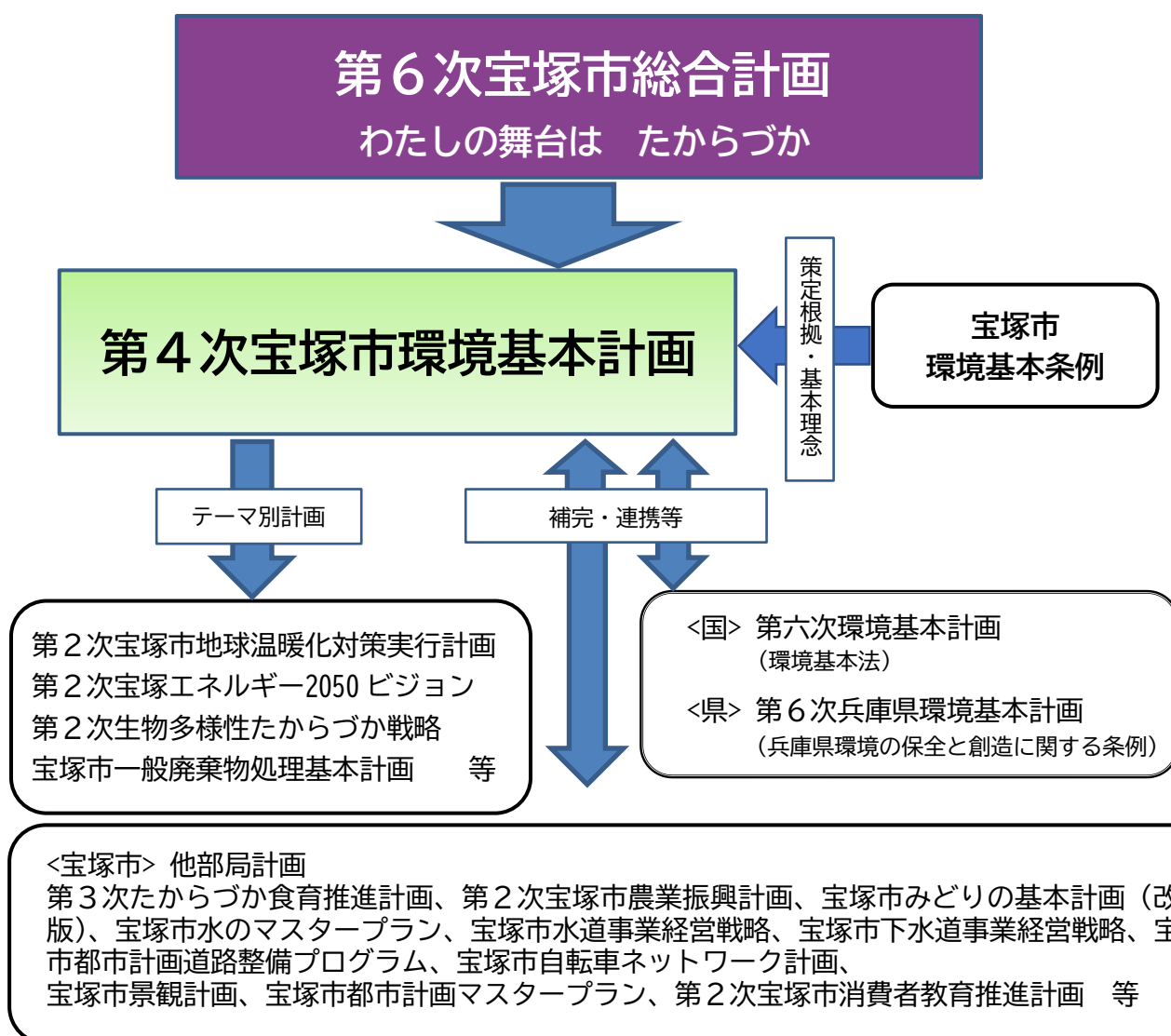
1 計画の目的・役割

本計画は、宝塚市環境基本条例（以下、本章において「条例」という。）の規定に基づき、市民・事業者・市のすべての主体が公平な役割分担の下で協働することにより、本市の良好な環境の保全及び創造に関する施策を、総合的かつ計画的に推進していくことを目的として、次の3つの役割を担います。

- 1 本市における望ましい環境都市像の実現に向けた方向性を示す。
- 2 環境の保全及び創造に関する目標及び環境行政の基本的な方針・考え方を示す。
- 3 市民・事業者・市が取り組むべき事項を明らかにする。

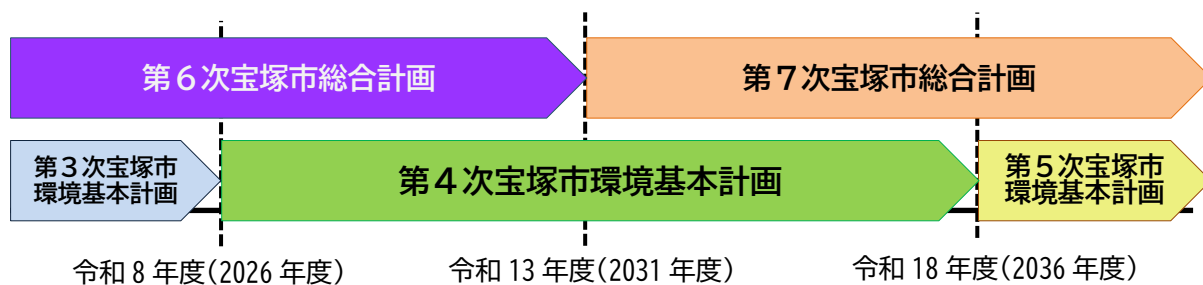
2 計画の位置づけ

本計画は、令和3年（2021年）に策定された第6次宝塚市総合計画の基本構想に掲げる、環境の分野における目標を実現するために、方針や施策を示し、取組の推進を図る計画であり、本市環境施策の根幹となる計画として条例の規定に基づき策定しています。



3 計画の期間

本計画は、目標年度を令和 17 年度（2035 年度）とし、計画期間は令和 8 年度（2026 年度）からの 10 年間とします。なお、総合計画との整合や社会情勢の変化などにより、必要に応じて見直しを行うこととします。



第3節 計画の対象

1 対象地域

本計画は、宝塚市全域をその対象地域とします。また、市の区域外に及ぶ環境への負荷の低減に努めるとともに、大気、水、地球環境に関わる問題など、広域的な取組を必要とする施策については、国及び他の地方公共団体などと連携して推進に努めます。

2 対象とする環境要素

本計画の対象とする環境要素は下表のとおり設定します。

環境分野	対象とする環境要素
循環資源	地球温暖化 ¹¹ 、脱炭素社会、再生可能エネルギー ¹² 、地域エネルギー、省資源・省エネルギー、廃棄物、3R など
生態系自然環境	生物多様性 ¹³ 、生態系、自然景観、森林・里山、自然資源の活用、公園・緑地、緑化 など
生活環境	大気、水質、水資源、騒音・振動、悪臭、化学物質 など
快適環境	景観、道路・交通、マナー・モラル など
参画・協働	環境学習・教育、環境保全活動 など

3 対象とする人々、団体

本計画は、市民、自治会・まちづくり協議会・財産区・NPOなど各種民間団体、事業者、市はもとより、買い物・観光・事業活動などでの来訪者や関係者、不在地主など、本市に何らかの関わりを持つ主体のすべてを対象とします。

¹¹ 地球温暖化：地球表面の大気や海洋の平均温度が長期的に見て上昇する現象。

¹² 再生可能エネルギー：P1 参照

¹³ 生物多様性：P1 参照

第4節 計画の推進主体

本計画の推進にあたっては、計画策定主体である市の取組だけでなく、事業者の事業活動、市民の日常生活や市民団体などの活動における環境に配慮した取組の展開が必要です。

また、条例の前文において「我々は、安全で健全かつ快適・文化的な生活を営むことができる良好な環境を享受する権利を有するとともに、この良好な環境を将来の市民に引き継いでいく責務を有することを認識し、市、事業者及び市民それぞれの公平な役割分担の下、その責務を果たし、協働して、環境を守り育てていかなければならない。」として、環境の保全に対して市民、事業者、市が協働して取り組むこととしていることから、本計画の推進主体を「市民」・「事業者」・「市」として、それぞれが密接に連携し協働することにより、計画の推進を図ります。

第4次宝塚市環境基本計画

環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち

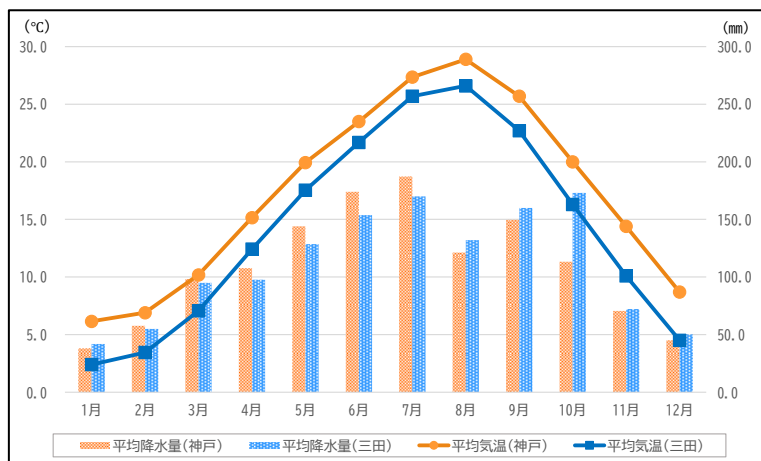


**市民・事業者・市が
相互に連携、協働により推進**

※「市民」とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体を表します。

2 気候

本市の気候は、瀬戸内気候に属し、年間晴天日数は200日以上と一年を通じて比較的温和で穏やかな気候です。北部地域は、冬は南部地域より寒く、昼夜の気温差が大きい特徴があります。また、平成12年（2000年）から令和6年（2024年）の気象データ※における月別平均気温みると、年間を通じて北部と南部では2～4度程度の差があります。年間降水量は南部と北部ともに1,300mm程度であり差はなく、6月、7月、10月の雨量が多くなっています。



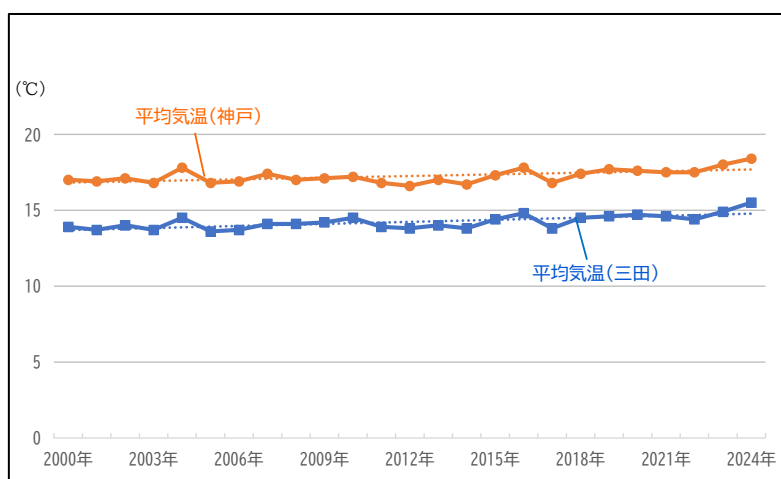
※宝塚市の最寄りの神戸気象観測所と三田気象観測所の気象データを用いて各図を作成しています。
(宝塚市の南部地域は神戸、北部地域は三田の気象データを目安にしてください)

資料：気象庁 気象データ 神戸及び三田観測所

気温と降水量の月別平年値

平成12年（2000年）から令和6年（2024年）の年平均気温の推移をみると、南部地域と北部地域いずれも平成12年（2000年）頃と比較すると、変動を繰り返しながら徐々に上昇しています。

気温の上昇や豪雨の増加など気候の変化は、農作物の収穫減少、生態系サービス¹⁴の低下など、私たちの暮らしにも深刻な影響をもたらすことが危惧されています。



資料：気象庁 気象データ 神戸及び三田気象観測所

年平均気温の推移

¹⁴ 生態系サービス：生物多様性を基盤とする生態系が与えてくれる恵みのこと。人間の生活に密接に関係しており、具体的には、食料や水などの供給、大気や水の浄化、気候の安定、自然災害の抑制、レクリエーションなどの文化的な価値の提供など、さまざまな機能がこれに含まれる。

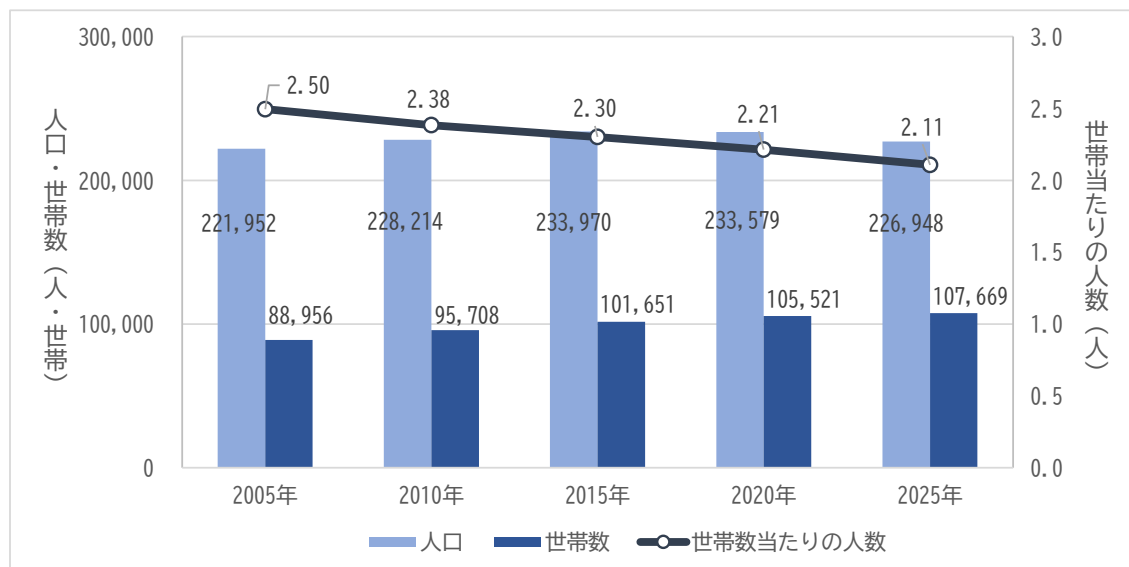
第2節 社会的条件

1 人口など

(1) 人口・世帯の推移

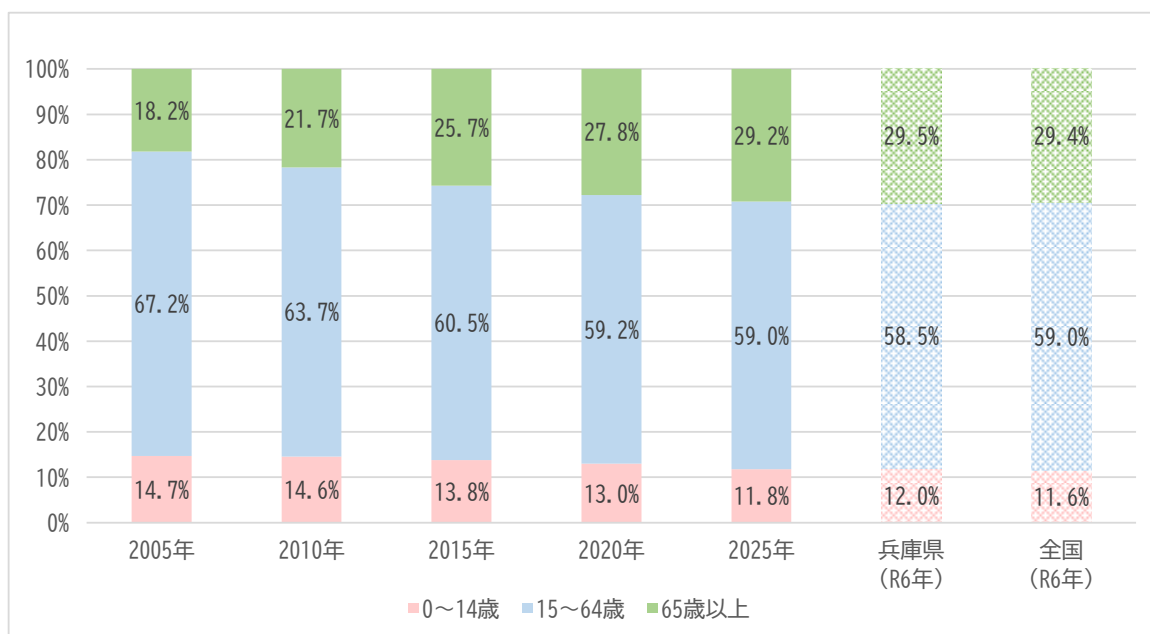
本市の人口は減少傾向にあります。世帯数は増加しています。また、少子化や単身化する高齢世代の増加などにより世帯人員の数は低下傾向にあります。

年齢3区分構成の推移では、本市においても、少子高齢化が進行していることがうかがえます。



資料：宝塚市 統計 住民基本台帳法に基づく登録人口

人口・世帯数の推移



資料：宝塚市 統計 住民基本台帳法に基づく登録人口

※小数点第2位以下を四捨五入しているため、内訳数字の計と合計数字が一致しないことがあります。

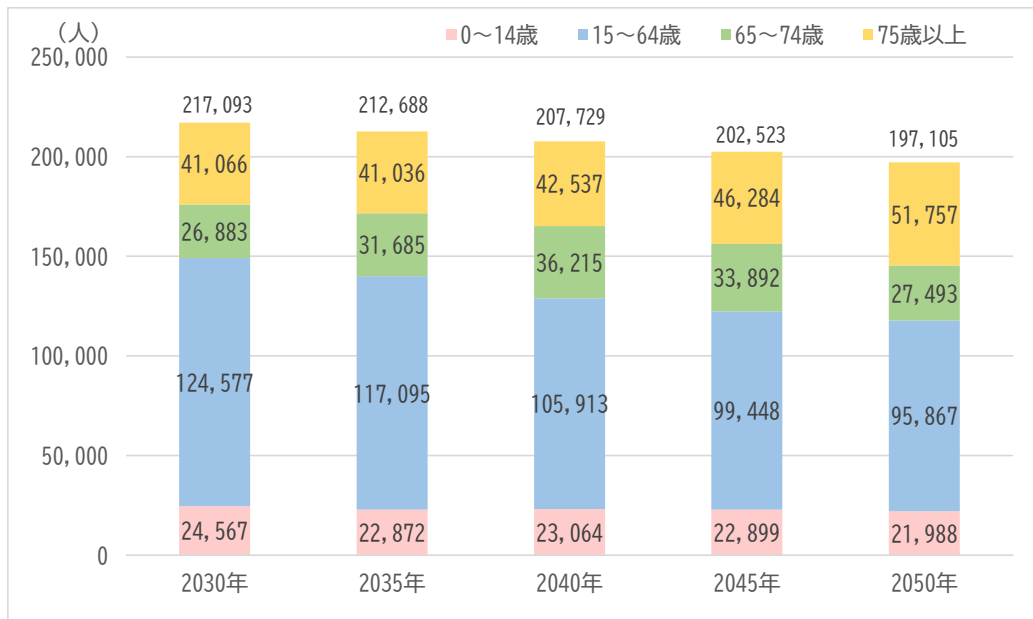
年齢3区分構成比 県・国比較

(2) 将来推計

国立社会保障・人口問題研究所の推計準拠推計（令和 5 年（2023 年）推計）によると、令和 12 年（2030 年）に 21.7 万人である本市の人口は、令和 17 年（2035 年）には 21.2 万人、令和 22 年（2040 年）には 20.7 万人まで減少すると予測されています。

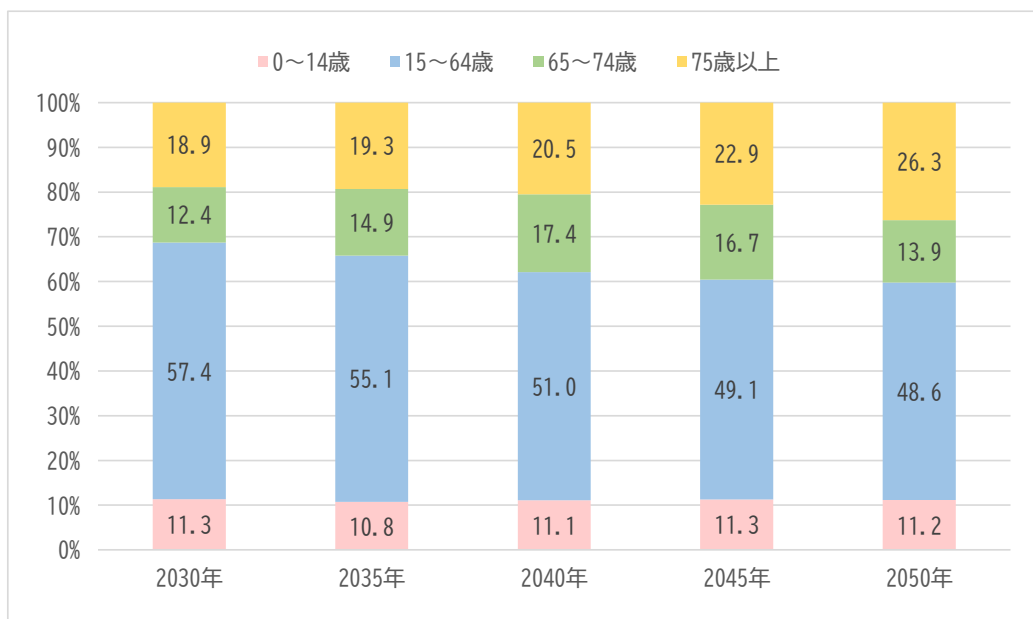
年齢別の構成比では、引き続き少子・高齢化が進行していくと見込まれております。

14 歳以下の比率は、令和 12 年（2030 年）11.3%から令和 22 年（2040 年）11.1%と 0.2 ポイント減少となるのに対して、65 歳以上の比率は、同 31.3%から 37.9%に 6.6 ポイント増加すると予測されています。



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年（2023 年）推計）」

年齢 3 区分将来推計人口



資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（令和 5 年（2023 年）推計）」

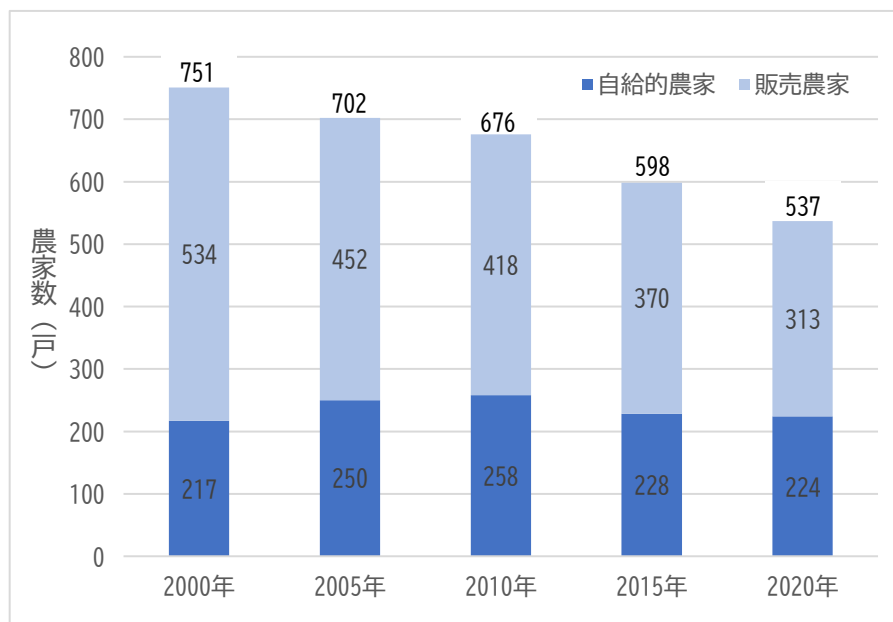
※小数点第 2 位以下を四捨五入しているため、内訳数字の計と合計数字が一致しないことがあります。

年齢 3 区分構成比

2 産業

(1) 農家数

本市の総農家数は、平成 12 年（2000 年）の 751 戸から令和 2 年（2020 年）537 戸に大きく減少しています。



資料：宝塚市統計書

農家数の推移

販売農家：経営耕作地面積が 30a 以上または年間農産物販売金額が 50 万円以上の農家
 自給的農家：経営耕地面積が 30a 未満で、かつ、年間農産物販売金額が 50 万円未満の農家

(2) 森林面積

本市の令和 5 年（2023 年）3 月末日時点の森林の総面積は 5,619ha で、近年は微減傾向となっています。

森林面積

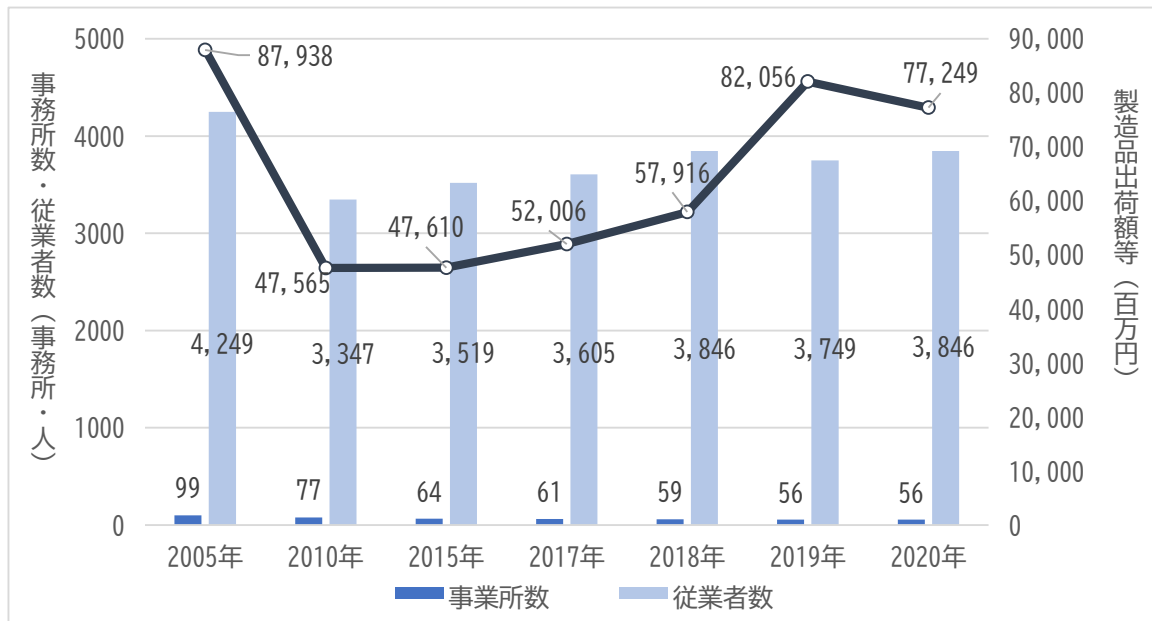
民 有 林									単位 ha
年	総面積	計	立木地		竹林	無立木地		更新 困難地	国有林
			人工林	天然林		伐採跡地	未立木地		
2005	5,903	5,583	251	5,045	9	0	278	－	320
2010	5,755	5,458	247	4,924	9	0	278	－	297
2015	5,703	5,406	247	4,879	9	1	270	－	297
2020	5,637	5,340	247	4,821	9	1	263	－	297
2021	5,627	5,330	247	4,813	9	1	261	－	297
2022	5,626	5,329	247	4,813	9	1	260	－	297
2023	5,619	5,322	247	4,809	9	1	257	－	297

各年 3 月末日現在

資料：宝塚市統計書

(3) 工業

製造品出荷額などの額は、平成 22 年（2010 年）から令和元年（2019 年）までは増加していましたが、令和 2 年（2020 年）にやや減少しています。

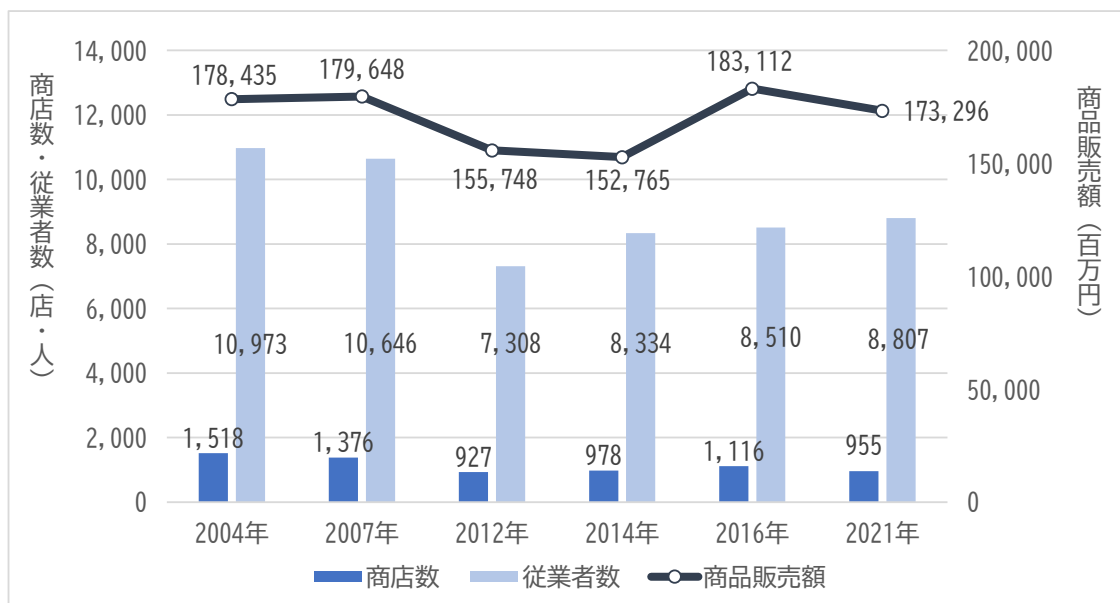


資料：宝塚市統計書

工業の推移

(4) 商業

本市の商業は、商店数、従業者数は平成 16 年（2004 年）から平成 24 年（2012 年）まで減少が続いていたものの、それ以降はやや回復傾向がみられます。商品販売額は、令和 3 年（2021 年）の販売額は、平成 16 年（2004 年）比で 97.1%となっています。



資料：2016 年まで宝塚市統計書、2021 年は令和 3 年経済センサス

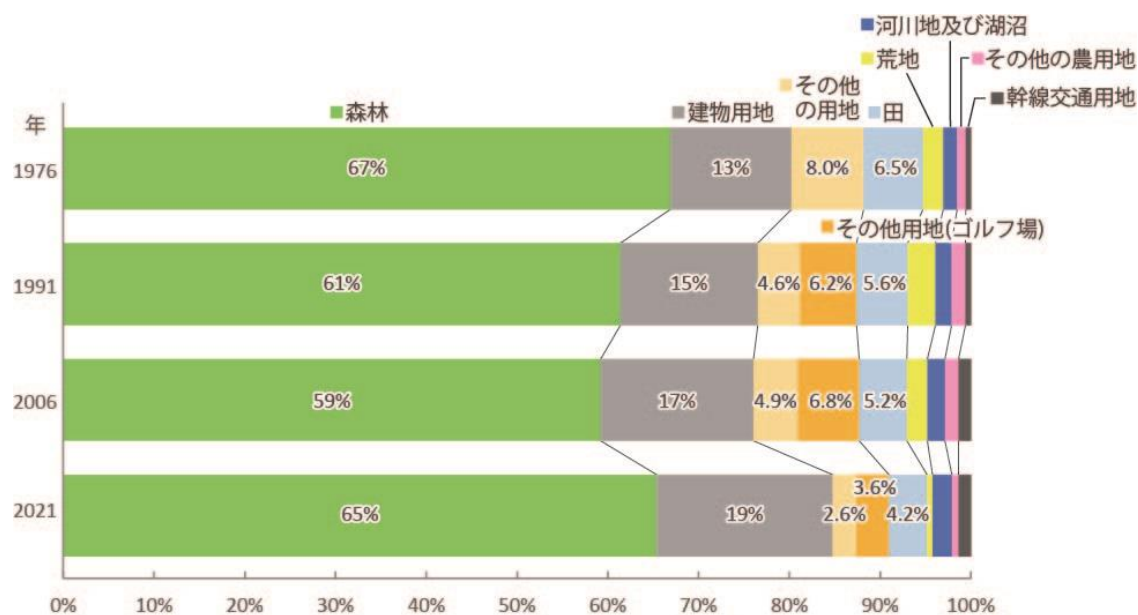
商業（卸・小売業）の推移

3 土地利用

平成3年（1991年）～平成18年（2006年）は森林面積が減少し、ゴルフ場を含むその他の用地の割合が増加しています。その他の用地に区分される、人工造成地が大規模な住宅開発により広がっていたことが原因と考えられます。令和3年（2021年）には宅地やゴルフ場に植栽された樹木や、耕作放棄地の樹林化により、森林面積が回復したと考えられます。

令和3年（2021年）には、建物用地の割合が増加している一方で、田やその他の農用地、荒地の割合が減少しています。

なお、ここに示す土地利用は、衛星画像等を基に解析されたデータを使用しています。



資料：国土数値情報 土地利用細分メッシュデータ

土地利用の状況

4 都市公園

本市の令和5年度（2023年度）の都市公園の設置状況は、公園数331、面積は130.36haとなっています。

都市公園設置状況

年度	総数	街区公園	運動公園	地区公園	近隣公園	風致公園	都市緑地
公園数(カ所)							
2019	327	307	1	3	9	1	6
2020	329	309	1	3	9	1	6
2021	329	309	1	3	9	1	6
2022	330	310	1	3	9	1	6
2023	331	311	1	3	9	1	6
面積(ha)							
2019	120.06	31.19	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2020	121.13	32.26	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2021	121.13	32.26	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2022	121.17	32.30	4.8	10.17	13.4	17.36	43.14
2023	130.36	32.34	4.8	10.17	13.4	17.36	52.29

資料：宝塚市統計書

1人当たり公園面積

年 度	総 数 (ha)	人 口 (人)	1人当たり面積 (㎡)
2019	120.06	225,199	5.07
2020	121.13	225,025	5.10
2021	121.13	226,574	5.13
2022	121.17	225,239	5.14
2023	130.36	223,862	5.20

※人口：住民基本台帳人口、外国人登録含む（各年度末）



北雲雀さずきの森



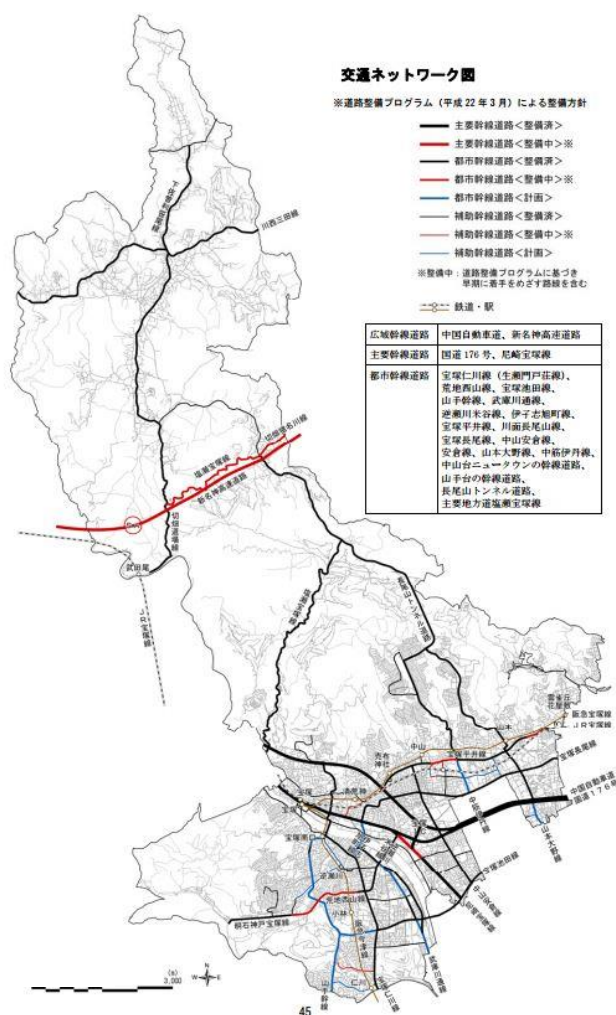
末広中央公園

5 交通

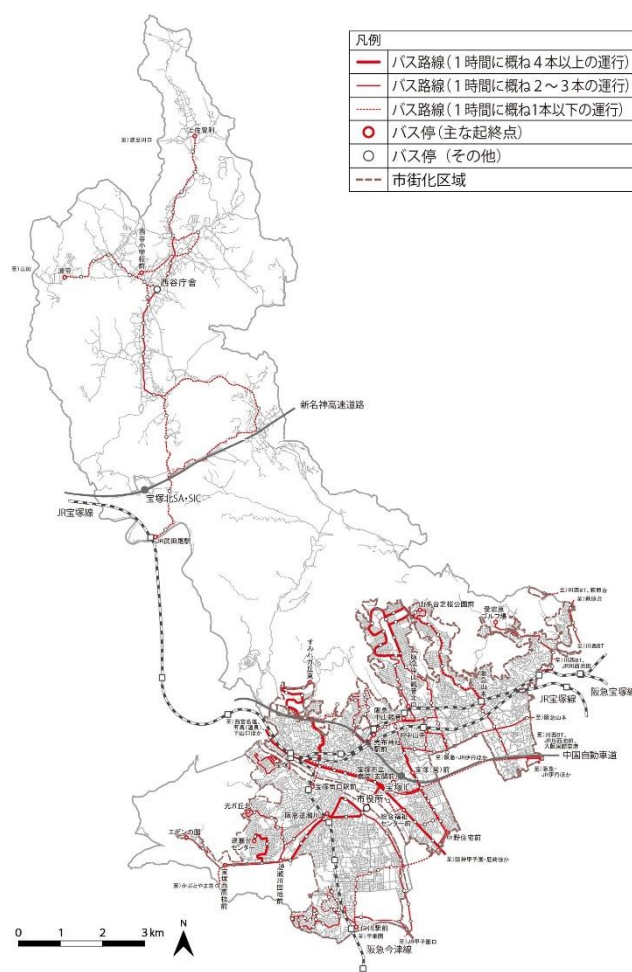
(1) 公共交通

本市は、都市としての成熟が進んだ南部と豊かな自然環境を有した北部地域により構成されています。市内の公共交通網は、主に都市間の輸送を担う鉄道3路線（JR福知山線、阪急宝塚線、同今津線）と、路線バスにより形成されています。

鉄道駅・バス停の利用圏域を見ると、南部の市街化区域では概ね駅から500m、バス停から300m以内の範囲に入っていますが、公共交通サービスの空白地域や改善が望まれる地区もいくつか見られます。北部地域では令和9年3月末をもって路線バスを廃止することが決定されました。交通空白が生じないように令和9年4月から新たな移動手段の本格運行に向け、令和8年下半期に試験運行を予定しています。



交通ネットワーク図

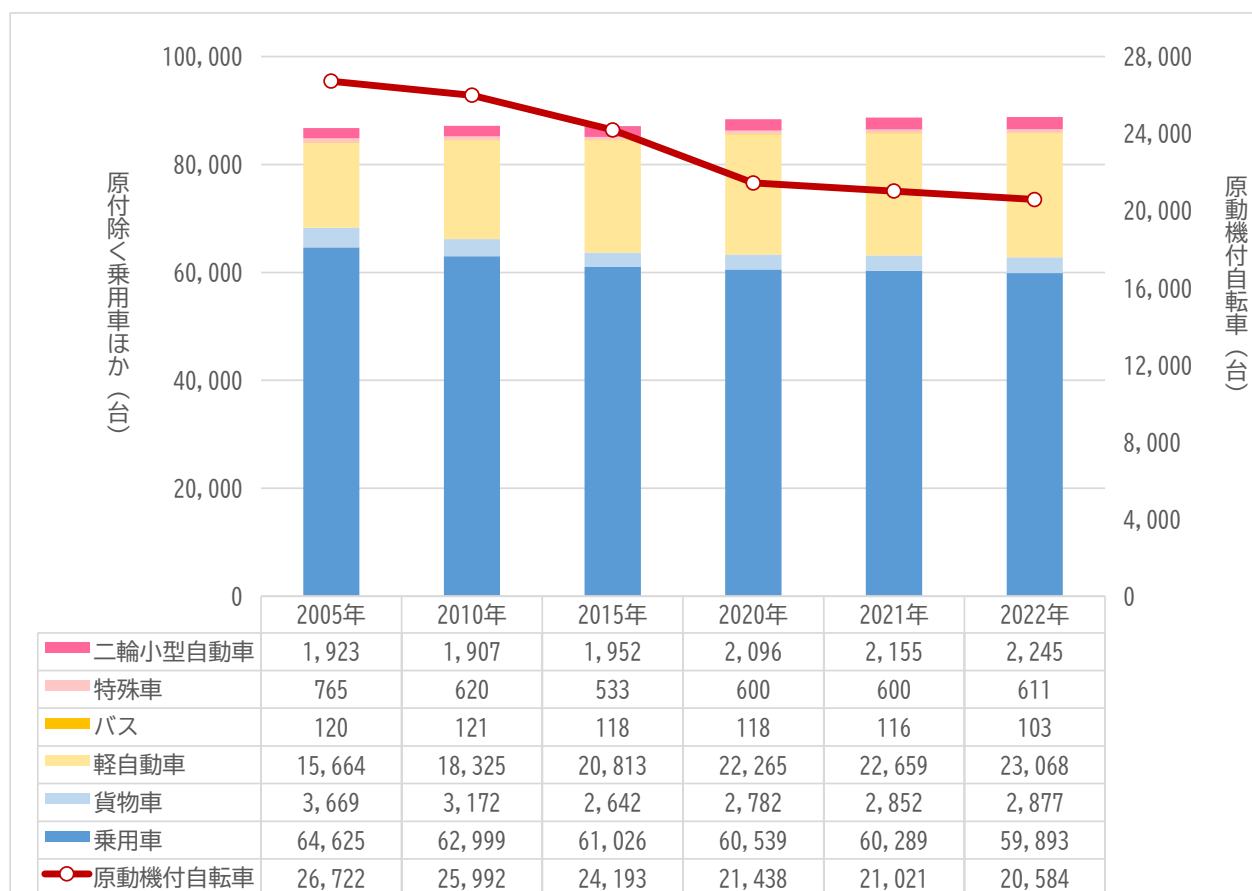


バス路線図

資料：たからづか都市計画マスタープラン

(2) 自動車など保有台数

本市の車種別自動車など保有台数の推移は、軽自動車が増加傾向、原動機付自転車は減少傾向にあり、乗用車は近年微減傾向となっています。



資料：宝塚市統計書
※特殊車は、小型特殊を含む

自動車等保有台数の推移

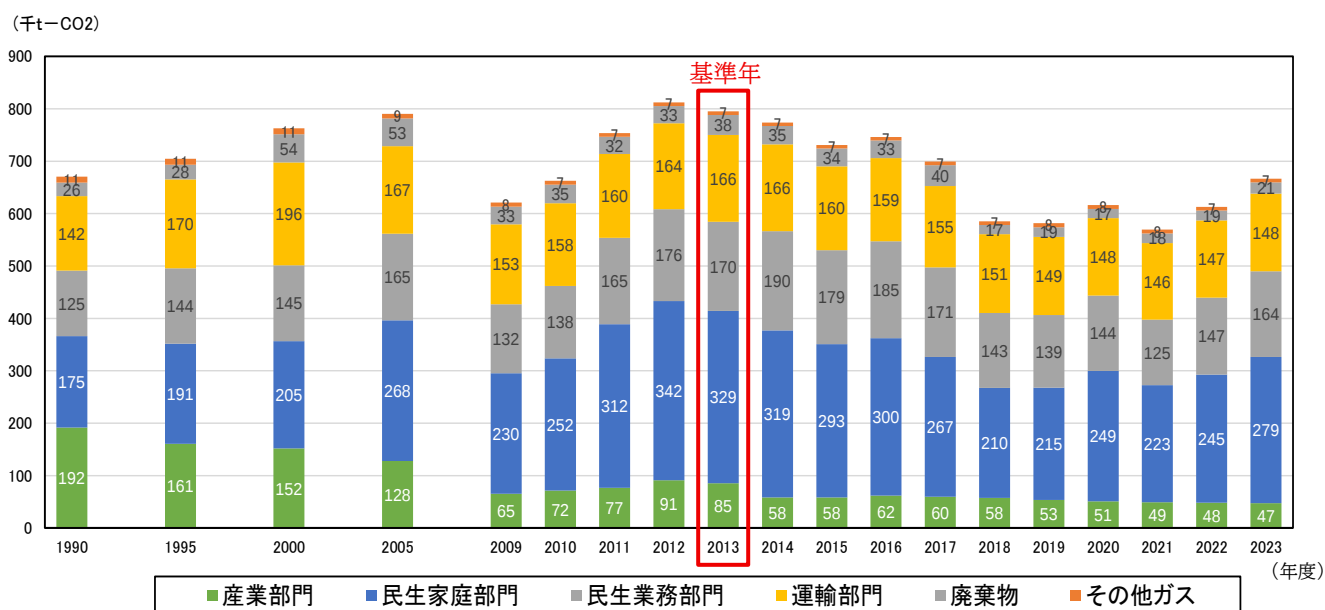
第3章 宝塚市の環境の現状

第1節 地球温暖化

1 温室効果ガス排出量

本市の温室効果ガス¹⁵排出量は、平成2年度（1990年度）以降、リーマンショックによる経済の落ち込みの影響により一時減少したものの、増加傾向にあり、平成24年（2012年）にピークとなりました。しかし、平成23年（2011年）に発生した東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を契機に、以降、省エネ対策等による消費エネルギーの減少、再生可能エネルギー¹⁶導入の拡大等による電力の低炭素化によって、温室効果ガス排出量は減少傾向となっています。ただし、近年では、エネルギー消費量は増加傾向となっており、また、電源における火力発電の割合の増加などにより、温室効果ガス排出量はやや増加傾向となっています。なお、今後、近年の猛暑の影響によるエネルギー消費量の増加も懸念されます。

温室効果ガス排出量を部門別にみると、産業部門が減少傾向にあります。一方で、住宅都市である本市は民生家庭部門の割合が最も高く、次いでオフィスや商業施設、店舗などを含む民生業務部門となっています。



資料：宝塚市環境エネルギー課
(2023年は速報値)

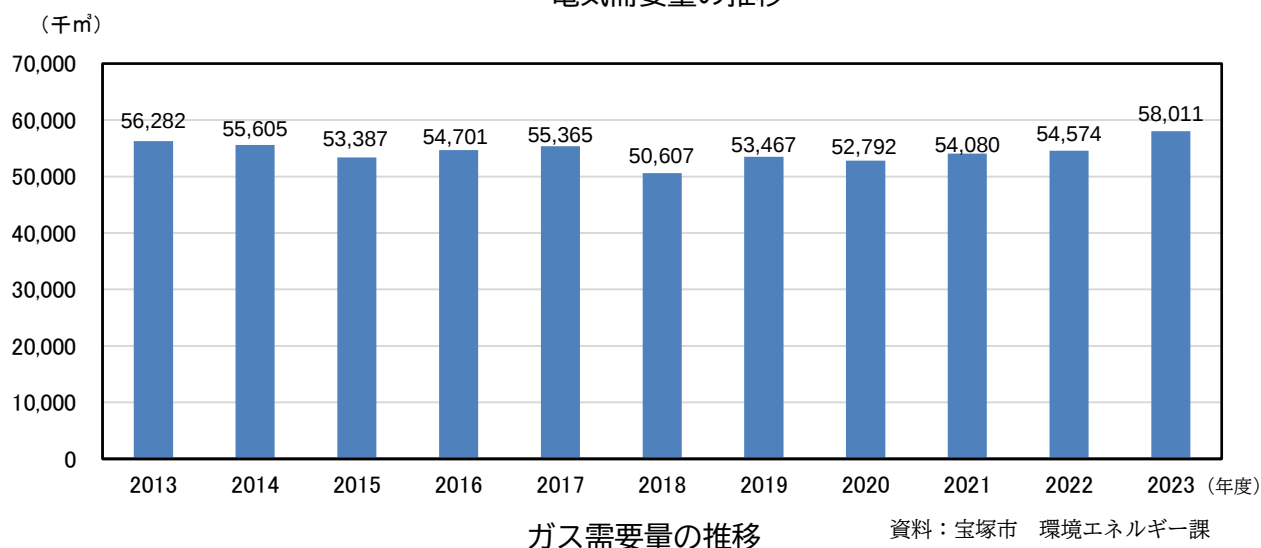
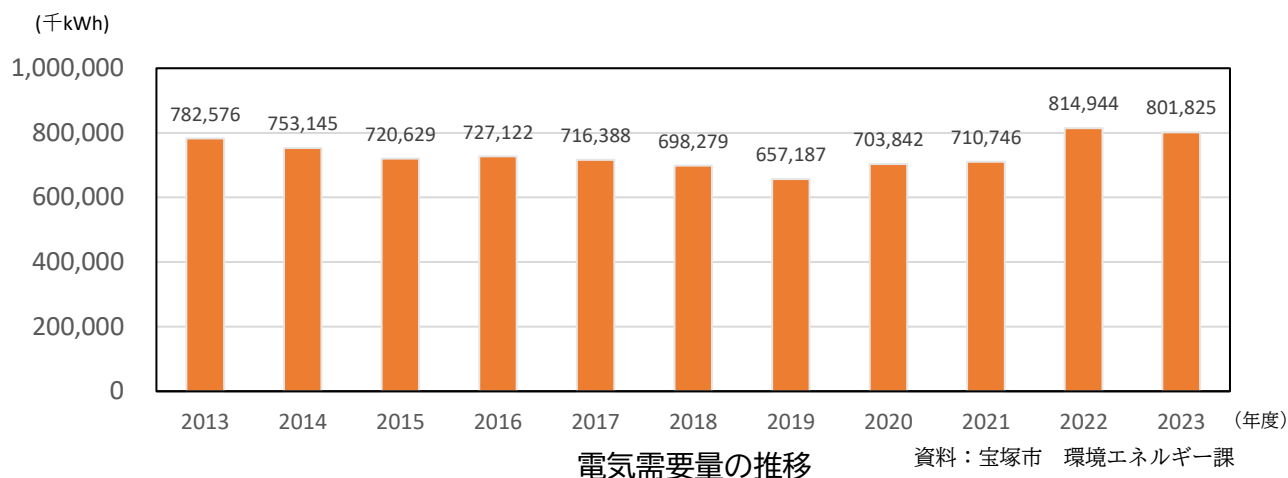
温室効果ガス排出量（CO₂換算）の推移

¹⁵ 温室効果ガス：P1 参照

¹⁶ 再生可能エネルギー：P1 参照

2 エネルギー消費

本市におけるエネルギー消費（電気需要量、ガス需要量）の状況は次のとおりです。

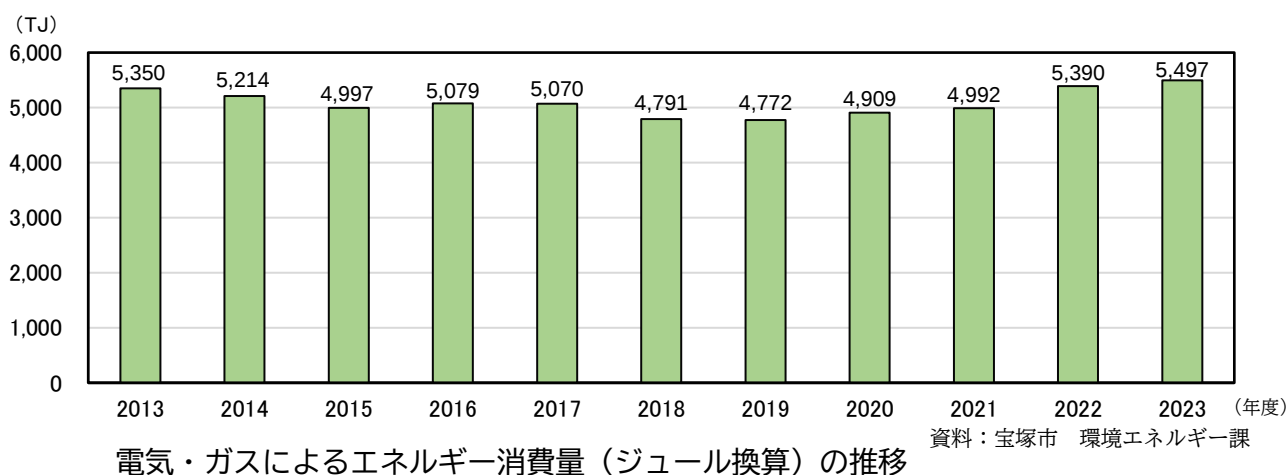


※ エネルギー消費量の単位として、一般的にジュール(J)を使用します。上記電気・ガスの需要量の単位をジュールに置き換えると、電気 1kWh あたり 3.6 MJ（メガジュール：ジュールの 10 の 6 乗倍）で、ガス 1 m³ あたり 45 MJ となります。

例えば、2023 年度における電気、ガス需要量をジュール換算した場合の計算は以下の通りとなります。

$$(801,825 \text{ 千 kWh} \times 3.6) + (58,011 \text{ 千 m}^3 \times 45) = 5,497,065,000 \text{ MJ}$$

$$5,497,065,000 \text{ MJ} \div 1,000,000 = 5,497 \text{ TJ (テラジュール：メガジュールの 10 の 6 乗倍)}$$



3 再生可能エネルギーの導入状況

再生可能エネルギー¹⁷固定買取制度の認証及び設備の導入件数・容量について、本市及び近隣市町の状況は下記のとおりです。

市町別導入件数【令和6年度(2024年度)末時点】

単位：件

市 町	太陽光発電設備		水力発電設備	バイオマス発電設備		合 計
	10kW 未満	10kW 以上	200kW 未満	メタン発酵 ガス	一般廃棄物・ 木質以外	
神戸市	26,850	2,440	6	4	2	29,302
尼崎市	6,337	590	0	0	2	6,929
西宮市	7,943	707	1	1	1	8,653
芦屋市	1,820	80	0	0	0	1,900
伊丹市	4,175	284	0	0	0	4,459
宝塚市	5,839	422	0	0	0	6,261
川西市	5,113	312	0	0	1	5,426
三田市	4,465	524	1	0	0	4,990
猪名川町	1,306	141	0	0	0	1,447

資料：宝塚市 環境エネルギー課

市町別導入容量【令和6年度(2024年度)末時点】

単位：kW

市 町	太陽光発電設備		水力発電設備	バイオマス発電設備		合 計
	10kW 未満	10kW 以上	200kW 未満	メタン発酵 ガス	一般廃棄物・ 木質以外	
神戸市	111,204	221,008	170	2,589	35,240	370,211
尼崎市	24,522	32,633	0	0	16,700	73,856
西宮市	32,819	46,790	6	720	7,200	87,535
芦屋市	7,764	1,281	0	0	0	9,045
伊丹市	17,085	6,568	0	0	0	23,652
宝塚市	25,006	10,191	0	0	0	35,196
川西市	22,080	13,135	0	0	5,000	40,215
三田市	17,825	144,765	199	0	0	162,788
猪名川町	5,135	8,363	0	0	0	13,499

※端数処理により合計が合わない場合があります。

資料：宝塚市 環境エネルギー課

◇ 参考 市町域面積、世帯数、人口

市町	面積 (k m ²)	世帯数 (世帯)	人口 (人)
神戸市	557.03	775,015	1,494,661
尼崎市	50.71	242,851	457,237
西宮市	99.96	228,970	481,134
芦屋市	18.47	45,393	94,273
伊丹市	25.00	93,587	200,641
宝塚市	101.80	107,037	228,308
川西市	53.44	71,616	153,510
三田市	210.32	47,166	106,691
猪名川町	90.33	12,480	28,865

資料：兵庫県推計人口
令和6年(2024年)4月現在

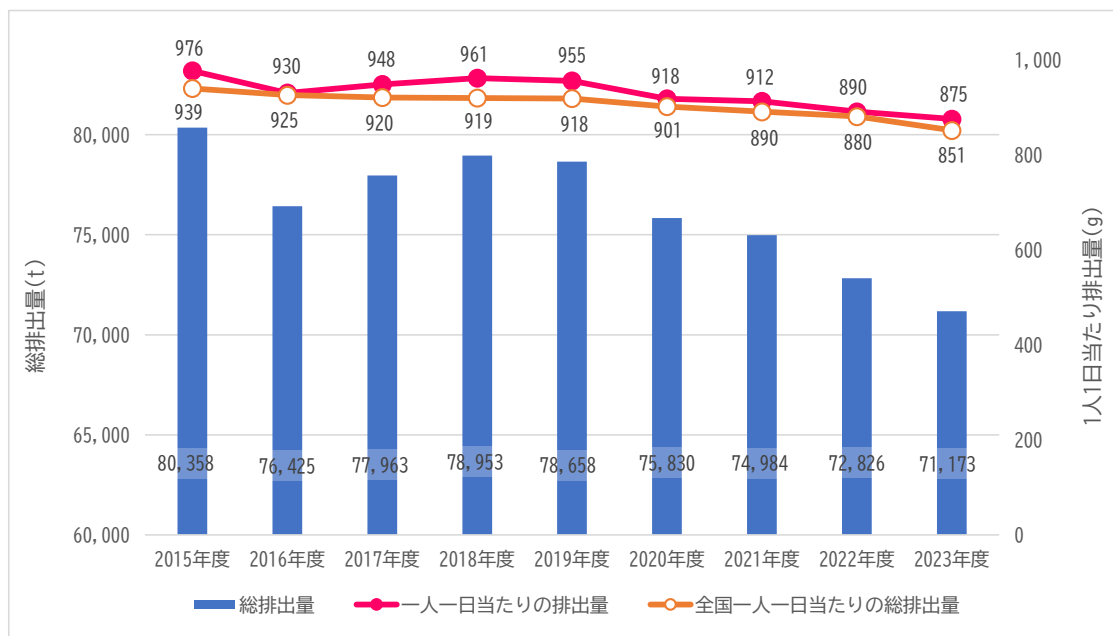
¹⁷ 再生可能エネルギー：P1 参照

第2節 循環型社会

1 ごみ処理

(1) ごみ排出量

本市の一般廃棄物¹⁸の排出量は以下のとおりです。令和2年度（2020年度）以降減少傾向を続けており、宝塚市の一人一日あたりのごみ排出量は減少傾向にあります。

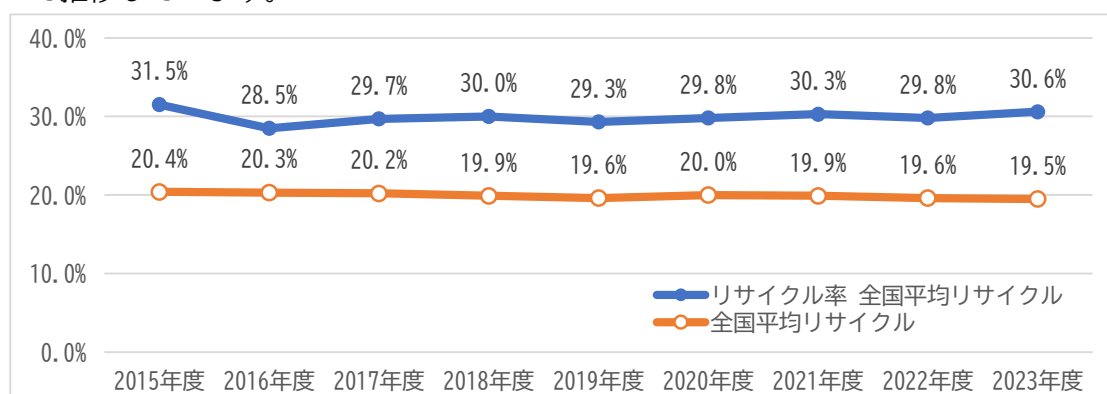


資料：環境省一般廃棄物処理実態調査
宝塚市一般廃棄物処理基本計画

総排出量と一人一日当たり排出量の推移

(2) リサイクル率

本市の、ごみのリサイクル率は、ほぼ横ばいの状況であり、全国の平均リサイクル率を上回って推移しています。



資料：環境省一般廃棄物処理実態調査

リサイクル率の推移

¹⁸ 一般廃棄物：廃棄物の処理及び清掃に関する法律の対象となる廃棄物のうち、同法で特定した20品目の産業廃棄物以外のもの。一般家庭から排出されるいわゆる家庭ごみ（家庭系廃棄物）のほか、事業所などから排出される産業廃棄物以外の不要物（いわゆるオフィスごみなど）も事業系一般廃棄物として含まれる。また、し尿や家庭雑排水などの液状廃棄物も含まれる。

2 河川・ため池

宝塚市内の河川は 40 程度に区別されます。市内を流れる河川の多くは武庫川に合流しますが、東側の一部は猪名川水系に属しています。一般的な河川は上流ほど急勾配になる傾向がありますが、武庫川の中流部に位置する武田尾峡谷が最も急勾配になっています。武庫川は市民の憩いの場であると共に、カモ類等の水鳥や水生生物などの生息地としても重要です。

また、河川はヒートアイランド現象の緩和にも寄与しています。

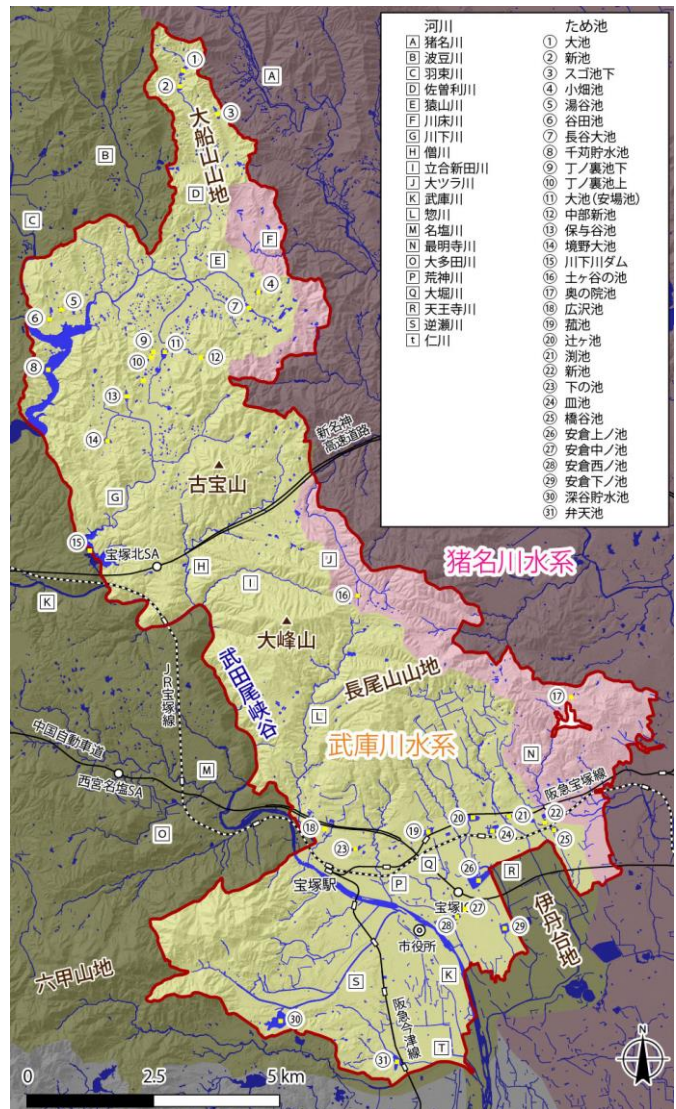
ため池は市内全域に点在しており、市街化が進んでいる南部地域にも希少な水生植物が生育しているため池がみられるなど、動植物の生息・生育地として貴重な存在です。また、ため池は農業用水の供給以外に、雨水の貯留による下流の洪水調節機能や、地域の憩いの場の提供など多面的な機能や役割を有しています。

3 植物・植生

市域の約 65%を森林が占めており、さらに森林の約 89%が一度伐採された後に、自然に再生した森林である「二次林」になっています。「二次林」の代表的な植生²⁰は一般的に里山林と呼ばれるコナラアベマキ群集です。「自然林」は新名神の宝塚北 SA 周辺に点在しているアカマツ群落、切畑の武庫川沿いでみられるアラカシ群落、清荒神清澄寺や満願寺などに分布するコジイ・カナメモチ群集と塩尾寺に残存するウラジログシ・サカキ群集が残っていますが、いずれも小面積で孤立しています。

宝塚市を代表する貴重な植生としては、武庫川峡谷の渓流辺植生、西谷地区の農耕地に点在するため池の植生があげられます。土壌の発達が悪い流紋岩類からなる北摂山地の谷や斜面には湿原が点在しており、丸山湿原や松尾湿原など県を代表する湿原²¹が見られます。

武庫川峡谷には、県下最大規模のサツキ（兵庫県版レッドリスト A ランク）やアオヤギバナ（A ランク）の自生地があり、溪谷斜面にはヨコグラノキ（B ランク）、キヨスミギボウシ（C ランク）、ヒメウラジロ（環境省レッドリスト絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、A ランク）、ルリミノキ（A ランク）など希少な植物が数多く見られる貴重な場所となっています。



²⁰ 植生：ある場所に自生している植物の集合体。植生はその地域の自然の状態を理解するのに重要な要素となる。

²¹ 湿原：市内の代表的な湿原の丸山湿原や松尾湿原は、湿原のタイプとしては滲水湿原（湧水湿原）に区分される。滲水湿原は、粘土層などの不透水層からの湧水によって涵養される湿地で、かつ貧栄養な立地に成立する特殊な草原。湿原には、その環境に特有の多様な動植物が生息・生育している。

湿原²²には、兵庫県の天然記念物に指定されている丸山湿原や、市の天然記念物である松尾湿原などがあり、湿原を代表する植物で、絶滅が危惧されているサギソウ（準絶滅危惧〈NT〉、Bランク）、トキソウ（準絶滅危惧〈NT〉、Cランク）をはじめ、サワオトギリやウメバチソウ、食虫植物のモウセンゴケやイシモチソウ（準絶滅危惧〈NT〉、Cランク）など、他の環境ではみられない植物が多数生育しています。



ハッチョウトンボとサギソウ

4 動物

本市の動物の分布状態は、北部地域の山地を中心に多様な生物が生息していますが、南部の市街地では外来種が入り、生態系に影響が出ています。

ほ乳類はニホンイノシシ、ホンダギツネ、ホンダタヌキ、ニホンイタチやネズミ類、コウモリ類が、鳥類は食物連鎖の上位種となる、ハチクマ（情報不足〈DD〉、Bランク）、サンバ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、Bランク）やオオタカ（準絶滅危惧〈NT〉、Bランク）などが確認されています。

爬虫類では夜行性のタカチホヘビ（Cランク）、シロマダラ（Cランク）、ヒバカリ（要注目）も確認されています。

両生類は北部地域を中心にカジカガエル（Cランク）、タゴガエル（Cランク）、モリアオガエル（Bランク）、セトウチサンショウウオ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、Bランク）などが、さらには国指定特別天然記念物のオオサンショウウオ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、Bランク）が生息しています。

魚類では北部のため池にミナミメダカ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、要注目）、谷筋にはナガレホトケドジョウ（絶滅危惧ⅠB類〈EN〉、要調査）、カワバタモロコ（絶滅危惧ⅠB類〈EN〉、Aランク）など近年個体数及び生息地が全国的に減少している種も健在です。

陸産貝類では、オオコウラナメクジ（準絶滅危惧〈NT〉、Bランク）、ケハダビロウドマイマイ（準絶滅危惧〈NT〉、Bランク）などが北部で見つかっており、昆虫類は、ヒメタイコウチ（Aランク）、ギフチョウ（絶滅危惧Ⅱ類〈VU〉、Bランク）、オオムラサキ（準絶滅危惧〈NT〉、Cランク）、ミヤマアカネ（要調査）、ハッチョウトンボ（Bランク）、ヘイケボタル（要注目）、ヒメボタル（要注目）などが確認されています。

近年は外来種の移入、侵入による生態系への影響が危ぶまれています。特に、特定外来生物²³に指定されているアライグマは生息数が増加傾向にあり、農作物への被害だけでなく、家屋への侵入および糞尿被害、アライグマ回虫症等を媒介する恐れがあるなど健康被害や、捕食による生態系への影響が懸念されています。

また、令和7年（2025年）に市内で発見された、特定外来生物の昆虫類のクビアカツヤカミキリは、サクラ、モモ、ウメなど主にバラ科の樹木に幼虫が寄生して内部を食い荒らし、枯死させます。繁殖力が極めて高く、樹木内から脱出した成虫により、短期間で他の樹木に広がります。発生すれば桜並木や果樹の広範囲に被害が及ぶこともあるため、早期に発見・処置し、拡散・定着させないようにすることが重要です。

²² 湿原：P22 参照

²³ 特定外来生物：外来生物の規制および防除について定めた、「特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律」（平成16年6月2日法律第78号）において定められた外来生物のことで、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ深刻な被害を及ぼすもの、または及ぼすおそれがあるものの中から指定されており、その飼養、栽培、保管、運搬、輸入といった取扱いが規制されている。

なお、在来種のニホンジカの分布域が県南部にまで拡大し、本市の北部地域では農業被害や下層植生の衰退や土壌侵食といった生態系への深刻な影響を引き起こしています。特に六甲山系の花崗岩はもろく崩れやすいうえ、山地と市街地が近接しているため土砂災害の潜在的危険性が高い地域です。下層植生²⁴が衰退し表土が流出すると土砂災害のリスクが高くなってしまいます。

5 生態系

本市では希少種を含む多様な生物が生息する環境に恵まれ、池沼、湿原、河川、森林、田畑など、多様な生物の生存環境が分布しています。これらの重要な生態系の現状を評価し、平成12年（2000年）に「宝塚市生態系レッドデータブック」を策定しました。

その後、市内の生物相や貴重な自然環境に係る情報を追加、反映し、重要な生態系の見直しを行い、平成24年（2012年）に「宝塚市生態系レッドデータブック2012」として改定版を発行しました。生態系レッドデータブックにおいては、最も小さな生態系の単位をスポットとし、ため池、社寺林²⁵（社寺林でない照葉樹林を含む）、河川（ヤナギ林やエノキ林などの森林も含む）、孤立二次林（アカマツ林やコナラ林など）、湿原、放棄水田、岩角地、六甲山地など合計129か所を選定しています。また、いくつかのスポットの集合地区をエリアとして13か所、エリアの集合地域をゾーンとして9か所を選定しています。

詳細は「宝塚市生態系レッドデータブック」または「第2次生物多様性たからづか戦略」をご覧ください。

重要な小生態系（スポット）の概要

種類	Aランク	Bランク	Cランク	Dランク	情報不足	ランク外	合計
① ため池	4	14	28	7	1	5	59
② 社寺林	1	6	18	3	－	－	28
③ 河川	2	6	9	1	－	－	18
④ 孤立二次林	－	2	5	3	－	1	11
⑤ 湿原	2	4	2	－	－	－	8
⑥ 放棄水田	－	－	－	1	－	1	2
⑦ 岩角地	－	－	2	－	－	－	2
⑧ 六甲山地	－	1	－	－	－	－	1
計	9	33	64	15	1	7	129

重要な小生態系（スポット）における各ランクについて、以下の基準でランクを区分し、評価しています。

Aランク：県や宝塚市レベルで重要な生態系。次ページ記載の評価の基準による合計得点が12～15点

Bランク：市内の生態系を維持する上で核となる重要な生態系。合計得点が10, 11点

Cランク：地域内で重要な生態系。合計得点が7～9点

Dランク：地域内で重要な生態系。合計得点が5～6点

情報不足：地域内で重要と思われる生態系。現地踏査による確認ができていないなど詳細な情報が不足している生態系。

ランク外：現在、重要な生態系であると評価できない生態系。合計得点が5～6点。かつ現況が「消失」。

²⁴ 植生：P22 参照

²⁵ 社寺林：神社や寺院の境内に残された森林。都市部では貴重な極相林（安定した森）。

各項目における評価の基準

評価項目	得点	評価の基準
植生 ²⁶	3	市レベル以上で貴重な群落が成立している箇所。あるいは立地環境や人の利用に応じた多様な植生が組合わさって成立している箇所。
	2	地域内で重要と見なされる群落が成立している箇所。
	1	上記以外
植物	3	市レベル以上で貴重な植物の分布する箇所。あるいは種の多様性の高い環境。
	2	地域内では珍しい植物の分布する箇所。
	1	上記以外
動物	3	市レベル以上で貴重な動物の分布する箇所。あるいは種の多様性の高い環境。
	2	地域内では珍しい、あるいは地域を代表する多様な動物の生息が可能な環境。
	1	上記以外
地形	3	市レベル以上で重要な、あるいは学術的に珍しい地形。
	2	地域内では珍しい、あるいは地域を代表する地形。
	1	上記以外
風景	3	市全域の住民の思い入れのある自然環境。
	2	地域住民などからの思い入れのある自然環境。
	1	上記以外

出典：宝塚市生態系レッドデータブック2012

重要な小生態系（スポット）について、植生、植物、動物、地形、風景の5項目に対して、上記表の基準で評価点を与えています。

【評価点の基本的な考え方】

- 3点：市レベル以上で評価される場合
- 2点：地域レベルで評価される場合
- 1点：上記以外

²⁶ 植生：P22 参照

6 自然環境の保全に係る区域などの指定状況

本市では、以下の法令により、自然環境の保全に係る区域などが指定されています。

自然環境の保全に係る区域等の指定状況

保全地域		面積（㎡）	根拠となる法令等	役 割
瀬戸内海国立公園	第2種特別地域★	2,676,516	自然公園法	各種行為の制限規制により、自然の風景地を保護する。
鳥獣保護区★		106,411	鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律	狩猟の適正化と鳥獣の保護を図る。
近郊緑地保全区域		37,878,806	近畿圏の保全区域の整備に関する法律	各種行為の制限規制により、緑地の保全を図る。
近郊緑地特別保全地区（中山地区、六甲山麓）		2,728,240		
特別緑地保全地区 ²⁷ ★		2,901,000	都市緑地法	各種行為の制限規制により、緑地の保全を図る。
保安林		9,536,558	森林法	伐採や開発行為、用地転用などを規制することで、森林の持つ公益的な機能を保全する。
天然記念物★		783,870	文化財保護法	学術上の価値が高く特に重要なものとして天然記念物に指定し保護を図る。
環境緑地保全地域★		12,000	兵庫県環境の保全と創造に関する条例	建築物及びその敷地の緑化について規則を設け、ゆとりと潤いのある美しい環境を創造するとともに、ヒートアイランド現象を緩和する。
自然共生サイト ²⁸ ★		6,700	地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律	ネイチャーポジティブの実現を目指し、「30by30 ²⁹ 」の目標達成を図る。
生物多様性保全を主目的とする保護地域の面積（★の合計）		6,486,497	市域に対する面積割合：6.37%（宝塚市の面積約 101,890,000 ㎡）	

注1 近郊緑地保全区域及び保安林は「生物多様性保全を主目的とする保護地域」に含まれない。

注2 近郊緑地特別保全地区（中山地区、六甲山麓）は、特別緑地保全地区に包含される。

本市の天然記念物

名 称	指定区分		指定年月日
オオサンショウウオ（波豆川他）	国	特別天然記念物	昭和27年(1952年)3月29日
丸山湿原（玉瀬）	県	天然記念物	平成27年(2015年)3月10日
カヤ（下佐曽利）	市	天然記念物	昭和48年(1973年)3月30日
素盞鳴命神社社叢（大原野）	市	天然記念物	昭和48年(1973年)11月3日
売布神社社叢（売布）	市	天然記念物	昭和51年(1976年)3月30日
清荒神清澄寺自然林（清荒神）	市	天然記念物	昭和51年(1976年)3月30日
イチョウ（清荒神清澄寺）	市	天然記念物	昭和51年(1976年)3月30日
センダン（中筋墓地内）	市	天然記念物	昭和51年(1976年)11月15日
松尾湿原（大原野）	市	天然記念物	昭和53年(1978年)3月20日
タラヨウ（大原野・阿弥陀寺）	市	天然記念物	昭和54年(1979年)3月6日
満願寺自然林（切畑字長尾山）	市	天然記念物	昭和56年(1981年)3月6日

²⁷ 特別緑地保全地区：都市緑地法に基づき、樹林地、草地、水辺地、岩石地等の緑地で良好な自然環境を形成しているものを保全し、良好な都市環境の形成を図る目的で指定された地区。

²⁸ 自然共生サイト：環境省では、企業の森や里地里山、都市の緑地など「民間の取組等によって生物多様性の保全が図られている区域」を「自然共生サイト」として認定する取り組みを令和5年度（2023年度）から開始した。また、令和7年(2025年)には、事業者等による地域における生物多様性の増進のための活動を促進する認定制度を創設する等の措置を講じることで、豊かな生物多様性を確保し、ネイチャーポジティブの実現を推進するため、「地域における生物の多様性の増進のための活動の促進等に関する法律」が施行された。

²⁹ 30by30（サーティ・バイ・サーティ）：2030年までに陸と海の30%以上を健全な生態系として効果的に保全することを目指す国際的な目標で、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させて、回復軌道に乗せる（ネイチャーポジティブ）というゴールを達成するための取り組みの一つ。

第4節 大気環境

本市では、大気の状態を下表の大気環境常時監視測定局で監視しており、国が定める大気汚染に係る 11 物質のうち、硫黄酸化物（二酸化硫黄³⁰）、窒素酸化物（二酸化窒素³¹）、光化学オキシダント³²、浮遊粒子状物質³³、一酸化炭素、微小粒子状物質³⁴の 6 物質について観測を実施しています。

令和 6 年度（2024 年度）における本市の大気の状態は、上記 6 物質のうち、光化学オキシダント及び浮遊粒子状物質については、環境基準を達成していませんが、その他の 4 物質については、環境基準を達成しています。光化学オキシダントは、全国での環境基準達成率が 0～0.1%程度で推移し、極めて低い水準となっています。浮遊粒子状物質は、黄砂の影響で一時的に濃度が上昇したことが原因で、人為的な大気汚染ではないことが確認できました。

大気環境常時監視測定局

高司中学校局*1	高司 2 丁目 3-1	一般環境大気測定局
よりあいひろば*2	小林 3 丁目 5-22	一般環境大気測定局
栄町測定局	栄町 1 丁目 16-2	自動車排出ガス測定局

*1 令和元年（2019 年）9 月 19 日から測定開始 *2 令和元年（2019 年）9 月 17 日まで測定

●環境基準とは

大気汚染などについて、人の健康を保護し、生活環境を保全する上で維持されることが望ましい基準として国が定めたものです。環境基準を達成しているか否かの評価方法として、二酸化硫黄、浮遊粒子状物質、一酸化炭素については短期的評価(*1)と長期的評価(*2)の 2 通りが、二酸化窒素については長期的評価が、光化学オキシダントについては短期的評価が定められています。

(*1)短期的評価：1 年間で得られたすべての 1 時間値、1 日平均値あるいは 8 時間平均値が、環境庁（現環境省）告示で定められている環境基準を満足しているか否かを判定する評価方法です。従って、1 回でも環境基準値を超過していると、短期的評価に不適合と評価されます。

(*2)長期的評価：二酸化硫黄（SO₂）、浮遊粒子状物質（SPM）及び一酸化炭素（CO）の 3 物質について、1 年間の測定結果が環境基準に適合したか否かを判断する際に用いられる評価方法です。環境基準値を超過した日が 7 日以内なら適合となります。ただし、「2 日連続」の環境基準値超過があった場合は、不適合と評価されます。

微小粒子状物質（PM_{2.5}）については短期基準(*3)と長期基準(*4)の 2 つが定められており、両者の基準を達成しているか否かによって評価を行ないます。

(*3)短期基準：測定結果の 1 日平均値のうち年間 98%値を代表値として選択して評価するための基準です。

(*4)長期基準：測定結果の 1 年平均値により評価するための基準です。

³⁰ **二酸化硫黄**：化学式は SO₂。不純物として石炭中に最大 2.5%程度、原油中に最大 3%程度含まれる硫黄の酸化によって、石炭や石油などの燃焼時、また鉄鉱石、銅鉱石にも硫黄が含まれるため、製鉄、銅精錬工程から排出する。主要大気汚染物質の一つとして、また窒素酸化物とともに酸性雨の原因物質として知られる。二酸化硫黄による汚染大気は呼吸器を刺激し、せき、ぜんそく、気管支炎などの障害を引き起こす。代表的な例として、四日市ぜんそくがあげられる。

³¹ **二酸化窒素**：化学式は NO₂。一酸化窒素（NO）と酸素の作用、または硝酸鉛、硝酸銅の固体を熱すると発生する赤褐色の刺激性の気体。水に比較的溶解しにくいので肺深部に達し、肺水腫などの原因となる。主として重油、ガソリン、石炭などの燃焼によって発生し、発生源としては自動車、ボイラー、暖房機器など広範囲にわたる。

³² **光化学オキシダント**：大気中の窒素酸化物、炭化水素などが太陽の紫外線を受けて光化学反応を起こし生成される二次汚染物質で、光化学スモッグの原因物質の一つ。日ごしの強い夏季に高濃度になりやすく、目をチカチカさせたり、胸苦しくさせたりすることがある。光化学オキシダント注意報は、1 時間値が 0.12ppm 以上で、気象条件からみて、汚染の状態が継続すると認められる時に発令される。

³³ **浮遊粒子状物質**：略称は SPM（Suspended Particulate Matter）。浮遊粉じんのうち粒径が 10μm（1μm（マイクロメートル）=1mm の千分の 1）以下の粒子をいう。10μm 以下の粒子は気道、肺胞への沈着率が高くなる。

³⁴ **微小粒子状物質（PM_{2.5}）**：粒径が 2.5μm（1μm（マイクロメートル）=1mm の千分の 1）以下の粒子状物質。PM は「Particulate Matter（粒子状物質）」の頭文字。肺の奥深くにまで入り込みやすく、ぜんそくや気管支炎などの呼吸器系疾患や循環器系疾患などのリスクを上昇させると考えられている。なお、微小粒子状物質の越境汚染についての寄与割合は、西日本で大きく、九州地方では約 7 割、関東地方では約 4 割と推計されている。【微小粒子状物質の国内における排出抑制策の在り方について：中央環境審議会大気・騒音振動部会 微小粒子状物質など専門委員会】

1 硫黄酸化物 (SO₂)

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

【環境基準の評価方法】

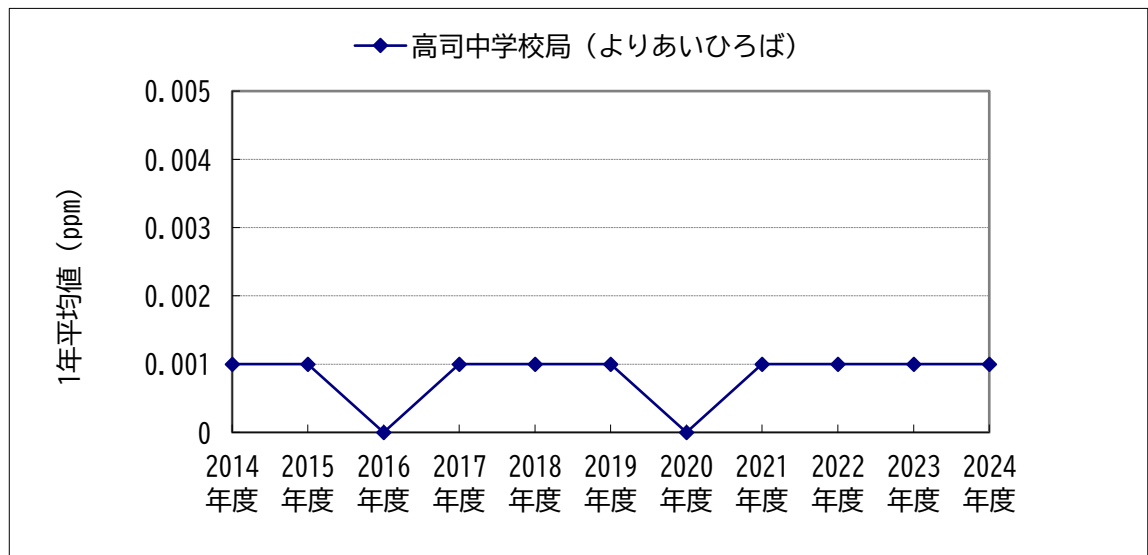
短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 0.04ppm 以下であり、かつ、1 時間値が 0.1ppm 以下であること。

長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にあるものを除外した後の最大値の 2% 除外値が 0.04ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 0.04ppm を越える日が 2 日以上連続しないこと。

硫黄酸化物の測定結果及び評価（令和 6 年度（2024 年度））

測定局	評価項目		基準値	測定値	適合
高司中学校局	短期的	1 日平均値	0.04ppm 以下	0.003ppm (最大値)	○
		1 時間値	0.1ppm 以下	0.015ppm (最大値)	
	長期的	1 日平均値の 2% 除外値	0.04ppm 以下	0.002ppm	○
		2 日以上連続して 1 日平均値が 0.04ppm を超過したことの有無		無	
	1 年平均値		—	0.001ppm	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

二酸化硫黄の経年変化（1 年平均値）

2 窒素酸化物（二酸化窒素³⁵）

【環境基準】

1時間値の1日平均値が0.04ppmから0.06ppmまでのゾーン内又はそれ以下であること。

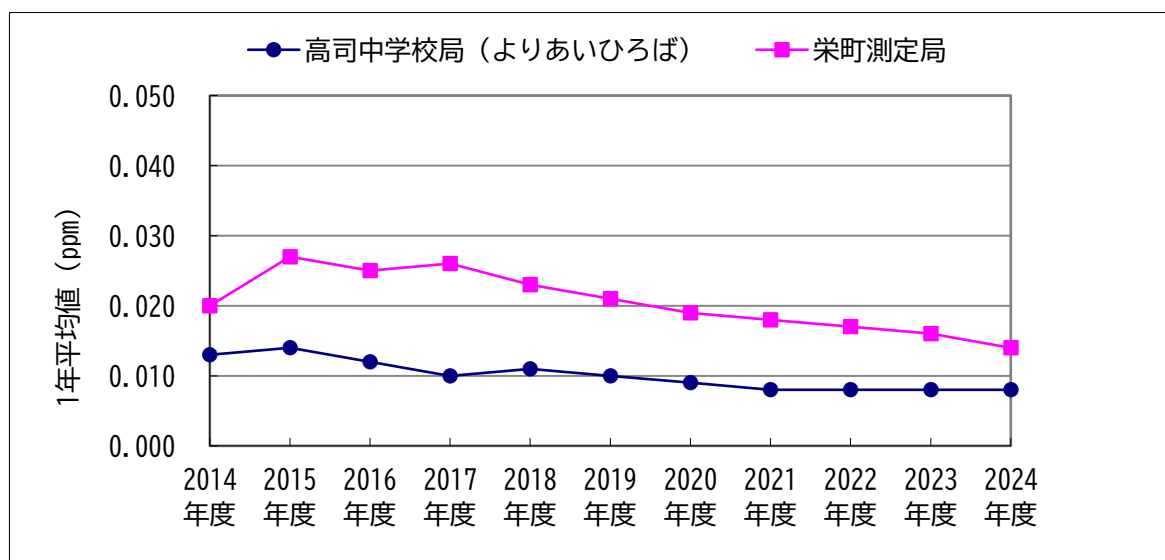
【環境基準の評価方法】

年間の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値の98%値が0.06ppm以下であること。

窒素酸化物の測定結果及び評価（令和6年度（2024年度））

測定局	評価項目	基準値	測定値	適合
高司中学校局	1日平均値の年間98%値	0.06ppm以下	0.019ppm	○
	(参考) 1日平均値が0.06ppm以上の日数	—	0日	—
	1年平均値	—	0.008ppm	—
栄町局	1日平均値の年間98%値	0.06ppm以下	0.027ppm	○
	(参考) 1日平均値が0.06ppm以上の日数	—	0日	—
	1年平均値	—	0.014ppm	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

二酸化窒素の経年変化（1年平均値）

³⁵ 二酸化窒素：P27 参照

3 光化学オキシダント³⁶ (Ox)

【環境基準】

1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

【環境基準の評価方法】

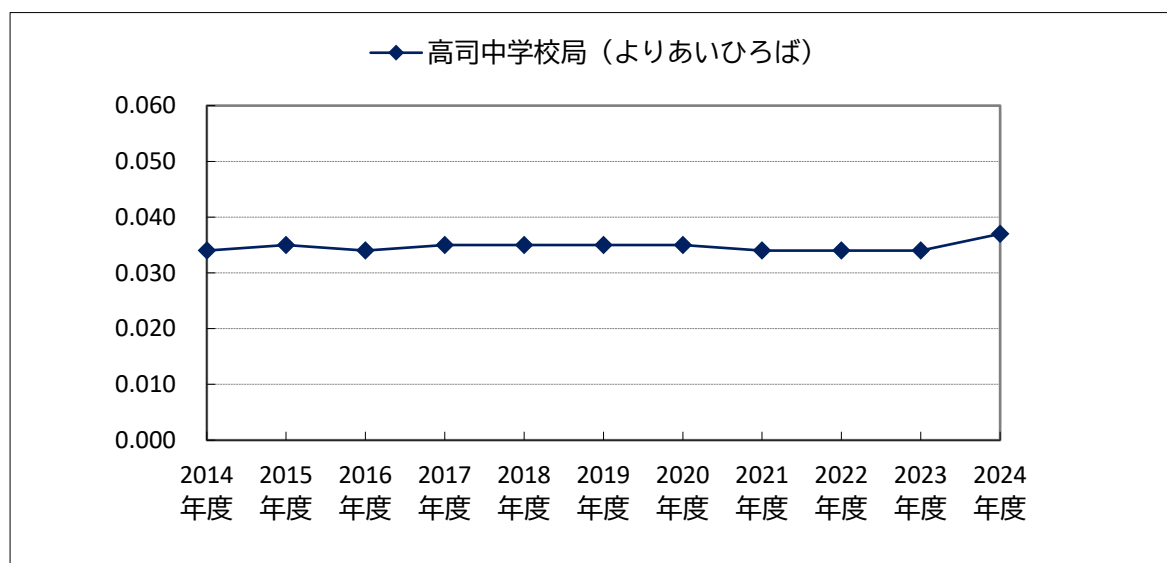
1 時間値が 0.06ppm 以下であること。

光化学オキシダントの測定結果及び評価（令和 6 年度（2024 年度））

測定局	評価項目	基準値	測定値	適合
高司中学校局	1 時間値	0.06ppm 以下	0.101ppm (最大値)	×
	*昼間の 1 時間値の 1 年平均値	—	0.037ppm	—

*昼間とは午前 5 時から午後 8 時までの時間帯

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

光化学オキシダント濃度の経年変化（昼間 1 時間値の年平均値）

³⁶ 光化学オキシダント：P27 参照

4 浮遊粒子状物質³⁷（SPM）

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

【環境基準の評価方法】

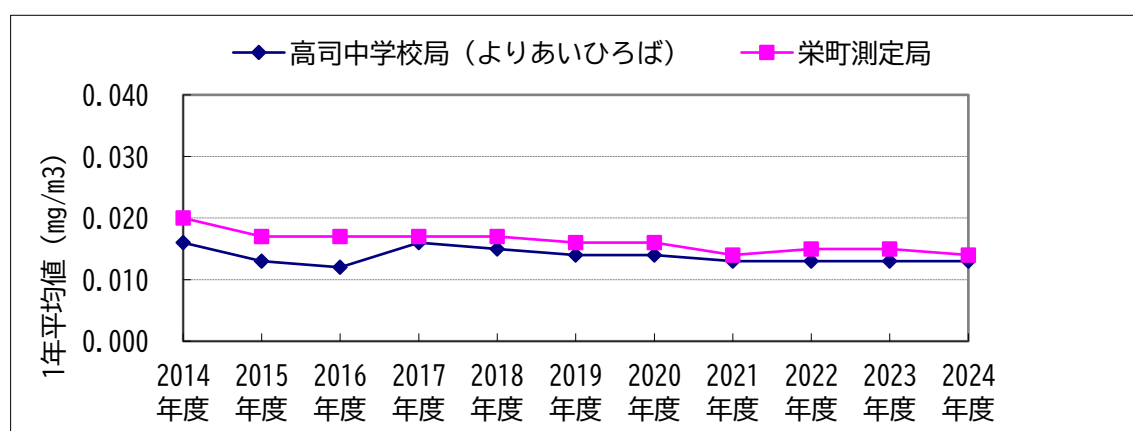
短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1 時間値が $0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であること。

長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値の 2% 除外値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を越える日が 2 日以上連続しないこと。

浮遊粒子状物質の測定結果及び評価（令和 6 年度（2024 年度））

測定局	評価項目		基準値	測定値	適合
高司中学校	短期的	1 日平均値	$0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	$0.103\text{mg}/\text{m}^3$ (最大値)	×
		1 時間値	$0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	$0.130\text{mg}/\text{m}^3$ (最大値)	
	長期的	1 日平均値の 2% 除外値	$0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	$0.032\text{mg}/\text{m}^3$	○
		2 日以上連続して 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したことの有無		無	
	1 年平均値		—	$0.013\text{mg}/\text{m}^3$	—
栄町測定局	短期的	1 日平均値	$0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	$0.099\text{mg}/\text{m}^3$ (最大値)	○
		1 時間値	$0.20\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	$0.127\text{mg}/\text{m}^3$ (最大値)	
	長期的	1 日平均値の 2% 除外値	$0.10\text{mg}/\text{m}^3$ 以下	$0.034\text{mg}/\text{m}^3$	○
		2 日以上連続して 1 日平均値が $0.10\text{mg}/\text{m}^3$ を超過したことの有無		無	
	1 年平均値		—	$0.014\text{mg}/\text{m}^3$	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

浮遊粒子状物質の経年変化（1 年平均値）

³⁷ 浮遊粒子状物質：P27 参照

5 一酸化炭素 (CO)

【環境基準】

1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。8 時間平均値とは、1 日を 3 つの時間帯(0 時～8 時、8 時～16 時、16 時～24 時)に区分した場合のそれぞれの平均値をいう。

【環境基準の評価方法】

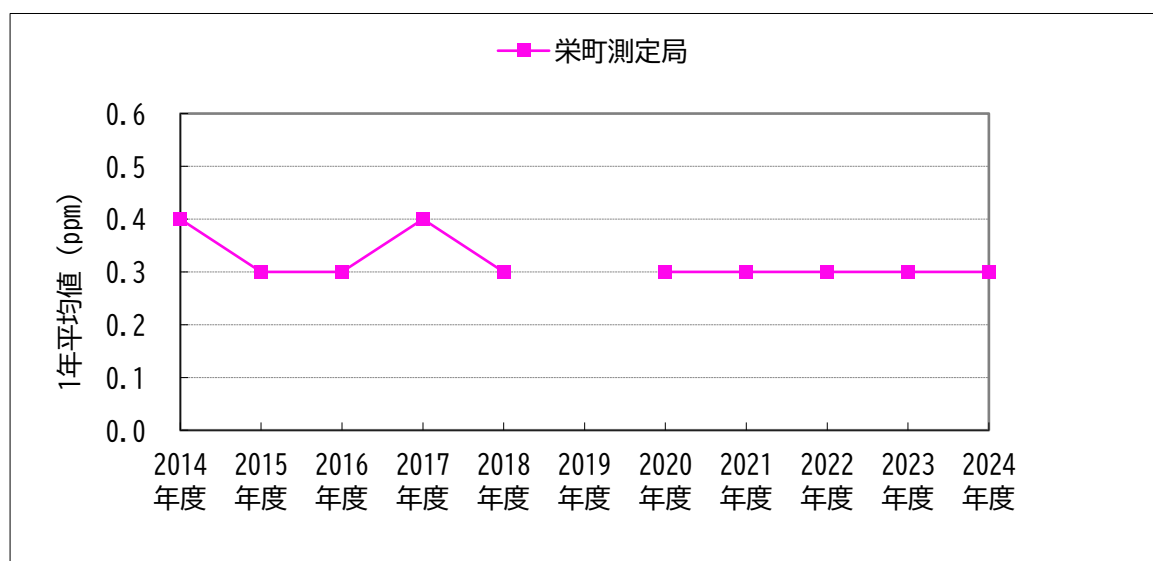
短期的評価：1 時間値の 1 日平均値が 10ppm 以下であり、かつ、1 時間値の 8 時間平均値が 20ppm 以下であること。

長期的評価：年間の 1 日平均値のうち、高い方から数えて 2% の範囲にあるものを除外した後の最高値の 2% 除外値が 10ppm 以下であり、かつ、年間を通じて 1 日平均値が 10ppm を越える日が 2 日以上連続しないこと。

一酸化炭素の測定結果及び評価（令和 6 年度（2024 年度））

測定局	評価項目		基準値	測定値	適合
栄町測定局	短期的	1 日平均値	10ppm 以下	0.6ppm (最大値)	○
		1 時間値	20ppm 以下 (8 時間平均値)	0.8ppm (最大値)	
	長期的	1 日平均値の 2% 除外値	10ppm 以下	0.4ppm	○
		2 日以上連続して 1 日平均値が 10ppm を超過したことの有無		無	
	1 年平均値		—	0.3ppm	—

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果



* 令和元年度（2019 年度）は有効測定時間（6,000 時間/年）の不足により、1 年平均値は算出不可

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

一酸化炭素の経年変化（1 年平均値）

6 微小粒子状物質³⁸ (PM2.5)

【環境基準】

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であり、かつ、1日平均値が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下であること。

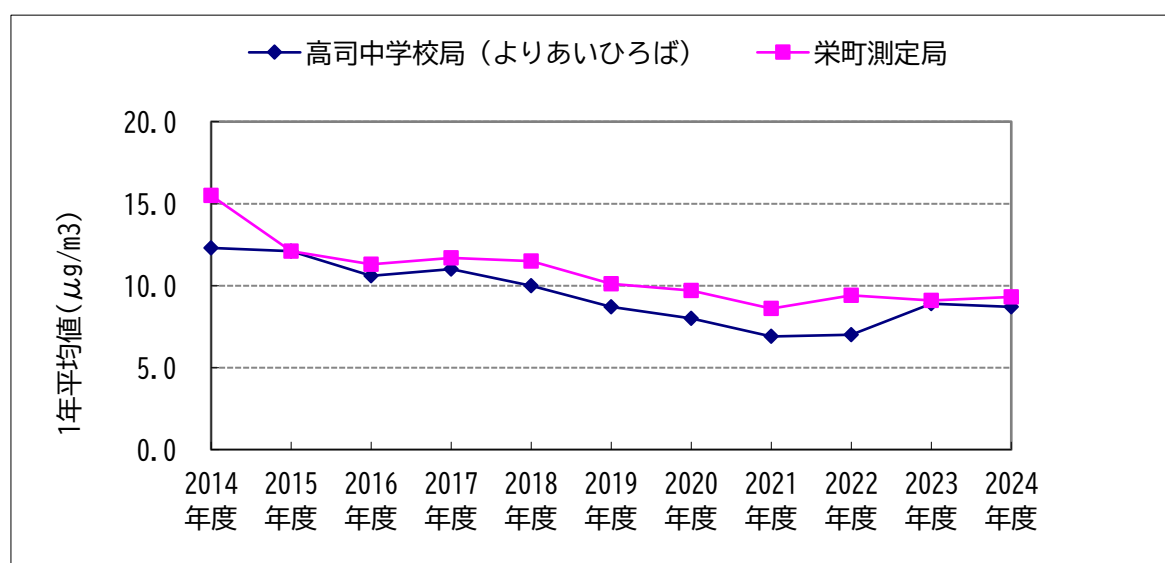
【環境基準の評価方法】

1年平均値が $15\mu\text{g}/\text{m}^3$ （長期基準）以下であり、かつ、年間の1日平均値のうち、低い方から数えて98%目に当たる値（98%値）が $35\mu\text{g}/\text{m}^3$ （短期基準）以下であること。

微小粒子状物質の測定結果及び評価（令和5年度（2023年度））

測定局	評価項目	基準値	測定値	適合
高司中学校局	（短期基準）1日平均値(98%値)	$35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$24.4\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
	（長期基準）1年平均値	$15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$8.7\mu\text{g}/\text{m}^3$	
栄町測定局	（短期基準）1日平均値(98%値)	$35\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$25.3\mu\text{g}/\text{m}^3$	○
	（長期基準）1年平均値	$15\mu\text{g}/\text{m}^3$ 以下	$9.3\mu\text{g}/\text{m}^3$	

資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果



資料：兵庫県大気・水質等常時監視結果

微小粒子状物質の経年変化（1年平均値）

³⁸ 微小粒子状物質：P27 参照

第5節 水環境

本市では、水質の状況を把握するため、武庫川を含む市内の主要河川や地下水にて常時監視を実施しています。

1 公共用水域（河川・湖沼・海域）

公共用水域の水質汚濁に係る環境基準は、人の健康の保護に関する環境基準（健康項目）と、生活環境の保全に関する環境基準（生活環境項目）に区分され、基準値が定められています。また、人の健康の保護に関連する物質のうち、公共用水域等における検出状況等からみて、直ちに環境基準とはせず、引き続き知見の集積に努めるべき物質（要監視項目）については、指針値が定められています。令和6年度（2024年度）は市内24地点で調査を実施しました。

（1）健康項目

基準値が定められた27項目のうち、最明寺川において砒素³⁹が、逆瀬川、支多々川、塩谷川、観音谷川及び一後川の5河川でふっ素⁴⁰が環境基準を超過しましたが、特定の発生源が周囲に見られないこと等から、これらの超過は自然由来と考えられます。

（2）生活環境項目

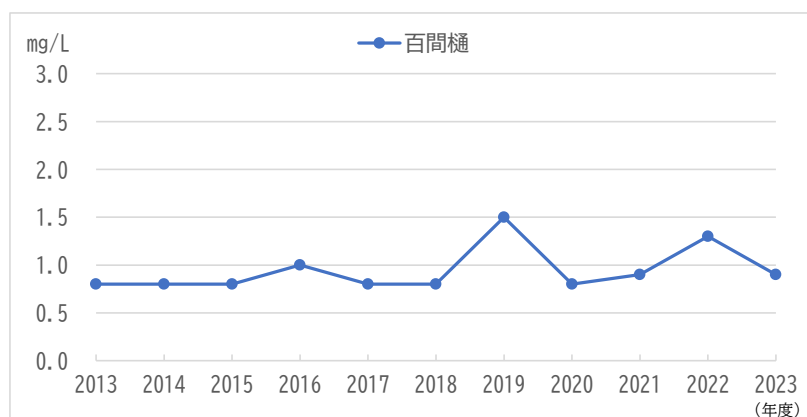
生活環境項目は、どの水域にどの環境基準を適用するかを国又は都道府県知事が指定（類型指定）し、本市では下表のとおり類型指定されています。環境基準点である百間樋において、BOD（生物化学的酸素要求量）の環境基準（3mg/L以下）を達成しました。

本市における環境基準の類型指定状況

水域名	水域の範囲	環境基準点	類型	達成期間
武庫川中流	三田大橋から仁川合流点まで	百間樋	B	直ちに達成

³⁹ 砒素：元素記号はAs。砒素の化合物は、殺虫剤・殺鼠剤・除草剤に使われている。上流に天然の砒素化合物鉱床がある場合など河川水に砒素が含まれる。

⁴⁰ ふっ素：元素記号はF。ふっ素酸化物は自然界では至るところに存在する。虫歯予防に用いられる物質として知られるが、ふっ素を多量に摂取した場合に中毒症状などが起こることがある。

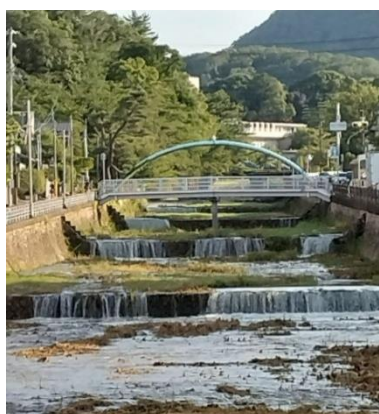


資料：宝塚市環境エネルギー課

武庫川の生物化学的酸素要求量（BOD※：75%値）の推移

※ BOD（生物化学的酸素要求量（Biochemical oxygen demand））とは、水中の有機物が微生物によって生物化学的に酸化分解される際（20℃で5日間）に消費される酸素の量で、有機物による汚れの度合いを示す。

B 類型：BOD 基準値 3mg/L 以下



逆瀬川



武庫川

(3) 要監視項目

武庫川の4地点（生瀬橋、温泉橋、百閒樋、宝塚新大橋）、波豆川及び最明寺川の計6地点で調査を行い、全て指針値を下回っていました。

なお、令和2年度（2020年度）に「ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS）⁴¹及びペルフルオロオクタン酸（PFOA）⁴²」が要監視項目に追加されたことを踏まえ、令和3年度（2021年度）から「PFOS及びPFOA」の測定を開始し、監視を継続しています。令和3年度（2021年度）に最明寺川（最明寺橋）において、「PFOS及びPFOA」が指針値（50ng/L）を超過しましたが、令和4年度（2022年度）以降は、全地点で指針値（50ng/L）の超過はありません。

⁴¹ ペルフルオロオクタンスルホン酸（PFOS※：ビーフォス）

⁴² ペルフルオロオクタン酸（PFOA※：ビーフォア）

※PFOS（ビーフォス）・PFOA（ビーフォア）は、それぞれ「有機フッ素化合物（PFAS：ビーファス）」の一種で、水や油をはじく、熱に強いといった性質や化学的に安定した性質から、さまざまな用途に使用されてきた（PFOSは金属メッキ処理剤、泡消火剤など、PFOAはフッ素コーティング製品の製造過程、カーペットなどの繊維製品、食品包装紙など）。2009年以降、環境中での残留性や健康影響の懸念から国際的に規制が進み、現在では日本を含む多くの国で製造・輸入等が禁止されている。日本国内で新たに製造されることは原則ないものの、分解されにくい性質があるため、環境中に排出されたものが今でも残っており、河川や地下水等から検出されることがある。なお、歯磨き粉等に使用されている無機フッ素化合物は、有機フッ素化合物と名前は似ているが全く異なる物質である。

最明寺川の水は直接飲用に利用されておらず、周辺の利水状況から直ちに健康への影響が生じるおそれはないと判断しています。令和 6 年度（2024 年度）には最明寺橋上流 7 地点での追加調査を実施しましたが、全ての地点で指針値を下回り、高濃度で排出されている発生源等は確認されませんでした。引き続き監視を継続し、周辺地域における状況把握に努めます。

2 地下水

地下水の水質汚濁に係る環境基準として、基準値が定められています。また、公共用水域と同様に、引き続き知見の集積に努めるべき物質（要監視項目）については、指針値が定められています。令和 6 年度（2024 年度）は、市内 5 地点で調査を実施しました。

（1）環境基準項目

基準値が定められた 28 項目のうち、1 地点でふっ素⁴³が、1 地点でふっ素、ひ素⁴⁴、ほう素が環境基準を超過しました。特定の発生源が周囲に見られないこと等から、これらの超過は自然由来と考えられます。

（2）要監視項目

令和 6 年度（2024 年度）は 2 地点で調査を実施し、1 地点で全マンガンが指針値を超過しました。特定の発生源が周囲に見られないこと等から、この超過は自然由来と考えられます。

なお、公共用水域と同様に令和 3 年度（2021 年度）から「PFOS^{ピーフオス}及びPFOA^{ピーフォア}」の測定を開始し、監視を継続しています。令和 6 年度（2024 年度）までに 5 地点で測定を実施し、指針値（50ng/L）の超過はありません。

⁴³ ふっ素：P34 参照

⁴⁴ ひ素：P34 参照

3 水資源

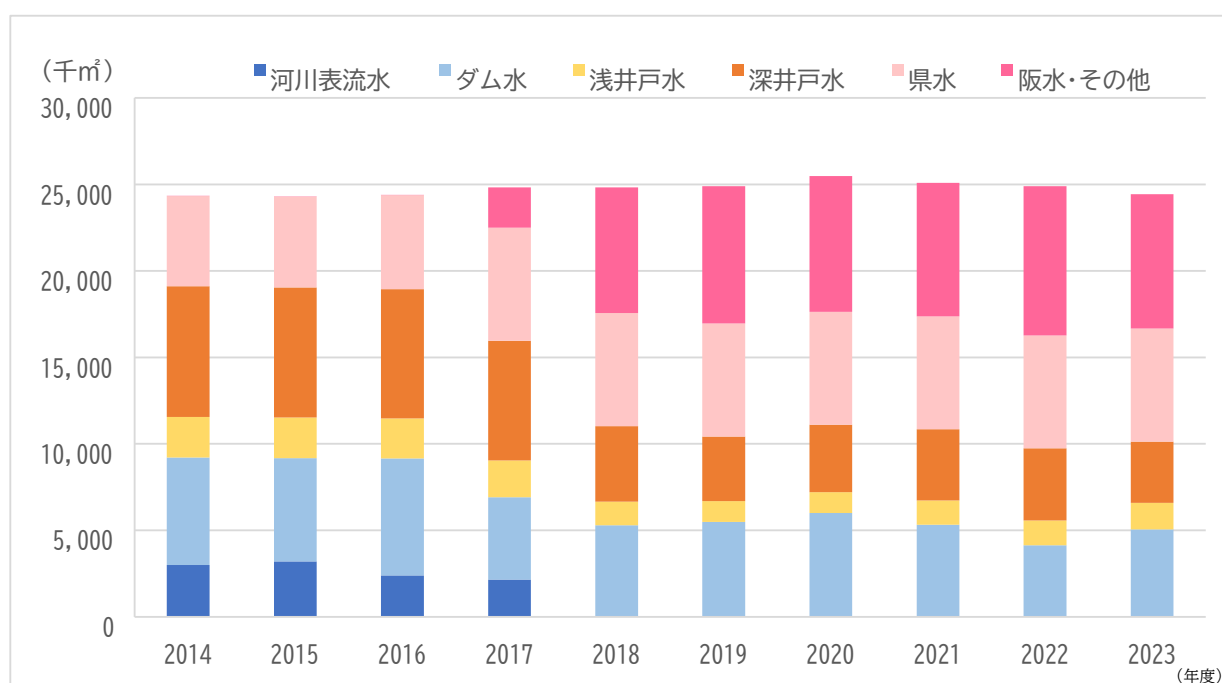
本市の水資源の状況は次のとおりです。令和6年度（2024年度）の自己水源率（河川表流水、ダム水、浅井戸水、深井戸水）は、41.9%となっています。

自己水源と依存水源状況

単位:千㎡

年 度	自 己 水 源				依 存 水 源			総 数	自己 水源 率
	河川 表流水	ダム水	浅井戸 水	深井戸 水	兵庫県営 水道	阪神水道 企業団	その他		
2015	3,201	5,975	2,341	7,526	5,248	—	6	24,297	78.4%
2016	2,387	6,779	2,307	7,475	5,439	—	7	24,394	77.7%
2017	2,145	4,763	2,123	6,925	6,547	2,322	7	24,832	64.3%
2018	8	5,280	1,376	4,364	6,531	7,255	7	24,821	44.4%
2019	—	5,485	1,201	3,740	6,539	7,928	7	24,900	41.9%
2020	—	5,997	1,215	3,904	6,523	7,830	7	25,476	43.6%
2021	—	5,327	1,393	4,129	6,524	7,704	8	25,085	43.2%
2022	—	4,138	1,437	4,173	6,513	8,623	9	24,893	39.2%
2023	—	5,050	1,540	3,540	6,540	7,753	8	24,431	41.5%
2024	—	5,331	1,571	3,296	6,520	7,590	8	24,316	41.9%

資料:宝塚市上下水道局浄水課



資料:宝塚市上下水道局浄水課

水資源の状況

第6節 騒音・振動

本市では、騒音規制法第18条に基づき、市内の幹線交通を担う国道176号や主要県道等において騒音測定を実施し、自動車騒音の状況を継続的に把握しています。また、道路交通振動の測定も併せて実施し、道路交通公害を防止するための基礎資料としています。

令和6年度（2024年度）は、市内7地点で騒音及び振動測定を実施しました。環境基準への適合状況については、4地点で騒音に係る環境基準を満たしていましたが、3地点では未達成でした。この3路線は、他の地点で環境基準を達成していることを確認していますが、引き続き監視を継続していきます。

また、振動に係る環境基準はありませんが、全地点で道路交通振動の要請限度を満たしていました。

自動車騒音・道路交通振動調査結果（令和6年度（2024年度））

単位: dB

対象道路 調査地点	類型－車線数※ 用途地域区分	時間 区分	騒音		振動	
			基準	測定値	限度	測定値
中国自動車道	B－6 準住居地域	昼間	70	74	65	32
		夜間	65	71	60	31
一般国道176号	B－4 準住居地域	昼間	70	74	65	32
		夜間	65	71	60	31
県道尼崎宝塚線	C－4 準工業地域	昼間	70	71	70	41
		夜間	65	67	65	37
県道塩瀬宝塚線	B－2 市街化調整区域	昼間	70	61	65	31
		夜間	65	52	60	29
県道切畑多田院線	B－2 市街化調整区域	昼間	70	69	65	37
		夜間	65	60	60	32
県道切畑猪名川線	B－2 市街化調整区域	昼間	70	64	65	31
		夜間	65	53	60	30
市道宝塚池田線	C－4 工業地域	昼間	70	63	70	39
		夜間	65	57	65	33

資料:宝塚の環境

(※)

- 1 Aを当てはめる地域は、専ら住居の用に供される地域
- 2 Bを当てはめる地域は、主として住居の用に供される地域
- 3 Cを当てはめる地域は、相当数の住居と併せて商業、工業等の用に供される地域
- 4 車線とは、1縦列の自動車及安全かつ円滑に走行するために必要な一定の幅員を有する帯状車道部分

第7節 公害に係る苦情の現状

市民の公害に係る苦情は、大気汚染、水質汚濁、騒音、振動、悪臭、その他に区分し処理しています。本市の苦情相談件数は次のとおりです。

苦情相談件数

単位:件

年 度	総 数	大気汚染	水質汚濁	騒 音	振 動	悪 臭	その他
2019	83	3	16	34	3	25	2
2020	114	5	17	52	4	34	2
2021	101	8	13	47	4	26	3
2022	109	5	9	57	8	25	5
2023	113	17	7	38	4	39	8
2024	96	8	10	40	7	23	8

資料:宝塚市環境エネルギー課

第8節 快適環境

1 景観

宝塚市景観計画⁴⁵により、景観計画特定地区⁴⁶を指定しています。また、旧宝塚市都市景観条例に基づき都市景観形成地域を指定しており、指定状況は下記のとおりです。

景観計画特定地区一覧

景観計画特定地区	位置	指定年月日
清荒神参道地区 景観計画特定地区	清荒神 1 丁目、3 丁目、5 丁目の各一部	平成 24 年(2012 年)10 月 15 日
仁川月見ガ丘地区 景観計画特定地区	仁川月見ガ丘、仁川北 3 丁目の各一部	平成 24 年(2012 年)10 月 15 日
中山桜台 7 丁目地区 景観計画特定地区	中山桜台 7 丁目の一部	平成 24 年(2012 年)10 月 15 日
千種地区 景観計画特定地区	千種 1、2、4 丁目、逆瀬川 2 丁目及び社町の各一部並びに千種 3 丁目	平成 24 年(2012 年)10 月 15 日
売布自由ガ丘地区 景観計画特定地区	売布自由ガ丘の一部	平成 25 年(2012 年) 7 月 5 日
仁川団地 景観計画特定地区	仁川団地の一部	平成 25 年(2012 年) 7 月 5 日
東洋町地区（市役所周辺） 景観計画特定地区	東洋町の一部	平成 27 年(2015 年)12 月 25 日
青葉台地区 景観計画特定地区	青葉台 1 丁目、2 丁目及び逆瀬台 6 丁目の各一部	平成 27 年(2015 年)12 月 25 日
武庫川町西地区 景観計画特定地区	武庫川町の一部	平成 28 年(2016 年) 7 月 22 日

都市景観形成地域一覧

都市景観形成地域	位置	指定年月日
旧小浜宿都市 景観形成地域	小浜 4 丁目、5 丁目及び安倉北 1 丁目の一部、向月町の一部、鶴の荘の一部、米谷 1 丁目の一部	平成 6 年(1994 年) 4 月 1 日
雲雀丘山手 都市景観形成地域	雲雀丘山手 1 丁目及び 2 丁目の各一部	平成 14 年(2002 年) 4 月 22 日
雲雀丘 都市景観形成地域	雲雀丘 1 丁目、2 丁目の各一部	平成 14 年(2002 年) 8 月 29 日
仁川高台 都市景観形成地域	仁川高台 1 丁目、2 丁目及び仁川北 3 丁目の各一部	平成 16 年(2002 年) 3 月 31 日
雲雀丘 3 丁目 都市景観形成地域	雲雀丘 3 丁目の一部	平成 18 年(2002 年) 3 月 31 日
仁川台 都市景観形成地域	市仁川台の一部	平成 18 年(2002 年) 8 月 31 日
平井山荘 都市景観形成地域	平井山荘の一部	平成 20 年(2002 年)10 月 29 日
野上 都市景観形成地域	野上 2 丁目の一部・3 丁目・4 丁目の一部、5 丁目及び 6 丁目の一部	平成 21 年(2002 年) 9 月 30 日
新寿楽荘・武庫山南 都市景観形成地域	寿楽荘、武庫山 1 丁目、宝松苑の各一部	平成 21 年(2002 年) 9 月 30 日
仁川高丸 都市景観形成地域	仁川高丸 1 丁目、2 丁目、3 丁目の各一部	平成 21 年(2002 年)11 月 30 日
長尾台 都市景観形成地域	長尾台 1 丁目、2 丁目、切畑字長尾山の各一部	平成 22 年(2002 年)12 月 27 日
ふじガ丘 都市景観形成地域	ふじガ丘、切畑字長尾山の各一部	平成 22 年(2010 年)12 月 27 日

⁴⁵ 景観計画：景観法に基づいて、景観行政団体が定める良好な景観の形成に関する計画。

⁴⁶ 景観計画特定地区：景観法に基づいて、特に地域の特性を活かした都市景観の形成を推進するために指定される地域で、良好な景観の形成に必要なルールを定めている。

2 文化財など

本市の国・県・市指定文化財及び登録文化財の状況は以下のとおりです。

国・県・市指定文化財の登録件数

区分	総数	国指定	県指定	市指定
天然記念物	11	1	1	9
考古資料	10	－	2	8
歴史資料	2	－	－	2
彫刻	14	5	1	8
書跡	2	1	－	1
工芸	2	－	－	2
建造物	24	2	10	12
絵画	4	2	－	2
有形民俗文化財	1	－	1	－
無形民俗文化財	3	－	－	3
史跡	11	1	1	9
名勝	－	－	－	－

資料：宝塚市統計書



県指定天然記念物 丸山湿原



市指定天然記念物
清荒神清澄寺のイチョウ

第9節 環境特性

本市の環境の概況と特性をまとめます。

環境の概況と特性

環境分野		概況・特性
循環資源	地球温暖化	温室効果ガス排出量は、令和3年度（2021年度）以降増加傾向 エネルギー需要量は、微増傾向
	廃棄物	一人一日当たりごみ排出量（資源ごみ、集団回収除く）は、減少傾向で全国平均を下回って推移 リサイクル率は、横ばい傾向
生態系自然環境	河川・ため池	武庫川峡谷のほか、市街化が進んでいる南部地域のため池にも希少な動植物が生息・生育している。
	植物・植生	市内にはさまざまな生態系（池沼、湿原、河川、森林、田畑等）が分布しており、希少種を含む多様な植物が生育している。市域の約65%が森林で、その多くが一般的に里山と呼ばれる二次林であり、自然林は武庫川沿いや社寺周辺にわずかに残る程度である。丸山湿原や松尾湿原等には湿原特有の希少な植物が生育している。
	動物	身近な自然である河川や里地里山（農地、ため池、草原、樹林地等）にミヤマアカネ、モリアオガエル、ギフチョウ等の希少な動物が生息している。湿原にはハッチョウトンボやヒメタイコウチ等の希少種や、北部の河川には国指定特別天然記念物のオオサンショウウオが生息している。
	特定外来生物	アライグマの生息数が増加傾向にある。令和7年度（2025年度）に市内でも初めて発見されたクビアカツヤカミキリの早期発見、定着防止が重要である。
生活環境	大気質	二酸化硫黄、二酸化窒素、一酸化炭素、微小粒子状物質（PM2.5）の環境基準を達成 光化学オキシダント、浮遊粒子状物質は未達成
	水質 水資源 水循環	類型指定水域の武庫川百閒樋はBODの環境基準の達成を維持 その他市内の河川では環境基準（健康項目）を超過している項目もあるが、自然由来だと考えられる 水資源の総量はほぼ横ばいで推移 自己水源率は、ここ数年は40%前後で推移
	騒音	公害に係る苦情のうち騒音が最多の件数 自動車騒音は、面的評価において環境基準未達成地点あり
	振動	道路交通振動は、調査全地点で要請限度以下
	悪臭	市の全域を規制地域に指定（一般地域、順応地域）
快適環境	文化財	国指定12、県指定16、市指定56
	景観	景観計画特定地区9地区、都市景観形成地域12地域
	公園	都市公園数312、設置面積90.27ha 市民1人当たり面積5.71㎡ 整備が行われている里山公園（亦楽山荘（40ha）ほか）

第4章 まちづくりの方向性

第1節 本市の目指す環境都市像

本市は、大阪平野の北西、武庫川が平野部に出るところに位置し、市域南部は、北と西に長尾山系・六甲山系の緑が広がり、鉄道沿線を中心とした良好な住宅地として、また、「宝塚歌劇」のまちとして全国的に知られているほか、古くからある社寺や植木産業、明治以降のモダンイズム文化を体現した建築物など、まちの有する資源は非常に奥行きのあるものがあります。一方、市域北部は、里山と農地が織りなす農村集落の原風景を残しており、都市近郊でありながらも生物多様性⁴⁷や自然の恵みを身近に感じることのできる貴重な環境が維持されています。このように、本市は、地理的あるいは歴史的に育まれた自然やまちの恵みを受け、発展を遂げてきました。

平成8年（1996年）に全部改正された宝塚市環境基本条例において、本市の環境保全に対する基本理念（第3条）として4つの事項を掲げています。

- 1 環境の保全及び創造は、市民が健全で恵み豊かな環境を享受し、良好な環境を維持して、これを将来の世代へ継承していくことを目的として適切に行わなければならない。
- 2 環境の保全及び創造は、環境への負荷の少ない健全な社会経済活動が行われることによって、健全で恵み豊かな環境を維持しつつ、環境への負荷が少ない健全な経済の発展を図りながら、持続的発展が可能な社会が構築され、科学的知見の充実の下に環境の保全上の支障が未然に防がれることを旨として行わなければならない。
- 3 環境の保全及び創造は、生態系に配慮しつつ、市域の自然的、歴史的、文化的な条件に応じ環境に影響を及ぼすと認められる施策、事業活動などを計画の段階から総合的に配慮することにより、豊かな自然環境を保全するとともに住みよい都市を創造し、及び安全で健全かつ快適・文化的な生活を実現することを旨として行わなければならない。
- 4 地球環境の保全は、市民の安全で健全かつ快適・文化的な生活を将来にわたって確保する上でも重要な事柄であることから、市、事業者及び市民のすべての事業活動及び日常生活において、公平な役割分担の下、積極的に推進されなければならない。

また、同年制定された宝塚市環境都市宣言においても、「私たちは、宝塚を訪れる人たちとともに、このかけがえのない環境を大切にしながら、今までの暮らしや、いとなみを見直し、一人ひとりの小さな行動を積み重ね、健全で恵み豊かな環境をともにはぐくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とする」ことを宣言しています。

これら基本理念や宣言の趣旨は、制定から30年経った現在においても色あせることのない普遍的なものであり、第6次宝塚市総合計画においても、めざすまちの姿として、「豊かで美しい環境を育むまち」を掲げています。

これらは引き続き継承していくべきものであり、第4次宝塚市環境基本計画における本市の目指す環境都市像について、第3次宝塚市環境基本計画で掲げていたものを踏襲します。

『環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち』

⁴⁷ 生物多様性：P1 参照

第2節 施策推進の基本的な視点

「環境都市・宝塚」の実現に向けた先駆的なまちづくりを推進するうえでの基本的視点として次の3点を設定します。

【基本的視点1】環境と経済・社会の統合的向上による持続可能な発展

持続可能な発展とは、「環境」と「発展」を相反するものとして捉えるのではなく、相互に高めあう関係として統合的に進める考え方です。環境保全を前提とした節度ある経済・社会活動を行うことにより、将来世代も含めた豊かさの実現を目指します。

日常生活における、リサイクルによる天然資源の消費抑制、省エネルギー行動や、再生可能エネルギーの利用、循環型の消費行動は、環境負荷の低減にとどまらず、市民の健康や快適性、安心感といった生活の質の向上（Well-Being）にも寄与します。

近年は、環境への配慮そのものが新たな価値や雇用を生み出し、地域経済の活性化につながることが重視されています。本市においても、環境と経済・社会の好循環を意識しながら、環境価値を地域の魅力や活力へとつなげ 2050 年 CO₂ 排出実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」として先駆的な環境づくりを進めていきます。

【基本的視点2】自然資本を基盤とした生物多様性の保全・再生

本市では、六甲山系の自然や里山、まち山など、自然と市街地が近接・調和した環境が形成されており、これらは多様な生物を育むとともに、防災、景観、レクリエーションなどの生態系サービスを通じて、市民の安全・安心で快適な暮らしを支える自然資本となっています。

こうした自然環境を将来世代へ引き継ぐためには、生物多様性への理解を深め、開発や利用のあらゆる場面において、生態系の保全と再生に配慮した取組を進めることが不可欠です。

自然の損失を回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」の考え方を踏まえ、生物多様性の保全・再生を施策・活動の基盤となる重要な視点として位置付け、自然資本の価値を高めながら、地域の魅力と活力の向上につなげます。

【基本的視点3】多様な主体による参画・協働、共創

健全で恵み豊かな環境を将来にわたり維持していくためには、市民、市民活動団体、事業者、行政など多様な主体が目的と価値を共有し、それぞれの強みを生かしながら協働・共創していくことが重要です。

市民一人ひとりの主体的な行動や、地域・事業者による創意工夫により、環境への取組は広がりと深まりを持つものとなります。

本市では、情報発信や学びの機会の充実を通じて、市民が環境に配慮した行動を実践し、まちづくりに参画できる環境を整えるとともに、多様な主体が柔軟につながり、共に課題解決に取り組む仕組みづくりを進めます。

第3節 施策の体系

『環境都市・宝塚 健全で恵み豊かな環境を共に育むまち』

I ゼロカーボンの実現を目指すまちづくり		
1	省エネルギーの促進	▶ (1)脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換
2	再生可能エネルギーの推進	▶ (1)再生可能エネルギーの利活用の推進
II 循環型社会の構築		
1	ごみの発生抑制、再使用の促進 (2R)	▶ (1)家庭や事業所におけるごみ排出量の削減 (2)食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進
2	分別の徹底とリサイクルの促進	▶ (1)燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進 (2)分別徹底に向けた指導強化
III 自然共生社会の実現		
1	生物多様性の保全・再生	▶ (1)生態系の保全と再生 (2)侵略的外来種の防除、野生鳥獣の適正管理
2	持続可能な資源利用と生物多様性理解の促進	▶ (1)自然資源の持続的な利活用 (2)生物多様性の理解の促進
IV 健康に暮らせるまちづくり		
1	大気環境の保全	▶ (1)自動車排気ガスの低減 (2)大気汚染物質の監視と市民への情報発信
2	水環境の保全	▶ (1)水質汚濁及び土壌汚染の防止・対策 (2)水環境の保全・監視・汚染対策 (3)水環境（河川・ため池・水路）の保全・美化と活用
3	騒音・振動・悪臭及び有害化学物質対策	▶ (1)騒音・振動対策 (2)悪臭及び有害化学物質対策
V 安全で快適な環境のまちづくり		
1	景観の保全	▶ (1)景観の保全 (2)美化活動の行き届いたまちづくり
2	みんなにやさしいまちづくり	▶ (1)誰もが安心して生活できる移動空間の確保 (2)マナーやモラル向上の啓発
VI みんなで取り組む環境づくり		
1	環境学習・教育の推進	▶ (1)環境学習・教育の推進 (2)自然体験と交流の推進
2	環境保全活動の支援	▶ (1)市民の環境保全活動の交流の場づくり

I ゼロカーボンの実現を目指すまちづくり

1 省エネルギーの促進

【現状・課題】

本市は、令和3年（2021年）に、2050年CO₂排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、市民、事業者と行政が連携・協力しながら行動することにより、2030年の温室効果ガス⁴⁸排出量半減、2050年までに実質ゼロを目標に掲げ、省エネルギー及び再生可能エネルギー⁴⁹の推進に取り組んできました。

本市の温室効果ガス排出量は、平成25年度（2013年度）以降は、省エネ対策等による消費エネルギーの減少や再生可能エネルギー導入の拡大等による電力の低炭素化によって減少傾向にありましたが、近年は、エネルギー消費量の増加や電源構成における火力発電の割合の増加等により、やや増加傾向となっています。

住宅都市である本市では、エネルギーを大量に消費する産業部門の比率が低く、民生家庭部門の温室効果ガス排出量の割合が最も高いことが特徴です。このため、家庭や日常生活における省エネルギーの取組が、脱炭素の実現に向けて重要な役割を担っています。

2030カーボンハーフの目標達成に向け、継続的な啓発等により省エネルギーに関する意識は着実に浸透してきていますが、今後はその意識を行動として定着させ、継続的な実践へとつなげていくことが求められます。

目標達成のためには、省エネルギー設備等の導入支援といったハード面の取組に加え、学校や地域における学習・教育活動など省エネ意識を高めるソフト面の取組を通して、市民・事業者等の主体的な省エネルギー行動につなげていくことが重要です。

【環境指標】

環境指標	2015年度	現 状(2024年度)	目 標(2035年度)
温室効果ガス(CO ₂ 換算)排出量 (推計値)	746 千 t-CO ₂	666 千 t-CO ₂	300 千 t-CO ₂
一人あたりの温室効果ガス (CO ₂ 換算)排出量(推計値)	3.29t-CO ₂	3.00t-CO ₂	1.45 t-CO ₂
エネルギー消費量	4,066TJ	5,497TJ	2,466TJ

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（ECO オフィスプラン）
- ・第2次宝塚エネルギー2050 ビジョン

⁴⁸ 温室効果ガス：P1 参照

⁴⁹ 再生可能エネルギー：P1 参照

(1) 脱炭素型のライフスタイル・ビジネススタイルへの転換

省エネルギーに関わる市の率先した取組、環境学習・教育、市民の環境にやさしいライフスタイルの意識や、脱炭素を意識した経営へのビジネススタイルの転換を促し、本市における省エネルギーの促進を目指します。また、断熱性能に優れた省エネルギー・省CO₂型の住宅や高効率設備・機器の導入を促進します。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 新築や改築にあたっては、壁や窓の断熱性を高め、日射遮へい、風通し、採光など省エネルギーに配慮した設計や高効率な設備を導入するよう努めます。
- 家電は、省エネルギー効率の高いものを選びます。
- 日常の生活の中で、採光、ブラインド、緑のカーテン、すだれやよしずなどの防寒・防暑の工夫を取り入れて過暖房や過冷房を避けるなど、自然環境を活用した省エネルギー対策を実践します。
- 食品ロス⁵⁰が減るよう、フードドライブ⁵¹に参加します。
- ECO 講座や市民環境フォーラムなどの環境学習・イベントに積極的に参加します。
- 公共交通機関の利用、自転車、徒歩による移動を優先し、自動車を利用する場合も電気自動車など次世代自動車の利用を心掛けます。

【事業者の取組】

- 従業員研修として地球温暖化⁵²防止に関わる環境学習・教育を実施に努めます。
- 通勤時の公共交通機関や自転車等の利用促進、次世代自動車など環境性能の高い自動車の導入に努めます。
- 脱炭素経営を経営戦略として導入し、CO₂の排出量削減を通じて、持続可能な地域経済の実現と企業価値の向上に努めます。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎脱炭素が健康や生活の質の向上につながることをわかりやすく発信し、市民の自発的な省エネルギー行動とライフスタイルの変革を促します。
- 低炭素建築物新築等計画の認定制度についてホームページ等で周知します。
- ◎公共建築物の新築・改修時には、高効率空調機器や高効率照明機器の導入など環境性能の高い設備や建築物となるよう努めます。
- ◎学校や地域での環境や省エネルギーをテーマとした教室や学習会の開催などを通して地球環境への理解、身近に利用するエネルギーに関する市民の意識と認識が深められるようにします。
- 公共交通機関や自転車等の利用、電気自動車、燃料電池自動車⁵³など環境性能の高い自動車への転換を促進します。
- 食品ロス削減に向けた啓発を行います。

⁵⁰ **食品ロス**：まだ食べられるにもかかわらず廃棄される食品のこと。事業系は主に規格外品、売れ残り、食べ残し等、家庭系では主に食べ残し、手つかずの食品（直接廃棄）、野菜などの過剰除去等が発生要因となっている。廃棄物の運搬や焼却時に大量のCO₂を排出するため、環境面や家計面でも食品を無駄なく食べることが重要。

⁵¹ **フードドライブ**：家庭で余っている食品を回収拠点（スーパーや自治体等）やイベントに持ち寄り、地域の福祉施設や子ども食堂、生活困窮者支援団体などに寄付する活動。

⁵² **地球温暖化**：P5 参照

⁵³ **燃料電池自動車**：燃料電池で水素と酸素を化学反応させて発電した電気エネルギーを使って、モーターを回して走る自動車のこと。走行時には、水蒸気しか発生せず、大気汚染の原因となる窒素酸化物（NO_x）や二酸化炭素（CO₂）を排出しない。

2 再生可能エネルギーの推進

【現状・課題】

本市では、地球温暖化の進行への懸念が大きくなる中、平成23年（2011年）に東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故が発生し、これを契機に、豊かな環境を保った、持続可能なまちを目指して、温室効果ガスの排出抑制に効果的で、安全で安心な再生可能エネルギー⁵⁴の利用を推進することを施策として掲げました。以降、再生可能エネルギーの利用の推進に関する基本条例を制定の上、宝塚エネルギー2050ビジョンを策定（令和5年（2023年）に第2次宝塚エネルギー2050ビジョンに改定）し、再生可能エネルギーの導入及び活用を推進しています。

再生可能エネルギーの導入状況について、再生可能エネルギー自給率⁵⁵は現状5.0%であり、エネルギービジョンで掲げる目標値とは乖離が大きいです。近年、国交付金を活用した導入費用の助成などにより、住宅用の太陽光発電設備では設置件数が年間約300件を超えるなど増加傾向となっています。

また、再生可能エネルギーの活用状況については、2011年度（平成23年度）に10.6%であった再生可能エネルギー活用率⁵⁶は現状17.5%と一定の増加が見られますが、エネルギービジョンで掲げる目標値とは乖離が大きいです。

本市は、国交付金を活用し、市民や事業者向けに、再生可能エネルギー導入費用の助成により支援を行っていますが、さらに再生可能エネルギーの利活用を進めていくためには、市民・事業者が主体的に再生可能エネルギー導入し、また、再生可能エネルギー由来の電気を選択し、購入するなど、有用な情報の提供、効果的な啓発の実施など支援の充実が必要です。

国や県の環境基本計画においては、単に温室効果ガスを削減するだけでなく、地域の資源・エネルギー・経済・暮らしを地域内で循環させる「自立・分散型社会」としてのまちづくりを進める考え方が示されています。特に「北摂里山地域循環型共生圏⁵⁷」の構想は、この地域特有の里山林を適切に整備・保全し、そこから生み出される「木質バイオマス⁵⁸」をエネルギーとして地産地消⁵⁹することで、環境負荷の低減と同時に、地域内の経済循環や住民の生活の質の向上を目指すこととされています。

⁵⁴ 再生可能エネルギー：P1 参照

⁵⁵ 再生可能エネルギー自給率：宝塚市内に設置された主に太陽光発電や太陽熱利用システムから生産されたエネルギーが市内のエネルギー消費量に占める割合を示すもの。自給率は市内での再生可能エネルギーの普及度合いを測る目安となる。

⁵⁶ 再生可能エネルギー活用率：市内の再生可能エネルギー生産量と市外からの再生可能エネルギー導入量を市内のエネルギー消費量で割ったもので、省エネルギーにより活用率も高まる。都市部において自給率を高めることには限界があるため、域外での再生可能エネルギー普及やエネルギーの選択という概念を含んだ再生可能エネルギー活用率を設定することに意義がある。

⁵⁷ 北摂里山地域循環型共生圏：「地域循環共生圏」とは、環境省が提唱する地域の特性を活かして、地域内で資源を循環させる自立・分散型の社会を示す考え方。兵庫県北摂里山地域（宝塚市、川西市、猪名川町の一部）において、地域特性の異なる3地域の強みと弱みを補完、融合し、豊かな自然環境の保全と近接する都市部住民との交流を促すことで地域の活性化を目指している。

⁵⁸ 木質バイオマス：バイオマスとは、生物資源（bio）の量（mass）を表す言葉で、「再生可能な生物由来の有機性資源で石炭、石油などの化石資源を除いたもの」のことで、特に木材に由来するものを「木質バイオマス」という。

⁵⁹ 地産地消：P1 参照

【環境指標】

環境指標	2015 年度	現 状(2023 年度)	目 標(2035 年度)
再生可能エネルギー自給率 ⁶⁰ (家庭：電気)	2.9%	5.0%	31.3%
再生可能エネルギー活用率 ⁶¹ (家庭・業務・産業：電気)	13.2%	17.5%	62.5%

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・第2次宝塚エネルギー2050 ビジョン
- ・第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）
- ・第2次宝塚市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（ECO オフィスプラン）



太陽光パネル（中央公民館）



太陽光パネル（市役所第二庁舎）

⁶⁰ 再生可能エネルギー自給率：P48 参照

⁶¹ 再生可能エネルギー活用率：P48 参照

(1) 再生可能エネルギーの利活用の推進

地域の共有資源である再生可能エネルギー⁶²の導入と活用を図ります。本市のエネルギー特性から、太陽光発電を中心に再生可能エネルギーの利活用を推進するとともに、バイオマスエネルギーなどの活用についても検討していきます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 戸建住宅や共同住宅において、太陽光発電等の再生可能エネルギー設備を導入します。
- 再生可能エネルギー由来の環境にやさしい電気の使用を検討します。

【事業者の取組】

- 再生可能エネルギー設備の導入や木質バイオマス⁶³の活用の可能性を探索します。
- エネルギーの利用にあたっては、再生可能エネルギーに由来する電気や熱、燃料を優先して消費するよう努めます。
- 太陽光発電設備など、再生可能エネルギーを利用する建築物の供給に努めます。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎住宅、事業所における再生可能エネルギー設備の導入を推進します。
- ◎公共施設の整備にあたっては、再生可能エネルギー設備の導入を図ります。
- ◎公共施設の電力調達において、再生可能エネルギー由来の電気を一定供給することを要件としたりバースオークションへの参加を拡充します。
- ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）⁶⁴やZEB（ネット・ゼロ・エネルギービルディング）など、再生可能エネルギー設備を導入した住宅やビルの普及を促進します。
- 市民の再生可能エネルギーの利用の促進を図る仕組みづくりを進めます。
- 市民・事業者が再生可能エネルギーについて知り、学ぶことのできる啓発イベントを実施します。



木質バイオマスボイラー(イメージ)

⁶² 再生可能エネルギー：P1 参照

⁶³ 木質バイオマス：P48 参照

⁶⁴ ZEH（ネット・ゼロ・エネルギー・ハウス）：環境負荷の低減と持続可能な社会の実現及びエネルギー・セキュリティの向上を目的に、住宅における一次エネルギー（化石燃料、原子力の燃料、自然エネルギー等自然から直接得られるエネルギー）の消費量を、省エネルギー機能の向上や再生可能エネルギーの活用による創エネなどにより削減し、年間を通した一次エネルギー消費量を正味でゼロまたは概ねゼロにする住宅のこと。近年集合住宅用の基準等も整備され、これに適合するマンションはZEH-M（ゼッチ・マンション）と呼ばれている。

II 循環型社会の構築

1 ごみの発生抑制、再使用の促進（2R）

【現状・課題】

循環型社会⁶⁵とは、持続可能な社会を目指す考え方のひとつであり、資源の有効活用と廃棄物の削減を中心に捉えた社会を言います。

3R（リデュース⁶⁶・リユース⁶⁷・リサイクル）のうち、リサイクルについては、各種リサイクル法の制定等により、一定程度進展しつつありますが、リデュース、リユースについては、より一層の推進が必要であり、2Rに軸足を置いた活動を推進します。

本市の1人1日当たりの焼却量は家庭系・事業系ごみを合わせて 589g であり、県の平均 716g を下回り、県内では 6 番目に少ない水準となっています。

国連が平成 27 年（2015 年）に採択した「持続可能な開発目標」（SDGs）⁶⁸では、令和 12 年（2030 年）までに小売・消費レベルにおける一人当たりの食料の廃棄を半減させるとしています。これを受け、国や兵庫県では令和 12 年度（2030 年度）までに家庭系食品ロス⁶⁹を半減させる目標を設定しています。

引き続き、市民一人一人がごみを減らすことや、繰り返し使用可能な商品を選択するなどの意識をもって行動していくことが重要となります。

【環境指標】

環境目標	2015 年度	現状(2024 年度)	目標(2034 年度)
1人1日当たりの家庭系燃やすごみ排出量	433 g/人・日	372 g/人・日	343g/人・日
1人1日当たりの事業系燃やすごみ排出量	185 g/人・日	177 g/人・日	160g /人・日
焼却処理量	54,982t/年	48,059t/年	42,440t/年
最終処分量	8,058t/年	7,735t/年	6,239t/年

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・宝塚市一般廃棄物処理基本計画
- ・第3次たからづか食育推進計画

（1）家庭や事業所におけるごみ排出量の削減

循環型社会⁷⁰形成に向けて、ごみを出さないライフサイクル、ごみを作らないビジネスサイクルを周知・啓発し、市民・事業者・行政が一体でごみ排出量の削減を進めます。

⁶⁵ 循環型社会：P1 参照

⁶⁶ リデュース：P1 参照

⁶⁷ リユース：P1 参照

⁶⁸ SDGs（エスディーゼーズ）：Sustainable Development Goals（持続可能な開発目標）の略称。2015 年 9 月に国連で開かれたサミットで、2015 年から 2030 年までの長期的な開発の指針として採択された「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」の中核となるものが SDGs であり、「誰ひとり取り残さない」社会を築くことをめざして、先進国と途上国が一丸となって達成すべき 17 の目標（ゴール）と、目標をより具体的に示した 169 のターゲットからなる。

⁶⁹ 食品ロス：P47 参照

⁷⁰ 循環型社会：P1 参照

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 日々の暮らしの中で、ごみの減量や分別に主体的に取り組めます。
- 使い捨て製品を削減し、繰り返し使用可能な商品を選択するなど、リユースに努めます。

【事業者の取組】

- 事業者責任を自覚し、事業活動に伴うごみの減量・資源化及び適正処理に努めます。
- 生産者（販売者）として、環境負荷の少ない生産・流通への変革を進めます。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市民や事業者に対する、分かりやすい普及啓発や情報発信を行います。
- 環境教育や環境学習を通じ、持続可能な社会の担い手を育成します。

（２）食品ロス削減に向けた三者協働の活動推進

世界・国・兵庫県では、平成 12 年度（2000 年度）と比べて、令和 12 年度（2030 年度）までに家庭系食品ロスを半減させることを目標としており、本市においても、食品ロス半減に向けた市民・事業者・行政の三者協働の活動を重点施策として推進します。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- スーパー等では「てまえどり」を実践し、食品ロス削減につながるような行動をします。
- 食材や食品を正しく管理・保存し、使い切りを意識します。

【事業者の取組】

- 食品ロスに関する取組と啓発に努めます。
- 食品寄附（フードドライブ⁷¹・フードバンク⁷²）に積極的に参加する等、廃棄前食品の有効活用を努めます。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市域の食品ロス削減につながるような行動変容を促します。
- 食品ロス削減に向けて関係団体や機関との連携を図りながら推進します。

⁷¹ フードドライブ：P47 参照

⁷² フードバンク：包装の破損や過剰在庫、賞味期限が近いなど、食品の品質には問題ないが、通常の販売が困難な食品・食材を、NPO 等が食品関連事業者等から社会貢献活動の一環として無償提供を受け、福祉施設等へ届ける活動。

2 分別の徹底とリサイクルの促進

【現状・課題】

ごみを減らすに留まらず、資源を循環させることが重要であると考え、本市では令和7年度（2025年度）に「宝塚市一般廃棄物処理基本計画」を策定し、その基本理念である「環境への負荷が少ない循環型社会⁷³の構築」を目指しているところです。

資源の有効活用の面において、本市のリサイクル率は、令和5年度（2023年度）実績は30.6%で、県全体の平均14.5%を大きく上回っています。本市のリサイクル率は県内でも高い水準ですが、紙類やプラスチック類が依然として燃やすごみに多く含まれており、分別排出が十分ではない状況にあります。近年、小型家電やモバイル機器の普及により、リチウムイオン電池の使用が拡大していますが、不適切な分別排出により、収集・処理過程における火災事故の発生が懸念されています。

また、ごみ排出量は、大量生産、大量消費の影響だけでなく、景気の動向や生活スタイルの変化により容易に増減するため、分別とリサイクルの意識を継続的に高めていく必要があります。

このような現状を踏まえ、ごみの減量に加え、分別の徹底や市民に対する啓発活動、事業者に対する適正処理指導などのさまざまな施策を実施し、社会環境の変化や市民のニーズの変化にも対応しながら、安全確保の観点からも、ごみの分別、減量とリサイクルを進めていきます。

【環境指標】

環境目標	2015年度	現状(2024年度)	目標(2034年度)
リサイクル率	31.5%	30.7%	34.5%

《取組の推進を補完・連携する計画など》

・宝塚市一般廃棄物処理基本計画

（1）燃やすごみに含まれる紙ごみ・プラスチックの資源化促進

燃やすごみには、資源として再利用できる紙やプラスチックが依然として多く含まれています。これらの資源化を進めることは、循環型社会の基盤整備につながるとともに、ごみ焼却量の削減による温室効果ガス⁷⁴排出の抑制にも貢献します。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 分別マナーの遵守や資源集団回収運動への参加など、地域の取り組みに協力します。
- 地域の一員として、ごみステーションの適正な利用や地域の美化活動等へ積極的に参加します。

⁷³ 循環型社会：P1 参照

⁷⁴ 温室効果ガス：P1 参照

【事業者の取組】

- 地域の一員として、地域の環境活動へ積極的に参加します。
- 行政と協力し、ごみの減量・資源化の仕組み作りを推進します。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎社会情勢の変化に応じて、適切な公共サービスを提供します。
- 循環型社会の形成に向けた市民・事業者に必要な基盤とルールを整備します。

（２）分別徹底に向けた指導強化

家庭系ごみの組成調査結果では、燃やすごみに紙類、プラスチック類が多数含まれており、分別排出が十分ではない状況です。また、事業者に対してはこれまでリーフレットを配布するなどの指導・啓発を実施していますが、改めて分別排出を徹底するよう指導を強化します。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- ごみ分別アプリ「さんあ〜る⁷⁵」を活用し、分別ルールを正しく理解します。
- ごみの分別に迷ったときは、アプリや市のホームページなどで確認する習慣を持ちます。

【事業者の取組】

- 中小規模事業者においては分別排出を実施します。
- 製品の回収・リサイクルに関する情報提供に努めます。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎搬入ごみの展開検査や、事業者への指導を実施します。
- 家庭系ごみ組成調査を定期的実施します。
- 関係事業者や関係機関と連携し、安全な回収・処理体制の構築を図ります。



クリーンセンターのシンボルキャラクター「あーすちゃん」

⁷⁵ さんあ〜る：ごみの出し方や収集日、分別方法などをスマートフォンやタブレット端末から簡単に確認することができる無料アプリ。

III 自然共生社会の実現

1 生物多様性⁷⁶の保全・再生

【現状・課題】

地球規模で生物多様性の低下が深刻な問題となっており、本市においても、開発等による動植物の生息・生育空間である生態系の分断や、里山の管理放棄に加え、外来種による生態系への影響が課題となっています。特に、侵略的外来種⁷⁷や特定外来生物⁷⁸は、生態系のバランスを崩すだけでなく、農作物被害や生活環境への影響を及ぼすおそれがあることから、早期発見と適切な防除が求められています。また、農村地域においては人口減少や高齢化により、里地里山の環境を維持する担い手不足が大きな課題となっています。

本市の魅力的で特有の自然環境を将来に引き継ぐためには、市民、事業者、行政など多様な主体が課題を自らの問題として認識し、人と動植物が共生する社会の実現に向けて取り組むことが重要です。

【環境指標】

環境指標	2015 年度	現状(2024 年度)	目 標(2035 年度)
市民アンケート「市内の自然環境の保全状況」に対する「よく保全されている」「どちらかという保全されている」の割合（N は母数を表している）	60.9% (2016 年度) [N=1,368 件]	67.5% (2023 年度) [N=574 件]	80.0%
自然共生サイト ⁷⁹ の認定件数	—	1 件	10 件
特定外来生物の駆除活動参加人数	96 人	124 人	300 人

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・第2次生物多様性たからづか戦略
- ・宝塚市みどりの基本計画（改定版）

【コラム ネイチャーポジティブ】

近年、生物多様性の保全が気候変動と並ぶ重要な環境課題であるという理解が国内外で広がっています。令和4年（2022年）12月に開催された生物多様性条約第15回締約国会議（COP15）では、生物多様性の新たな世界的な目標である「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択され、2030年までに生物多様性の損失を止め、反転させて、回復軌道に乗せる「ネイチャーポジティブ」が提唱されました。

今の地球は、凄まじい速度で生き物が絶滅しているなど「ネガティブ」の状態にあります。これを2030年までに生物の種の数が増え、回復していくなど「ポジティブ」な状態にしていくために、生態系が豊かになるような経済活動へ切り替えていく取り組みが推し進められています。



環境省 ネイチャーポジティブより引用

⁷⁶ 生物多様性：P1 参照

⁷⁷ 侵略的外来種：外来種のうち、特に生物多様性を脅かすおそれのある種。

⁷⁸ 特定外来生物：P23 参照

⁷⁹ 自然共生サイト：P26 参照

(1) 生態系の保全と再生

本市の魅力的で特有の自然環境を将来に引き継ぐため、希少な動植物が生息・生育する生態系の保全を推進するとともに、地域ごとに特色のある美しい景観の基盤となっている自然環境の保全・再生・創出を促進します。

現在の市街化区域を広げることなく、市街地周辺の自然緑地を市民共有の財産として保全や育成に努めていきます。また、北部の豊かな自然環境と田園環境を保全していきます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 身近な動植物の生息環境に関心を持ち、調べ、理解を深めます。
- 地域の生物多様性保全・再生につながる活動に参加します。

【事業者の取組】

- 開発の際は、生物多様性保全の観点から、動植物の生息環境の保全に十分留意します。
- 地域の生物多様性保全・再生につながる活動に参加します。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市内の重要な生態系の調査（スポット調査）を継続して実施し、保全・再生に努めます。
- ◎市内の重要な生態系の自然共生サイトへの認定を推進し、30by30⁸⁰を目指します。
- 関係機関や環境保全活動団体などと連携し、市内に生息する生物に関する情報を収集し、政策の策定や実施に活かします。
- 開発計画に対しては、市街地の森林の保全など自然環境への配慮を求めます。
- 自然共生サイトに関する価値や魅力といった情報を、ホームページなどで積極的に発信します。

〔コラム 自然共生サイト ～細尾の棚田、池沼植物群落～〕

「細尾の棚田、池沼植物群落」は、令和5年（2023年・前期）に宝塚市第1号の「自然共生サイト」に認定されました。宝塚市北部玉瀬（西谷地区内）にあり、本地域は環境省の「生物多様性保全上重要な里地里山」に指定され、兵庫県レッドデータブック2020（植物・植物群落）においても、貴重な池沼植物群落としてBランクに選定されています。小さな棚田が複雑な地形を形成し、ため池との景観が美しく、棚田とため池を取り巻く畦畔、素掘りの水路、周辺の里山林など、さまざまな生態系に里地里山の植物が350種以上確認されているほか、両生類、魚類、昆虫類なども含め50種を超える貴重種が確認され、生物多様性の宝庫となっています。圃場整備は行わず、伝統的農法により農地が維持されており、生物多様性の保全が図られるとともに、文化や技術の伝承などの観点からも重要な場所です。



⁸⁰ 30by30：P26 参照

(2) 侵略的外来種⁸¹の防除、野生鳥獣の適正管理

侵略的外来種を早期に発見し、防除するために、国・県・近隣自治体からの情報を収集し、これらの被害を予防するために外来種被害予防三原則（入れない、捨てない、拡げない）を実行します。また、シカをはじめとした市内に生息する被害をもたらす野生鳥獣について、県や研究機関等と連携し、被害を軽減するため適切に管理を行います。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 侵略的外来種を持ち込みません。
- 特定外来生物⁸²を発見した際には速やかに情報を共有します。
- 飼育や栽培している侵略的外来種は逃がしたり、捨てたりしません。
- 特定外来生物の駆除活動に参加します。

【事業者の取組】

- 侵略的外来種を意図的・非意図的を問わず、移動させません。
- 知識や技術を活かし、特定外来生物の駆除活動に参加します。
- 事業所の敷地内において特定外来生物を除去し、生物多様性⁸³に配慮した在来種の植栽を実施します。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎侵略的外来種を駆除し、啓発や情報発信を行うとともに、必要に応じて計画的に防除します。
- 特定外来生物について兵庫県や近隣市町と連携して情報を収集し、啓発を行うとともに、市民にも呼びかけ、特定外来生物の駆除活動を実施します。
- 宝塚市鳥獣被害防止計画に基づき、捕獲体制を充実させ、イノシシやシカなどの有害鳥獣の被害の防止に努めます。
- 兵庫県や近隣市町、研究機関等と連携して、野生鳥獣に関する情報の収集、被害の防止に取り組みます。



クビアカツヤカミキリ

⁸¹ 侵略的外来種：P55 参照

⁸² 特定外来生物：P23 参照

⁸³ 生物多様性：P1 参照

2 持続可能な資源利用と生物多様性⁸⁴理解の促進

【現状・課題】

市域の約 65%は森林に覆われていますが、それらの多くが北部の山地・丘陵地に分布し、南部の台地部では開発により大きく減少しています。残存している森林も近年は十分に管理されなくなり、照葉樹林化⁸⁵やマツ枯れ⁸⁶、竹林の拡大が進行しています。森林は気候変動対策、生態系の保全、防災・減災など多面的な役割を担う重要な自然資本⁸⁷であり、その減少により、二酸化炭素の吸収・固定機能の低下、生物多様性への影響、防災・減災機能の低下が懸念されています。

また、農村地域においては人口減少や高齢化により、里地里山の環境を維持する担い手不足が大きな課題となっています。

河川、社寺林⁸⁸、まち山⁸⁹、公園など市街地の緑地については、生物多様性の保全だけでなく、景観形成、自然豊かなレクリエーションの場、暑熱の緩和に重要な役割を果たすなど、住民が健康で文化的な生活をするための基盤となっており、緑地を適切に保全・整備し、緑化の機能の維持向上が求められます。

【環境指標】

環境指標	2015 年度	現状(2024 年度)	目標(2035 年度)
市民農園（北部・南部地域）利用者数	514 人	572 人	800 人
まち山保全活動団体数	6 団体	7 団体	10 団体
地域緑化モデル地区指定団体数	110 団体	111 団体 (2020 年度)	現状値以上 (2031 年度)
スポット調査結果における山麓・南部地域での劣化したスポットの割合（件数）	—	36.0% (9 か所/25 か所)	低減
市民アンケート「緑化活動への取組状況」に対する「日常的に取り組んでいる」「できる限り取り組むようにしている」の割合	43.2% (2016 年度) [N=1,368 件]	33.0% (2023 年度) [N=574 件]	増加

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・第 2 次生物多様性たからづか戦略
- ・第 3 次たからづか食育推進計画
- ・第 2 次宝塚市農業振興計画
- ・宝塚市みどりの基本計画（改定版）

⁸⁴ 生物多様性：P1 参照

⁸⁵ 照葉樹林化：人の手が入らなければ、森林はコナラやアバマキからなる雑木林から、シイ類やカシ類といった冬でも落葉しない樹木（照葉樹）を主体とした照葉樹林に遷移すること。

⁸⁶ マツ枯れ：マツノザイセンチュウという寄生虫（線虫）がアカマツやクロマツに寄生して起こす病気で、夏過ぎ、秋頃から発症しはじめる。この病気にかかると、マツは導管（水を吸う管）に障害を起こし、水が吸えなくなり、やがて枯れていく。

⁸⁷ 自然資本：P2 参照

⁸⁸ 社寺林：P24 参照

⁸⁹ まち山：都市部に残された里山的自然環境として、生物多様性の保全、都市防災機能の強化及び市民の身近な自然体験の場として活用できる森林。

(1) 自然資源の持続的な利活用

森林や農地、市街地の緑地などの自然資源について、適切な保全管理と持続可能な利活用を進めることにより、生物多様性⁹⁰の保全と地域の活力向上の両立を図ります。

地域で生産した農作物を地域で消費することにより、地域の農地・山地の維持継続に貢献するとともに、農地・山地から得られる自然の恵みとその重要性に対する理解の醸成につながるなど、多面的に生物多様性を保全します。また、森林の適切な整備により、防災・減災機能の向上を図ります。

一方、花き・植木産業や農業などにおいても、地域資源を活かした産業や環境配慮型の技術・サービスの展開を支援し、持続可能な地域経済の形成につなげます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 地産地消⁹¹の重要性を理解し、宝塚市産の農作物の購入に努めます。
- 花き・植木は、できるだけ在来種のもを購入します。
- 里地里山の維持管理、森づくり活動体験や体験農業などの活動に参加します。
- まち山⁹²をレクリエーション活動、文化活動に利用します。
- 県民まちなみ緑化事業⁹³を活用し、身近な自然環境を守るための活動団体や地域コミュニティを通じて、市街地の緑地を適切に管理します。
- 家庭での緑のカーテンや庭の緑化など、自然の恵み（冷氣や日陰）を賢く活用し、ヒートアイランド現象の緩和につながる潤いのある暮らしを実践します。

【事業者の取組】

- 花き・植木は、できるだけ在来種のもを購入します。
- 植木産業において、植生⁹⁴に配慮し、購入者に情報発信するよう努めます。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎地元の農作物を積極的に PR し、販路を確保します。
- ◎里地里山や市民参加型で整備されている森林の普及に取り組み、生物多様性に係る現状を把握し、これらの環境の活用に取り組みます。
- 市民農園の充実を図ります。
- 学校給食における地元産農作物利用の拡大を進めます。
- 森林環境譲与税⁹⁵等を活用した森林整備を検討します。
- 特別緑地保全地区、緑化重点地区⁹⁶などにおいて保全・緑化を推進するとともに、市街地に残存する緑地について適切な維持管理を図ります。
- 市施設での緑のカーテン事業を通じて、緑化の推進や省エネルギーの促進を図ります。

⁹⁰ 生物多様性：P1 参照

⁹¹ 地産地消：P1 参照

⁹² まち山：P58 参照

⁹³ 県民まちなみ緑化事業：都市環境の改善や防災性の向上等を図るため、県民緑税を活用し地域主体の緑化活動を支援する制度。

⁹⁴ 植生：P22 参照

⁹⁵ 森林環境譲与税：「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」に基づき、森林の有する公益的機能（地球温暖化防止、水源涵養、土砂災害防止、生物多様性保全等）の持続的発揮を目的として、自治体に交付される財源。

⁹⁶ 緑化重点地区：都市緑地法に基づき、「みどりの基本計画」の中で定める地区。緑が少ない市街地や、歴史的景観が残される地区、花き・植木産業の技術を生かしたモデル地区、市民及び来訪者でにぎわう鉄道駅前など。

(2) 生物多様性の理解の促進

生物多様性は、私たちの暮らしを支える基盤であり、その価値は身近な自然との関わりの中で実感されるものです。市民一人ひとりが生物多様性の重要性や地域の自然環境の特徴を理解し、日常生活や事業活動の中で配慮した行動につなげられるよう、学びや体験の機会を通じて理解の促進を図ります。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 身近な自然に普段から目を向け、理解を深めます。
- 市が主催する市民講座などへ積極的に参加します。
- 市民講座や環境フォーラムなどで学んだ知識や経験を活かし、地域での環境関連学習や、保全活動などに取り組みます。
- 自然観察会や生物調査等に親子で参加し、自然資本⁹⁷の恵みを体感することで、生物多様性の理解を深めます。

【事業者の取組】

- 地域での保全活動などに取り組みます。
- 環境に関するイベントや講座などの開催情報を発信します。
- 生物多様性に関連した観察会や講座を開催します。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎広報、ホームページ、SNS を活用し、わかりやすい情報を発信します。
- 幅広い世代への理解を深めるため生物多様性に関連した観察会や講座を開催します。
- 地域や活動団体が自主的に行う環境保全活動を共催、後援等により支援します。
- 学校教育における、授業や総合的な学習の時間等を通じて、生物多様性や地域の自然環境について学ぶ機会を提供します。

[コラム 30by30⁹⁸と OECM]

「30by30」はネイチャーポジティブの達成に向けて、2030 年までに陸と海の 30%以上を保護地域等として健全な生態系として効果的に保全しようとする国際目標であり、生物多様性国家戦略でも目標の一つとして位置付けています。

2021 年時点では、日本の保護地域は陸域 20.5%、海域 13.3%にとどまっており、さらに保護地域を増やさなければいけません。しかし、我が国では国土の 30%を保護地域とすることは現実的ではありません。そこで、地域、企業、団体等によって保有・管理されている里地里山や企業林⁹⁹、社寺林¹⁰⁰などのように、生物多様性の保全が図られている土地を国際データベースに登録し、保護地域と同等とみなす OECM(Other Effective area-based Conservation Measures)という枠組みがあります。

⁹⁷ 自然資本：P2 参照

⁹⁸ 30by30：P26 参照

⁹⁹ 企業林：企業が環境保全活動の一環として、自ら所有あるいは自治体や地域と協定を結んで保全・管理に携わっている森林。二酸化炭素の吸収源としての機能に加え、社員教育や地域住民との交流の場、生物多様性の保全拠点としての役割が期待される。

¹⁰⁰ 社寺林：P24 参照

IV 健康に暮らせるまちづくり

1 大気環境の保全

【現状・課題】

本市の状況として、環境基準が設定されている大気汚染物質（6物質）のうち、二酸化硫黄¹⁰¹、二酸化窒素¹⁰²及び一酸化炭素については環境基準を満たしており、浮遊粒子状物質及び微小粒子状物質¹⁰³（PM2.5）については、一部の年度を除いて環境基準を満たしています。概ね良好な大気環境を維持していますが、光化学オキシダント¹⁰⁴については、環境基準の超過が見られる状況です。

環境基準を超過する要因としては、自動車や工場・事業場からの排出ガスのほか、国外からの汚染物質（黄砂等）の飛来による影響も考えられます。本市独自の対策だけでは対応が困難な問題でもありますが、県・近隣自治体と連携した対応を進めていくことが必要です。

青空と澄んだ空気を守るほか、温室効果ガス¹⁰⁵排出量の削減の観点からも公共交通の利用を促進するとともに、大気状況を今後も注意深く監視し、緊急時の対応などについて市民に周知していくことが求められます。

【環境指標】

環境指標	2015年度	現 状(2024年度)	目 標(2035年度)
環境基準達成率（大気質）	88.9%	77.8%	88.9%

（1）自動車排気ガスの低減

大気質の基準達成は、本市独自の対策だけでは困難な状況もありますが、自ら努力すべき部分は、今後も継続して取り組んでいく必要があります。温室効果ガス排出量の削減、低炭素社会の構築の面からも、自動車排気ガスの低減に向けた取組を進めていきます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 自動車の運転時には、不要なアイドリング、急発進、急加速は避けるなど、エコドライブを実践します。
- マイカーの購入時や買い替え時は、電気自動車、燃料電池自動車¹⁰⁶、ハイブリッド自動車¹⁰⁷など次世代自動車の購入を検討します。
- 公共交通機関や自転車、徒歩など環境にやさしい移動手段の利用を心がけます。

【事業者の取組】

- 自動車の不要なアイドリング、急発進、急加速を避けるなど、エコドライブを実践します。

¹⁰¹ 二酸化硫黄：P27 参照

¹⁰² 二酸化窒素：P27 参照

¹⁰³ 微小粒子状物質：P27 参照

¹⁰⁴ 光化学オキシダント：P27 参照

¹⁰⁵ 温室効果ガス：P1 参照

¹⁰⁶ 燃料電池自動車：P47 参照

¹⁰⁷ ハイブリッド自動車：エンジンとモーターの2つの動力源をもち、それぞれの利点を組み合わせて駆動することにより、省エネと低公害を実現する自動車のこと。

- 社用車の購入時や買い替え時は、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車など次世代自動車の導入やリースの活用を図ります。
- 公共交通機関の利用や自転車、徒歩など環境にやさしい通勤を推奨します。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市広報誌、ホームページなどにより、不要なアイドリング・急発進・急加速などを止め、燃費が良く、環境にやさしいエコドライブの情報提供と普及啓発を行います。
- 市が導入した自動車を活用したPRなどにより、電気自動車、燃料電池自動車、ハイブリッド自動車など次世代自動車の普及を促進します。
- 公共交通機関との連携による利便性の向上を図るとともに、自転車・徒歩などの身近で環境負荷の少ない移動手段の活用を促進します。

（２）大気汚染物質の監視と市民への情報発信

兵庫県と連携し、大気汚染物質に関する調査・監視活動を継続します。また、光化学スモッグ注意報の発令や PM2.5 注意喚起情報の発信等があった場合には、健康被害防止の観点から、速やかに市民へ情報発信を行います。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 廃棄物は、野外焼却することなく、適正に処理します。
- 大気に関する情報に関心を持つとともに、光化学スモッグ注意報の発令や PM2.5 注意喚起情報の発信等があった場合には、県や市のホームページ等で発信される情報を確認します。

【事業者の取組】

- ばい煙等の排出ガスの発生抑制や適正処理を実施し、排出基準や設備基準等を遵守します。
- 工事現場においては、散水や覆いの活用等により、粉じんの発生・飛散を防止します。
- 廃棄物は適正に処理し、違法な野外焼却はしません。
- あぜの草や下枝など営農による廃棄物の焼却の際には、風向きや時間など周囲の環境に配慮します。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- 大気汚染物質に関する調査・監視活動を継続し、光化学スモッグ注意報等の発令時や PM2.5 注意喚起情報の発信時は、事業者や市民が取るべき対応について速やかに情報発信を行います。
- 大気汚染防止法等に規定する施設の設置事業者に施設の維持管理等の指導を行い、大気汚染の未然防止に努めます。

2 水環境の保全

【現状・課題】

本市の河川及び地下水の水質は概ね環境基準を達成し、良好な水環境を維持していますが、一部の地点で自然由来と考えられるふっ素¹⁰⁸、ほう素、砒（ひ）素¹⁰⁹について、環境基準の超過が見られます。いずれの地点においても利水状況から見て健康影響が生じるおそれはありませんが、今後も継続的に監視を行う必要があります。

また、本市の有収水量（料金徴収の対象となった上水道の水量）は減少しており、市民の協力のもと、節水の成果が表れているものと評価できます。今後とも節水と併せて、雨水利用の促進などによる水資源の有効利用を啓発していくことが課題となっています。

土壌汚染¹¹⁰は地下水汚染とも密接に関連しており、有害物質の地下浸透防止の観点から、工場・事業場等の発生源対策が必要です。

「水と緑のネットワーク」の形成には、きれいな水が流れ、水に親しむ空間づくりが不可欠です。「市街地で環境学習ができる場が少ない」という市民の声に応えるためにも、地域住民や環境保全活動団体などとの協働のもと、河川の美化活動や環境保全活動を継続、充実していくことが求められます。

【環境指標】

環境指標	2015 年度	現 状(2024 年度)	目 標(2035 年度)
環境基準達成率（水質）	90.0%	97.1%	98.0%
河川水辺空間アドプト活動団体数	8 団体	7 団体	9 団体

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・宝塚市水のマスタープラン
- ・宝塚市水道ビジョン 2035
- ・宝塚市水道事業経営戦略
- ・宝塚市下水道ビジョン 2035
- ・宝塚市下水道事業経営戦略

¹⁰⁸ ふっ素：P34 参照

¹⁰⁹ 砒（ひ）素：P34 参照

¹¹⁰ 土壌汚染：人の事業活動その他の活動に伴い、土壌中に有害物質が残留、蓄積し、その結果、直接人の健康を損なう、または人の健康を損なうおそれがある農畜産物が生産され、若しくは農作物等の生育が阻害されることをいう。土壌汚染の原因となる物質は、カドミウム等の重金属やテトラクロロエチレン等の有機塩素系化合物、ダイオキシン類等であり、28 項目について環境基準が定められている。

(1) 水質汚濁及び土壌汚染の防止・対策

報道等で近年取り上げられている有機フッ素化合物（PFAS）等の要監視項目に指定された物質についても、調査等を実施し、市内の状況把握に努めます。

また、事業者の調査等で土壌汚染が確認された場合は、健康被害の防止のため、汚染土壌の適切な管理や処理について指導します。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 河川、道路側溝や水路等へ灯油等の油類やごみを投棄しません。
- 水質汚濁防止や土壌汚染対策に関する情報に関心を持ち、県や市のホームページ等から正しい情報を得るように努めます。

【事業者の取組】

- 水質汚濁に関する規制・基準を遵守し、水質汚濁事故の未然防止に努めます。
- 有害物質が事業場外へ流出又は場内で地下浸透しないよう、適切な使用及び管理を行います。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎水質調査・監視体制を継続し、必要に応じて測定地点や調査項目の拡充等を図ります。
- ◎水質調査結果を定期的にホームページ等に掲載し、市民に安心してもらえるよう努めます。
- 水質汚濁防止法等に基づき、工場・事業場への立入検査や規制遵守に係る指導等の発生源対策に取り組みます。
- 有害物質を使用する事業場に対して、土壌汚染を未然に防止するため、地下浸透の防止に関する構造基準等を遵守するよう指導します。
- 土壌汚染対策法に基づき、汚染土壌による健康被害の防止のため、汚染土壌の適切な管理及び処理について指導します。

(2) 水循環の保全・監視・汚染対策

自然の水循環は、河川の水質、水量、水辺の自然環境とともに、身の回りの生活環境に大きな影響を与えます。生態系への影響や自然環境との調和、防災対策を踏まえた河川の整備、森林の適切な保全管理等により、より良い水環境づくりを推進します。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 公共下水道等の計画区域外の場合は、合併処理浄化槽を設置します。
- 無駄な水は使用しないよう節水を心がけます。
- 雨水タンクなど雨水貯留施設の設置に努めます。
- 廃食油は廃食油リサイクルボックスに出す、水切りネットを使う、食べ残しを流さないなど、水をきれいに、大切にすることを実践します。

【事業者の取組】

- 工事や事業活動等による濁水や油の流出が起こらないように注意します。
- 化学肥料や農薬の低減、有機・低農薬栽培など、環境にやさしい農業に努めます。
- 畜産事業者は、事業排水や家畜糞尿等を適切に処理します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎市広報誌、ホームページ等での市民への情報提供により、台所で水切りネットを使用する、食べ残しを流さない、廃食油は廃食油リサイクルボックスに出す等家庭でできる生活排水対策の普及を図ります。
- 生活環境の向上と清浄な河川の水を守るために、公共下水道整備、合併処理浄化槽の設置促進等地域の状況に応じた生活排水処理対策を推進します。
- 雨水利用等、水の再利用や有効利用に関する情報提供を行い、水資源の保全に向けた意識高揚を図ります。
- 計画的な森林の保全と整備を推進し、地下水のかん養機能の向上を図ります。

(3) 水環境（河川・ため池・水路）の保全・美化と活用

本市では、アドプト制度¹¹¹を活用した環境保全・美化活動が継続的に実施され、多くの市民の参加を得ている実績があります。

今後も、市民参加、地域が一体となった河川、水路等の水環境の美化活動を推進するとともに、身近な場所での環境学習、自然環境保全活動の場としての活用を進めます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 河川、水路等の美化活動などに積極的に参加します。
- 身近な場所での環境学習、自然環境保全活動に参加します。

【事業者の取組】

- 地域の河川・水路等の清掃、美化活動に積極的に参加・協力します。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎河川、ため池、水路などの改修にあたっては、多自然川づくりの採用など、既存の生態系や自然環境に配慮した事業の実施を推進します。
- ◎地域住民や環境保全活動団体などとの協力のもと、地域が一体となり、川・池・水路等の水辺の清掃や美化活動、アドプト制度による環境保全活動の拡大を図ります。
- 身近な場所での環境学習、自然環境保全活動を推進します。

¹¹¹ **アドプト制度**：昭和 60 年（1985 年）にアメリカで導入された清掃美化活動が始まり。直訳すると「養子縁組をする」という意味。個人・団体・企業等と行政（公共施設管理者）が合意書を取り交わし、相互に役割を確認した上で、団体・企業等が道路や河川等の一定区画の清掃活動や植栽の手入れなどを行う活動及び制度。

3 騒音・振動・悪臭及び有害化学物質対策

【現状・課題】

「まちの静かさ」は市民の満足度が高い一方、公害に関する苦情では騒音が最も多く、その多くは、解体工事や建設工事に起因しています。

自動車騒音については、国道 176 号の沿線の一部等で、環境基準を上回る地点が見られますが、道路交通振動は、調査全地点で要請限度を満たしています。

また、市域の一部は大阪国際空港飛行経路下にあります。低騒音機の導入や運行方法の改善等により、航空機騒音は環境基準を達成しています。

騒音・振動については、事業者による規制遵守の徹底と対策の周知に加え、生活騒音に対する市民のマナー意識の向上が求められます。自動車騒音については、引き続き幹線道路を中心に状況を把握していく必要があります。

悪臭については、悪臭防止法に基づき全市域を規制地域としており、概ね良好な環境が保たれていますが、今後も規制の遵守と環境保全意識の向上を継続して進めていく必要があります。

【環境指標】

環境指標	2015 年度	現 状(2024 年度)	目 標(2035 年度)
環境基準達成率(騒音・振動)	97.0%	95.8%	100.0%
生活騒音苦情件数 ※騒音全苦情件数から事業系を除く	9 件	2 件	2 件
悪臭などの苦情件数	12 件	39 件	30 件

《取組の推進を補完・連携する計画など》

・宝塚市都市計画道路整備プログラム

(1) 騒音・振動対策

自動車を起因とする騒音・振動問題に対しては、道路管理者・交通規制所管庁と連携した対策を実施します。建設工事や工場等の事業活動に起因する騒音・振動問題に対しては、各種規制の遵守の徹底を指導します。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 自転車や公共交通機関の利用により、自動車利用に伴う騒音・振動の低減に努めます。
- 早朝や夜間は、音や振動に気を配った行動を心がけます。
- 日常生活において、早朝・夜間の騒音を防止するなど、周囲の生活環境に配慮した行動を心がけます。

【事業者の取組】

- 騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準等を遵守します。
- 早朝や夜間操業の時間調整等、周辺の生活環境に配慮します。

○建設工事では、低騒音・低振動型建設機械を使用し、作業時間にも配慮する等、騒音・振動の発生防止に配慮します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

◎事業者に対し、発生原因を特定し、適切な対策を図るよう指導するとともに、騒音規制法、振動規制法に基づく規制基準の遵守の徹底を図ります。

○適切な地点での自動車騒音測定を実施し、調査データはホームページ等に掲載します。

（２）悪臭及び有害化学物質対策

各種法令の遵守の徹底を図るとともに、悪臭の発生・拡散を防止するよう適切に対応します。また、日常生活における悪臭の発生抑制のため、環境意識や生活マナーの向上に努めます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

○ダイオキシン類¹¹²等の発生原因となるごみの焼却はしません。

○除草剤や猫除けの忌避剤等の化学製品は、近隣に配慮し用法・用量を守って使用します。

○日常生活において、周囲に悪臭を出さないように配慮します。

【事業者の取組】

○悪臭防止法に基づく規制基準等を遵守します。

○ダイオキシン類等の発生原因となるごみの焼却はしません。

○事業活動において、周囲に悪臭を出さないように配慮します。

○有害化学物質の取り扱いに細心の注意を払い、廃棄時には適切に処分します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目）

○工場・事業場から発生する悪臭については、公害苦情の状況を踏まえ、悪臭防止法に基づき指導します。

○市広報誌やホームページ等で悪臭防止に関する啓発等を行います。

◎大気、河川、地下水などにおける有害化学物質の定期的な調査の実施などにより実態把握を図ります。

¹¹² **ダイオキシン類**：ポリ塩化ジベンゾパラジオキシンの通称であり、ダイオキシン類対策特別措置法では、これにポリ塩化ジベンゾフラン及びコブラナーポリ塩化ビフェニルを加えてダイオキシン類としている。ダイオキシン類は、塩素を含む物質の焼却の過程で生成される有機塩素系化合物であり、その毒性は、発がん性、生殖毒性、催奇形性など多岐にわたる。また、ダイオキシン類は、分解されにくいいため、環境中に広く存在するといわれているが、量は非常にわずかである。

V 安全で快適な環境のまちづくり

1 景観の保全

【現状・課題】

本市は、六甲山地から長尾山地の山並みと武庫川を中心とした河川が織りなす自然景観、北部地域の農村・田園景観、大都市近郊の良好な住宅地と宝塚歌劇をはじめとする芸術文化が融合した街なみ景観のそれぞれが調和した特徴的な“宝塚らしさ”という大きな魅力を形成しています。

また、不法投棄を減らし年2回開催の「宝塚を美しくする市民運動¹¹³」（市民一斉清掃）などを通じて、美しい街並みを守っていきます。

【環境指標】

環境指標	2015 年度	現 状(2024 年度)	目 標(2035 年度)
市民アンケート「市域全体の景観保全への取組が十分できている又はできている」の割合	19.0% (2016 年度) [N=1,368 件]	28.3% (2023 年度) [N=574 件]	増加
「宝塚を美しくする市民運動」参加団体数 (参加者数)	470 団体 (65,007 人)	444 団体 (58,821 人)	480 団体 (60,000 人)

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・宝塚市景観計画
- ・宝塚市都市計画マスタープラン
- ・第2次宝塚市農業振興計画
- ・宝塚すみどりの基本計画（改定版）



逆瀬川



武庫川



ダリア園

¹¹³ 宝塚を美しくする市民運動：P1 参照

(1) 景観の保全

北部地域の田園・農村景観、山並みを背景とした自然景観、歴史・文化を感じる街なみ景観が調和した宝塚らしさの保全とより良い景観の形成を進めます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

○自然景観とまちなみ景観の調和した宝塚らしい景観の保全、活用、継承に協力します。

【事業者の取組】

○事業活動にあたり、周辺の景観に配慮するとともに、より良い景観形成に寄与するよう努めます。

○市の景観形成に関わる施策に協力します。

○県条例に基づき、屋外広告物などの適正な掲出と維持管理を行います。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

◎都市景観の形成に関する知識の普及・啓発を図ります。

○都市景観の形成に関する基本的、総合的な施策を策定し、推進することにより、形成地域固有の良好なまちなみの維持・形成を進めます。

(2) 美化活動の行き届いたまちづくり

市民は、きれいなまち、美しいまちに対して高い意識を持っています。地域が一体となった美化活動などを通して、さらにきれいなまちづくりを推進していきます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

○公園や河川など地域の美化活動に積極的に参加します。

○不法投棄、放置自転車、違反広告物の情報提供に協力します。

○空き家、空き地の適正な維持管理を行います。

【事業者の取組】

○地域と連携した清掃美化活動への参加など、美しいまちづくりに協力します。

○不法投棄の情報提供や適正な広告物の掲出に協力します。

○空事業所、未活用地、遊休地の適正管理に努めます。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

◎「宝塚美しくする市民運動」への参加団体・参加者数の拡大を図ります。

○公園のアドプト制度¹¹⁴を活用した地域の美化活動を支援します。

○監視カメラの設置など、ごみの不法投棄の防止対策を進めます。

¹¹⁴ アドプト制度：P66 参照

2 みんなにやさしいまちづくり

【現状・課題】

市民の多くが、子どもや高齢者にやさしく、いつまでも暮らし続けたい安全・安心で、快適なまちであることを望んでいます。

安全な歩道の整備や拡幅、自転車道の整備などによる誰もが安全・安心、快適に移動できる空間を確保するとともに、道路の利用者のマナーやモラル向上に関する啓発を併せて進めていくことが重要となっています。

【環境指標】

環境指標	2015 年度	現 状(2024 年度)	目 標(2035 年度)
自転車通行空間整備率	—	49%	増加
自転車に関する事故発生件数	138 件	118 件	減少
狂犬病予防注射接種率	68%	76%	80%
飼い主のいない猫の避妊・去勢手術実施数	123 件	37 件	40 件

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・宝塚市都市計画マスタープラン
- ・宝塚市都市計画道路整備プログラム
- ・宝塚市自転車ネットワーク計画

(1) 誰もが安心して生活できる移動空間の確保

環境や安全性に配慮した歩道のバリアフリー化、自転車通行帯の整備など、人と環境にやさしい道路・交通環境の改善を進めます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 歩行時や自転車利用時には、おもいやりとマナーの意識を持って、安全・快適な移動を心がけます。
- 違法駐車、放置自転車の情報提供に協力します。
- 駐車などのルールを守ります。

【事業者の取組】

- 違法駐車、放置自転車の監視・情報提供に協力します。
- 駐車などのルールを守ります。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎駐輪場、自転車通行帯などの整備とともに、自転車利用者への道路交通法の周知、マナー啓発により、安全・快適な自転車利用を促進します。
- ◎地域ニーズに対応した歩道の段差解消を進めるとともに、安全な歩行空間の維持・管理を推進します。

(2) マナーやモラル向上の啓発

市民の日常の生活の中での、マナーやモラルの向上に向けた継続的な啓発により、一人ひとりが快く暮らせるまちづくりを進めます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 散歩時のペットのふんの処理など、飼育のマナーを守ります。
- 飼い主のいない猫の地域猫活動に協力し、野生動物への無責任な餌やりはしません。
- 自転車を利用する際には、道路交通法を守るとともに、歩行者の安全に十分に気を付けます。
- 携帯機器を見ながらあるいは操作しながら歩く「歩きスマホ」や、自転車に乗る「ながらスマホ」（青切符導入）などの迷惑行為や危険行為はしません。
- 喫煙者は決められた場所でたばこを吸い、路上喫煙などをしないように努めるとともに路上喫煙禁止区域での喫煙はしません。
- ごみのばい捨て、不法投棄はしません。

【事業者の取組】

- 商品などの販売と併せて、利用のマナーや取扱いに関する注意事項の告知、周知を徹底します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎路上喫煙の危険性を周知し、喫煙マナーを啓発します。
- ペットの飼い方など、飼い主に対しマナーを啓発します。
- 飼い主のいない猫や野生動物への無責任な餌やりをしないように、マナーを啓発します。
- 歩行者、自転車利用者への交通マナー、道路交通法の周知を図ります。
- 駐輪場や駐車場、公園などへのポスターや広告の掲示により、駐輪マナーを啓発します。
- 空き家、空き地などの所有者に対しては、周辺の迷惑にならないように適正に維持管理するよう働きかけます。

VI みんなで取り組む環境づくり

1 環境学習・教育の推進

【現状・課題】

本市は、北部地域に希少な動植物が生息する生物多様性¹¹⁵の高い自然環境と、南部市街地に形成された街なみとが融合、共存する美しいまちです。

環境都市宣言において、「健全で恵み豊かな環境をはぐくみ、大きな「宝の塚」を築きあげて「環境都市・宝塚」とする」ことを宣言しています。

本市の特徴的な自然や景観を将来にわたって維持、向上させ、持続的に発展させていくためには、市民一人ひとりが地域の環境について学び、理解を深めるとともに、将来、環境に配慮した行動のできる人材を育成していくことが重要です。

例えば「ふれあいトーク」（出前講座）では環境に関するテーマも多く取り揃えています。また、学校のほか、森林・里山、農地、身近な地域の公園や河川、まち山¹¹⁶など、さまざまな場において、環境学習・教育の機会を充実し、市民一人ひとりの自主的な環境行動の実践につなげていくことが求められます。

【環境指標】

環境指標	2015 年度	現 状(2024 年度)	目 標(2035 年度)
環境に関するテーマのふれあいトーク(出前講座)の実施回数	—	2 回	10 回
市民アンケート「環境保全活動への参加状況」に対する「参加している」「できる限り参加するようにしている」の割合	30.3% (2018 年度) [N=1,259 件]	27.3% (2023 年度) [N=574 件]	50.0%
自然体験プログラムの参加者数 (水辺の生き物探検、西谷のむし観察会、ホタル観賞のタベ 等)	2,436 人	3,123 人	4,000 人

《取組の推進を補完・連携する計画など》

- ・第2次宝塚市消費者教育推進計画
- ・宝塚市みどりの基本計画（改定版）
- ・第2次宝塚市農業振興計画

¹¹⁵ 生物多様性：P1 参照

¹¹⁶ まち山：P58 参照

(1) 環境学習・教育の推進

小学校における総合的な学習の時間や関連する科目において、環境学習・教育の取組を充実し、自然に対する感性や環境を大切に思う心を育てます。

また、地域における生涯学習や環境に関するふれあいトーク（出前講座）などを活用し、子どもから大人まで幅広い世代が学べる場の設定などにより、地域の環境意識の向上を図ります。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 環境学習の場に積極的に参加し、世代や立場を超えた学びや対話を通じて、環境への理解を深めるとともに、持続可能な暮らし方の実践に努めます。
- さまざまな生態系（山、川、ため池など）や施設などを積極的に環境学習活動の教材として活用します。

【事業者の取組】

- 施設見学への対応、出前教室の講師など、地域の環境学習・教育の推進に協力します。
- 環境啓発イベントへ積極的に出展します。

【市の取組】（取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎生物多様性保全をはじめとする環境問題について、環境保全活動団体との協働により、環境活動の実践に向けた環境学習・教育活動を推進します。
- ◎地域の環境保全を行うことで、愛着と誇りを深めます。
- 消費者教育について推進します。
- ECO 講座や環境フォーラムなどの環境学習の場においては、子育て世代を含め多様な世代の市民が参加しやすいテーマを設定し、開催方法を工夫します。
- 再エネ、省エネを通じた地球温暖化¹¹⁷防止に関する学習・教育を推進します。
- 学校などの環境学習が円滑に行われるよう関係機関などと連携します。



環境啓発イベントでも活躍する電気自動車（公用車）

¹¹⁷ 地球温暖化：P5 参照

（２）自然体験と交流の推進

環境学習・教育は、市民が身近な地域の山や川で「実際に見て、ふれあい」・「体験して、興味を持つ」ことが大切です。地域の自然環境や体験施設、農地、里山・まち山¹¹⁸、河川・河川敷などでの自然体験学習ができる機会をつくれます。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 身近な地域や北部地域での活動体験や環境保全活動に参加します。
- 親子で参加できる体験学習会などに積極的に参加します。
- 農業体験イベントへの参加や、市民農園の利用を通じて農業について学びます。

【事業者の取組】

- 施設見学への対応や出前教室の講師などに協力します。
- 市民が参加できる体験学習会の実施や施設の貸し出しを行います。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎環境保全活動団体と連携し、体験学習の機会や場の充実を図ります。
- 農林業者などとの連携による農業体験や市民農園の実施を推進します。
- 河川での水辺教室、自然公園での動植物観察会など、自然体験学習を推進します。
- 自然保全に関する情報を積極的に発信します。



水辺の生きもの探検



西谷のむし観察会

¹¹⁸ まち山：P58 参照

2 環境保全活動の支援

【現状・課題】

本市の環境保全活動は、活動団体を中心に、積極的な活動が行われています。今後は、各団体相互の情報交流を活性化し、問題解決の早期化や新たな取組の創出などの相乗効果を発揮する体制や仕組みづくりが期待されます。

また、前計画で掲げていた環境マイスターをリーダーとした啓発の実施については、十分に図ることができませんでした。地域の環境保全活動を維持・発展させ、さらにより良い環境を創造していくためには、市民とともに地域の環境保全活動に積極的に取り組み、一人ひとりが環境に関心を持ち関わっていくことを継続的に進めていく必要があります。幅広い世代が気軽に環境保全について学べるようなポータルサイトや情報交換の仕組みなども含めたプラットフォームづくりを進めていきます。

【環境指標】

環境指標	2015 年度	現 状(2024 年度)	目 標(2035 年度)
環境部後援回数	—	22 回	30 回
環境保全活動団体数 (参加人数)	23 団体 (570 人)	22 団体 (402 人)	30 団体 (450 人)

(1) 市民の環境保全活動の交流の場づくり

環境保全活動に取り組む団体やグループのニーズを踏まえ、それぞれの活動をサポートするホームページ、SNS など情報発信、情報収集できる仕組みを整備するなど協力します。

市民・事業者・市の取組

【市民の取組】

- 市民環境フォーラムなどに参加します。
- 環境保全活動団体の活動を知り、状況に応じて活動に参加します。
- 身近な自然環境に興味を持って情報発信・共有し、活動の輪をつくります。

【事業者の取組】

- 地域の環境保全活動団体やグループの活動に協力します。
- 事業者として地域の環境保全に関する取り組みを行い、その取組を社内外に発信し、環境に配慮した企業活動への理解促進につなげます。
- 市民や地域団体、行政と連携し、環境保全や脱炭素に関する取り組みを協働で進めることで、地域全体での環境価値の創出と持続可能なまちづくりに貢献します。

【市の取組】（市の取組のうち、◎は重点取組項目、○はその他主な取組項目です）

- ◎環境保全活動団体の活動を積極的に紹介し、市民へ活動への参加を呼びかけます。
- 市民環境フォーラムを継続開催します。
- ◎環境保全に関するプラットフォームを作成し、誰でも気軽に環境保全に参加できる風土をつくるとともに、取組の実施や検証にも活用します。

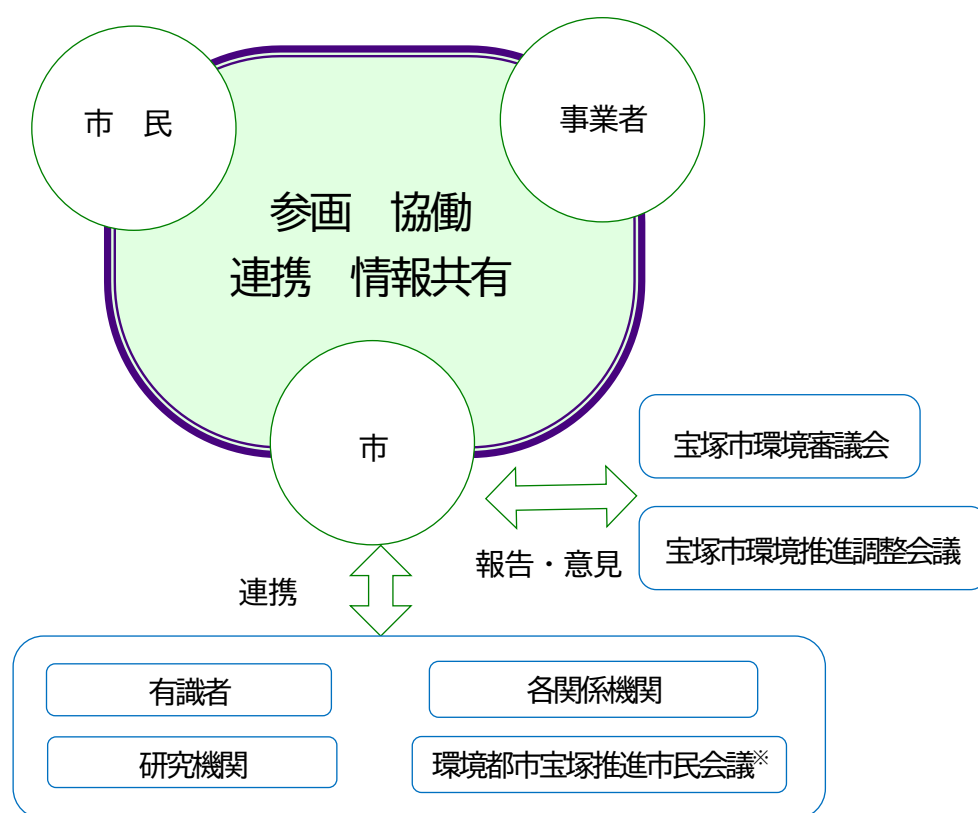
第5章 計画の推進

第1節 推進体制

市民、事業者及び市との連携と協働のもと、計画の効果的な推進を図ります。

市民、事業者及び市との連携と協働にあたっては、推進する施策の分野、事業の内容などに合わせて効果的な連携体制の構築を図ります。

また、必要に応じて、専門的な知見を有する有識者、大学などの研究機関、国・県の関係機関などとの連携をとります。



※「市民」とは、個人としての市民、自治会、まちづくり協議会、地域団体、市民活動団体、中間支援団体を表します。

※「環境都市宝塚推進市民会議」は、市民、事業者、環境団体や行政等が「協働し、一丸となって本市の環境を守り育てる」という認識のもと平成8年8月6日に設立した団体。交流・連携・協力し環境保全や啓発等の活動を行っており、2026年2月現在25団体が参加しています。

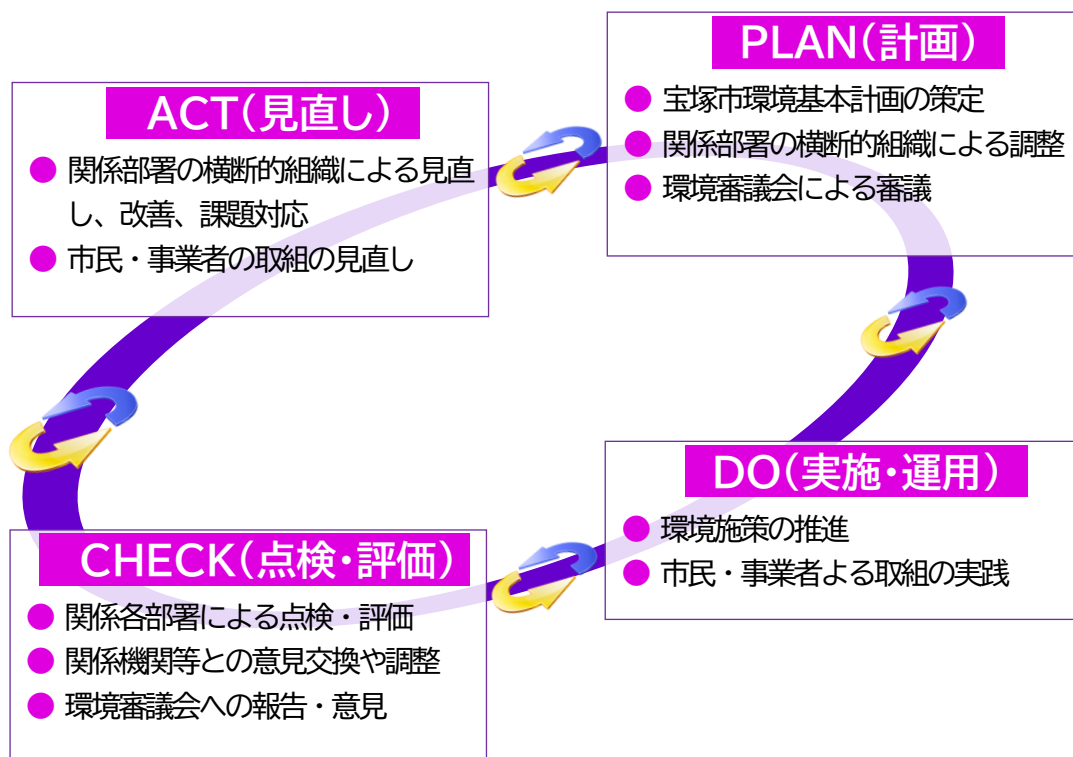
第2節 進行管理及び評価

1 進行管理

環境基本計画の推進にあたっては、計画の進捗状況の確認、状況に応じた調整など、計画の実効性を確保するために、適切な進行管理を行う必要があります。

本計画の進行管理は、PDCA サイクルにより行います。PDCA とは、下の図のように、PLAN（計画）→DO（実施・運用）→CHECK（点検・評価）→ACT（見直し）の4段階を繰り返すことによって、事業の継続的な改善を図るものです。PDCA の大きなサイクルとともに、プロセス間の小さなサイクル（調整）を確実に行うことで、全体の実効性を高めるとともに、施策推進の円滑化を図ります。

なお、事業の進捗に関する情報は、市広報誌やホームページなどを通して公表していきます。



2 点検・評価

本計画の進捗状況を客観的に把握・評価するため、各環境分野の施策の達成状況について「環境指標」により毎年度点検・評価します。

< 第4次宝塚市環境基本計画案策定の経緯 >

1 宝塚市環境審議会委員

(令和8年(2026年)3月31日現在)

区 分	氏 名	所 属 等	備 考
市内の公共的 団体の代表者	糸瀬 豊光	宝塚市自治会連合会 副会長	
	今住 悦昌	環境都市宝塚推進市民会議 副会長	
	土屋 智子	宝塚商工会議所 専務理事	令和7年(2025年) 10月31日まで
	阪上 広樹	宝塚商工会議所 1号議員	令和7年(2025年) 11月1日から
	松村 孝三	宝塚市自治会ネットワーク会議	令和7年(2025年) 10月31日まで
	加里 浩二	宝塚市自治会ネットワーク会議 評議委員	令和7年(2025年) 11月1日から
知識経験者	会長 澤木 昌典	大阪大学 名誉教授 (工学研究科)	
	副会長 遠藤 知二	神戸女学院大学 名誉教授	
	栃本 大介	神戸市建設局 森林・防災部 森林課 森林官	
	客野 尚志	関西学院大学 総合政策学部・総 合政策研究科 教授	令和7年(2025年) 10月31日まで
市民公募委員	富永 紗梨		令和7年(2025年) 10月31日まで
	森賀 本恵		令和7年(2025年) 10月31日まで
	横田 三月		令和7年(2025年) 10月31日まで
	明田 みゆき		令和7年(2025年) 11月1日から
	伊藤 友美		令和7年(2025年) 11月1日から
	川田 かおり		令和7年(2025年) 11月1日から

2 宝塚市環境審議会の開催

開催日時と検討経過

会議名	開催日	審議内容
令和6年度（2024年度） 第1回宝塚市環境審議会	令和7年3月21日 （2025年）	・第4次宝塚市環境基本計画の策定（諮問）
令和7年度（2025年度） 第1回宝塚市環境審議会	令和7年9月19日 （2025年）	・第4次宝塚市環境基本計画素案（地域概況） について
令和7年度（2025年度） 第2回宝塚市環境審議会	令和7年12月26日 （2025年）	・第4次宝塚市環境基本計画素案（方向性、施 策体系、現状と課題、取組案等）について
令和7年度（2025年度） 第3回宝塚市環境審議会	令和8年2月20日 （2026年）	・第4次宝塚市環境基本計画（案）について
令和7年度（2025年度） 第4回宝塚市環境審議会	令和8年3月25日 （2026年）	・第4次宝塚市環境基本計画（案）について（と りまとめ） ・パブリックコメントの実施について

第 4 次宝塚市環境基本計画

発 行 日／令和 8 年（2026 年）8 月

発行・編集／宝塚市 環境部 環境エネルギー課

〒665-8665

兵庫県宝塚市東洋町 1 番 1 号

TEL(0797)77-2070（環境エネルギー課直通）

FAX(0797)71-1159

URL <http://www.city.takarazuka.hyogo.jp/>

